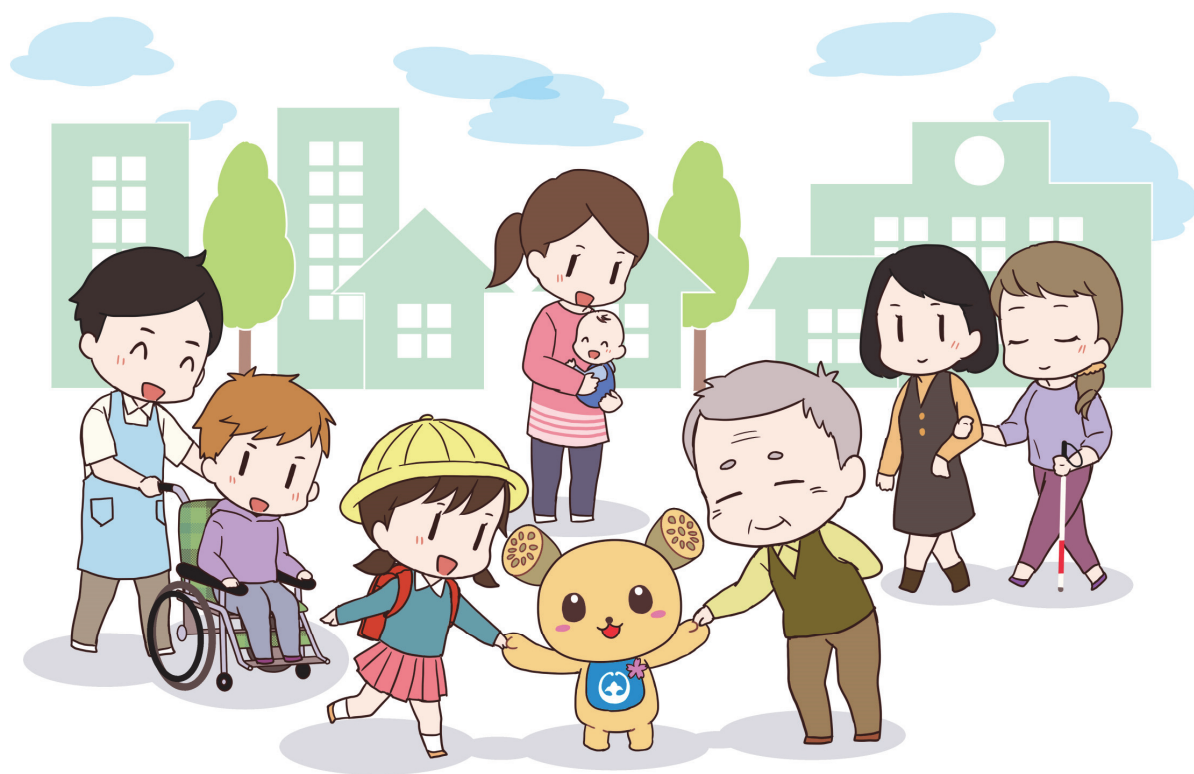
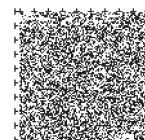
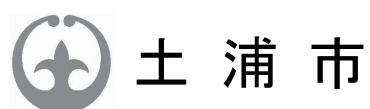
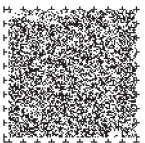


第2期土浦市障害者計画・
第6期土浦市障害福祉計画・
第2期土浦市障害児福祉計画



令和3年3月







はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に「土浦市障害者計画」、平成 30 年 3 月には「第 5 期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づき、関係団体・事業者をはじめとする多くの皆様と協力して、障害福祉施策を取り組んでまいりました。

国では、平成 30 年 3 月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」、令和元年 6 月には「障害者雇用促進法」を改正し、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援にきめ細

かく対応するための体制整備が進められています。一方で、障害者の高齢化や障害の重度化等により、障害福祉に関するニーズが多様化し、障害福祉サービス等の実施主体である自治体に求められる役割は、今後、ますます重要になっています。

このような中、本市では社会情勢の変化などに的確に対応し、障害者施策の一層の推進を図るために前計画を見直し、新たに「ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる まちをめざして」の基本理念のもと、「第 2 期土浦市障害者計画・第 6 期土浦市障害福祉計画・第 2 期土浦市障害児福祉計画」を策定いたしました。

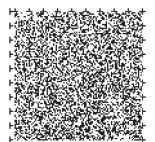
本計画は、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けて、これまでの基本理念を見直し、障害児者のニーズを柔軟に取り込みつつ、必要な各種サービスが計画的に提供されるよう障害者サービスの目標と見込み量を定め、本市における障害福祉サービスの利用実情を基に、障害福祉施策の方向性を示しております。

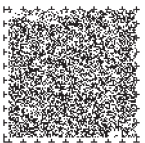
今後も引き続き、市民や関係団体の皆様との協働を基本に、障害者への理解を深め、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備に努めてまいりますので、より一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱意をもってご審議いただきました土浦市障害者計画策定委員の皆様や関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

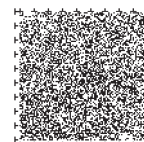
土浦市長 安藤真理子

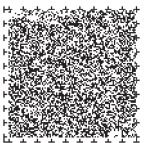




目次

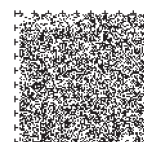
第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の性格と位置づけ	5
3	計画期間	5
4	計画の対象	6
5	計画の策定体制と市民意見の反映	6
第2章	本市の現状	7
1	障害者の現状	9
2	アンケート調査結果概要	14
3	ヒアリング調査結果概要	33
4	第5期障害福祉計画の進捗状況	39
5	計画策定に向けた課題	46
第3章	計画の基本的な考え方	49
1	計画の基本理念	51
2	計画の基本目標	52
3	計画の体系	54
第4章	施策の展開（障害者計画部分）	55
	【個別施策の体系】	57
	基本目標1 あたたかな安心できるまちづくり	60
	基本目標2 すべての子がいきいきと育つまちづくり	74
	基本目標3 就労や多様な社会参加の促進	82
	基本目標4 総合的な福祉サービスの提供	88
第5章	障害福祉サービス等の見込（障害者）	103
1	障害者数の推計	105
2	サービス確保の方針	107
3	成果目標	109
4	障害福祉サービス量等の見込（活動指標）	113
第6章	障害児福祉サービス等の見込	125
1	成果目標	127
2	障害児福祉サービス量等の見込（活動指標）	129
第7章	計画の推進	133
1	計画の推進体制	135
2	計画の進行管理	136
資料編		137

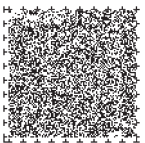




第 1 章

計画策定にあたって





1 計画策定の背景と趣旨

土浦市では、平成 27 年に「土浦市障害者計画（後期計画）」（6 ヶ年計画）を、平成 30 年 3 月に「第 5 期土浦市障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」（3 ヶ年計画）を策定し、『ともに生きる うるおいのある まちをめざして』とする基本理念のもと、障害のある人も障害のない人もともに生活し、楽しくいきいきと暮らしていける社会の構築をめざし、障害者施策に取り組んできました。

一方で障害者福祉を取り巻く環境は、高齢化や障害の重症化、発達障害*や医療的ケア児などをはじめとする特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

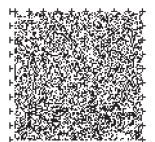
また、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令などがあり、そのような状況下で安定した障害福祉サービス等の提供体制の重要性が再認識されました。

このような現状の変化をふまえ、国の障害者施策においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）」の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法*）」及び「児童福祉法*」の改正など、社会福祉に関する法整備が進められています。

本市においても、障害者及び障害児施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを位置付け、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会*」の実現をめざし、「第 2 期土浦市障害者計画」及び「第 6 期土浦市障害福祉計画・第 2 期土浦市障害児福祉計画」を一体性のある計画として策定します。

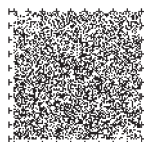
(注) 本文中で文字の右肩に*印のある用語の意味は、P.163 からの「用語解説」で解説しています。

*印は、はじめて出てきた場合にのみ付けています。



■最近の主な関連法制度・計画の動き

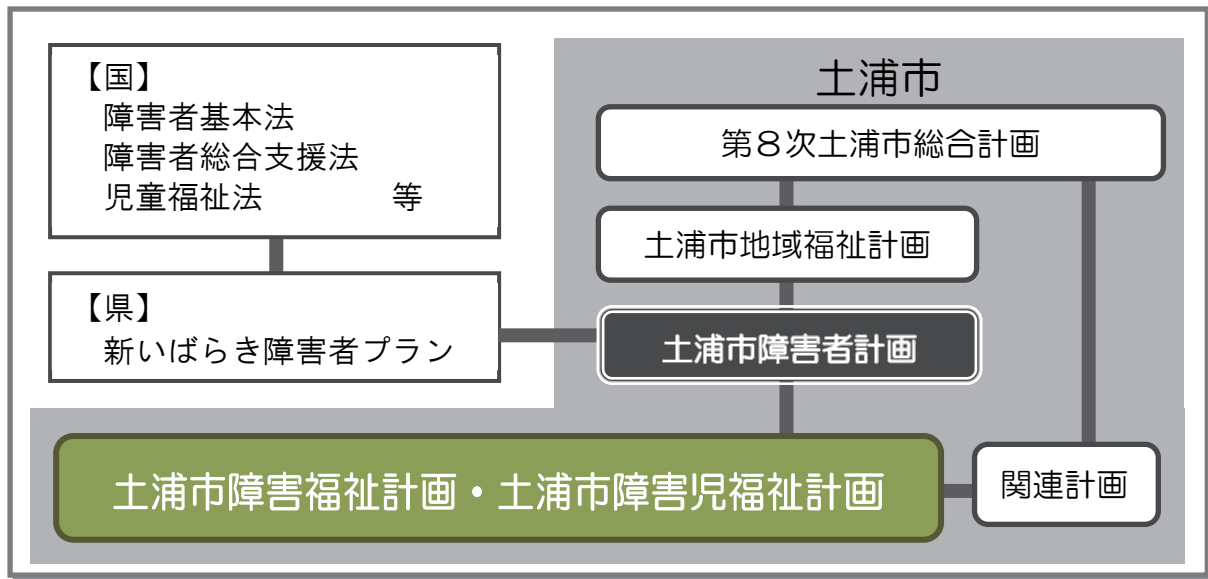
時期	法律・計画名等	主な内容
平成 24 年 4 月	児童福祉法 の改正	障害児支援の強化として児童福祉法を基本とした身近な地域での支援の充実、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の創設など。
平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法* （障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行	障害者虐待とその類型等を定義。虐待*を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行【一部平成 26 年 4 月施行】 ※障害者自立支援法からの移行	「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会*を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁*の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念に、障害者の範囲の拡大、障害支援区分*の創設、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加など。
平成 25 年 4 月	障害者優先調達推進法* （国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行	国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るなど。
平成 25 年 9 月	国の 障害者基本計画 の策定【対象期間：平成 25 年度～29 年度】	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調を基本原則に障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。
平成 26 年 1 月	障害者権利条約批准*	障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、「合理的配慮*の否定」なども含むあらゆる差別を禁止し、障害者が他の人と平等に、自立した生活を送れるための地域社会への包容について定める。
平成 27 年 3 月	土浦市障害者計画 の策定【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】 ※障害者基本法*に基づく計画	「ともに生きる うるおいのある まちをめざして」を基本理念に、4 つの基本的視点から、4 つの基本目標を設定。
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法 （障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、民間事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど。
平成 28 年 4 月	改正障害者雇用促進法* （障害者の雇用の促進等に関する法律）の施行【一部平成 30 年 4 月施行】	雇用分野における障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務を定め、精神障害者を法定雇用率*の算定基礎に加えるなど。
平成 28 年 5 月	成年後見制度利用促進法 の施行	判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や契約行為を行える成年後見制度*の利用促進を図る。
平成 28 年 8 月	改正発達障害者支援法* の施行	一人一人の特性に応じ、学校での個別計画の作成や事業主への雇用の確保を求めるなど、教育・就労の支援充実が柱。
平成 30 年 3 月	土浦市障害福祉計画（第 5 期）・土浦市障害児福祉計画（第 1 期） の策定【計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度】 ※障害者総合支援法に基づく計画	障害者及び障害児数の推計とサービス確保の方針をもとに、成果目標とサービス量等の見込（活動指標）を設定。
平成 30 年 4 月	障害者総合支援法、児童福祉法 の改正	自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、医療的ケアを要する障害児に対する支援など。
令和元年 6 月	障害者雇用促進法の改正 【段階的に施行】	民間事業者に対する、障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援や、国・地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握に関する措置など。



2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条に基づく「市町村障害児福祉計画」を、一体的に策定するものです。

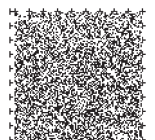
策定に当たっては、本市の「第 8 次土浦市総合計画」を基本とし、国や県の計画に則したものとするとともに、「土浦市地域福祉計画」など、本市の関連計画との整合を図ります。



3 計画期間

「第 2 期土浦市障害者計画」の期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間、「土浦市障害福祉計画（第 6 期）」及び「土浦市障害児福祉計画（第 2 期）」の期間は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
土浦市障害福祉計画		第5期		第6期			第7期		
			見直し			見直し			見直し
土浦市障害児福祉計画		第1期		第2期			第3期		
			見直し			見直し			見直し
土浦市障害者計画		第1期		第2期					
			見直し						見直し



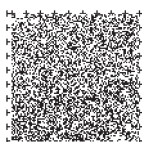
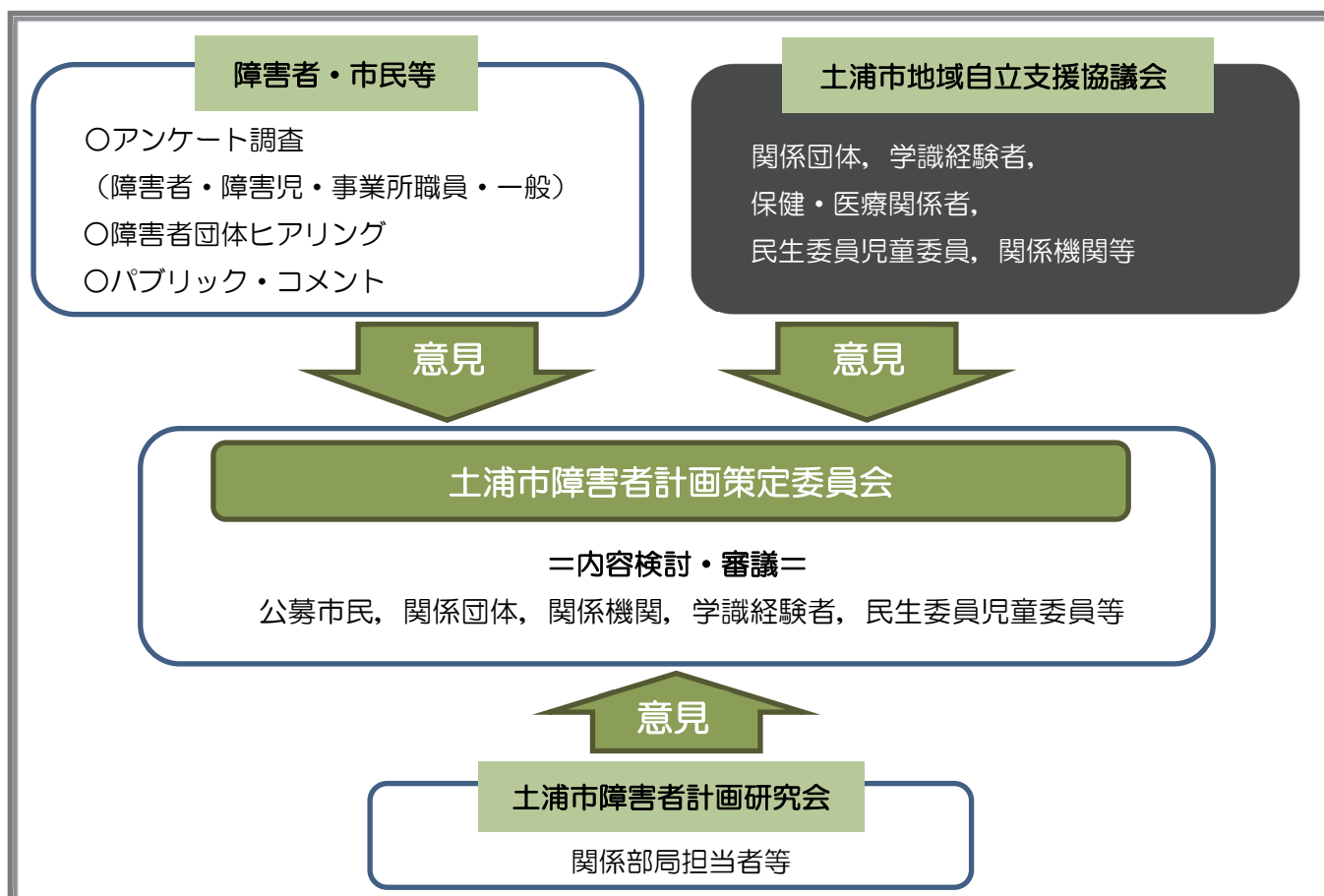
4 計画の対象

この計画における「障害者」とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障害者、「知的障害者福祉法」に規定する知的障害者のうち18歳以上である者、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害者支援法に規定する発達障害者を含み知的障害者を除く）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。また、「障害児」とは、「児童福祉法第4条第2項」に規定する障害児をいいます。

5 計画の策定体制と市民意見の反映

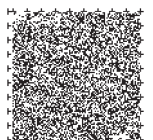
計画の策定にあたっては、公募市民、障害者団体及び関係機関等の役職員、学識経験者、民生委員児童委員等により構成する「土浦市障害者計画策定委員会」において、計画内容などについて検討・審議を行いました。

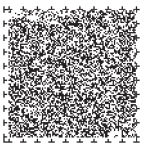
令和元年9月にはアンケート調査（障害者・障害児・事業所・一般市民）と、令和2年度には障害者団体ヒアリング調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。その他、「土浦市地域自立支援協議会*」へ意見を求めた他、市民の意見を広く募って計画に反映させるため、パブリック・コメント*を実施しました。



第 2 章

本市の現状





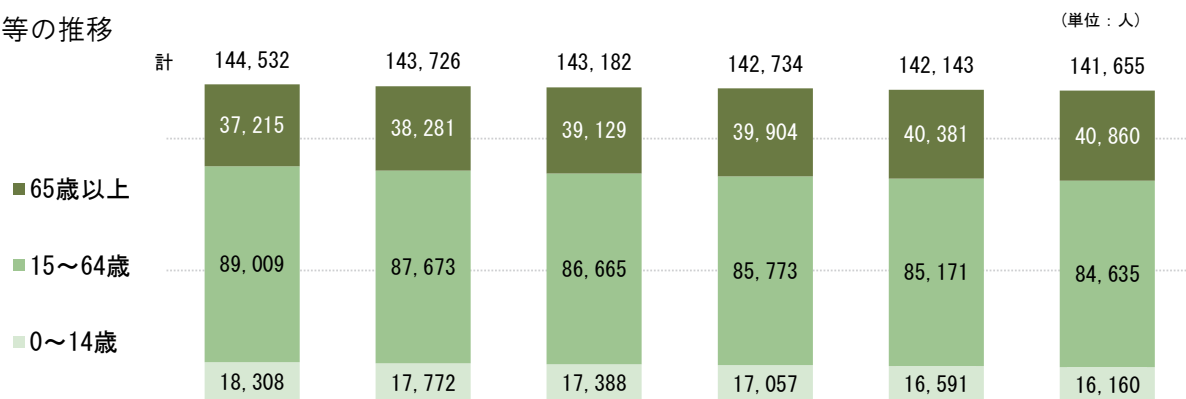
1 障害者の現状

(1) 土浦市の人口等の推移と見通し

○本市の総人口は、なだらかに増加を続けてきましたが、少子高齢化の進行とともに今後は人口が減少していく見通しにあります。

○世帯数の増加に伴って一世帯当たりの平均人員数の減少が進んでいます。人口の高齢化と相まって、家庭や地域を支える力が減退していくことが危惧されます。

■人口等の推移

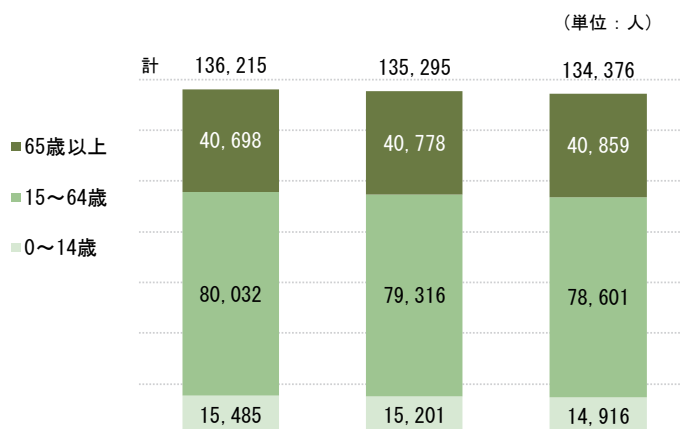


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0～14歳	12.7%	12.4%	12.1%	12.0%	11.7%	11.4%
15～64歳	61.6%	61.0%	60.5%	60.1%	59.9%	59.7%
65歳以上	25.7%	26.6%	27.3%	28.0%	28.4%	28.8%
世帯数	63,491	63,937	64,552	65,334	66,087	67,023
一世帯当平均人員数	2.28	2.25	2.22	2.18	2.15	2.11

(注) 構成比は、小数点以下2位を四捨五入しているため、和が100.0%になりません(以下同様)。

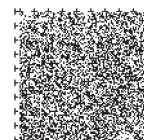
資料：住民基本台帳(各年4月1日)

■将来人口の推計



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～14歳	11.4%	11.2%	11.1%
15～64歳	58.8%	58.6%	58.5%
65歳以上	29.9%	30.1%	30.4%

資料：国立社会保障人口問題研究所の推計を令和元年度までの実績値で補正して算出



(2) 土浦市の障害者の状況

○本市で障害者手帳を持っている人の数は、令和2年4月1日現在 6,186 人で、市の総人口の約 4.4%となっています。

○各障害者手帳所持者数では、身体障害者では 65 歳以上の人が 69.8%と全体の半数以上を占めており、高齢者人口の増加とともに今後とも増加していくことが見通されます。

○障害別には、自立支援医療*（精神通院）受給者（手帳所持者との重複あり）も含め、精神障害のある人と知的障害のある人が令和元年度に大幅に増加しています。

■障害者手帳所持者数（令和2年4月1日）

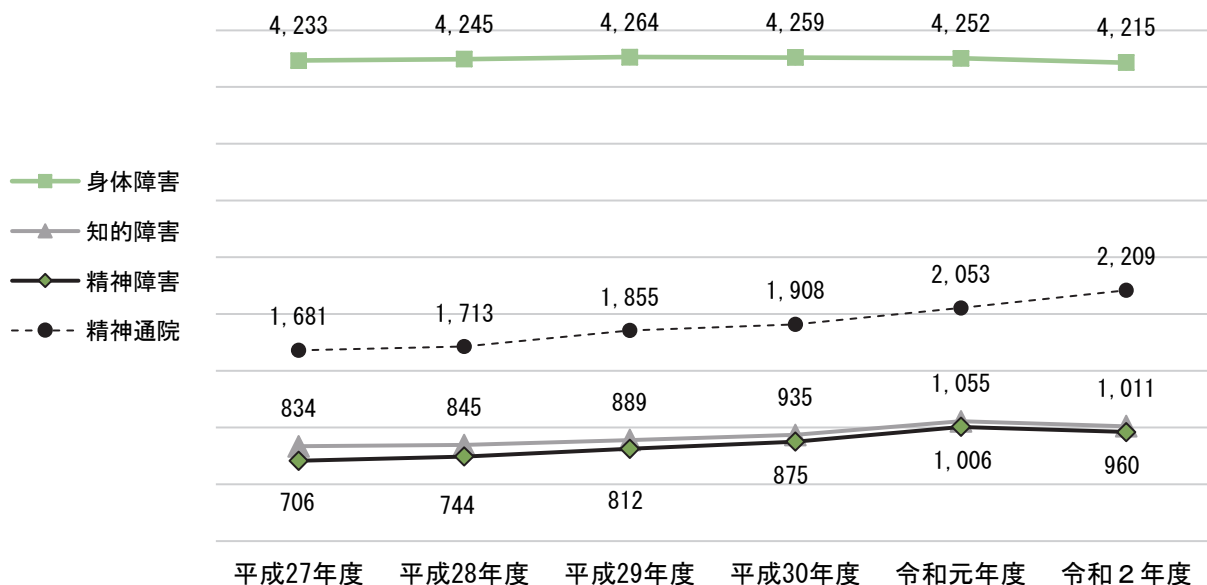
（単位：人）

区分	単位	総数	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	総人口比(%)
身体障害	人数(人)	4,215	70	1,205	2,940	3.0
	比率(%)	100.0	1.7	28.6	69.8	
知的障害	人数(人)	1,011	256	699	56	0.7
	比率(%)	100.0	25.3	69.1	5.5	
精神障害	人数(人)	960	17	818	125	0.7
	比率(%)	100.0	1.8	85.2	13.0	
合計	人数(人)	6,186	343	2,722	3,121	4.4
	比率(%)	100.0	5.5	44.0	50.5	

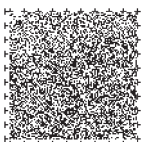
資料：土浦市（総人口は市内常住人口：141,655人）

■障害者手帳所持者数等の推移（各年4月1日）

（単位：人）



資料：土浦市（身体障害＝身体障害者手帳所持者，知的障害＝療育手帳所持者，精神障害＝精神障害者保健福祉手帳所持者，精神通院＝自立支援医療（精神通院）受給者）



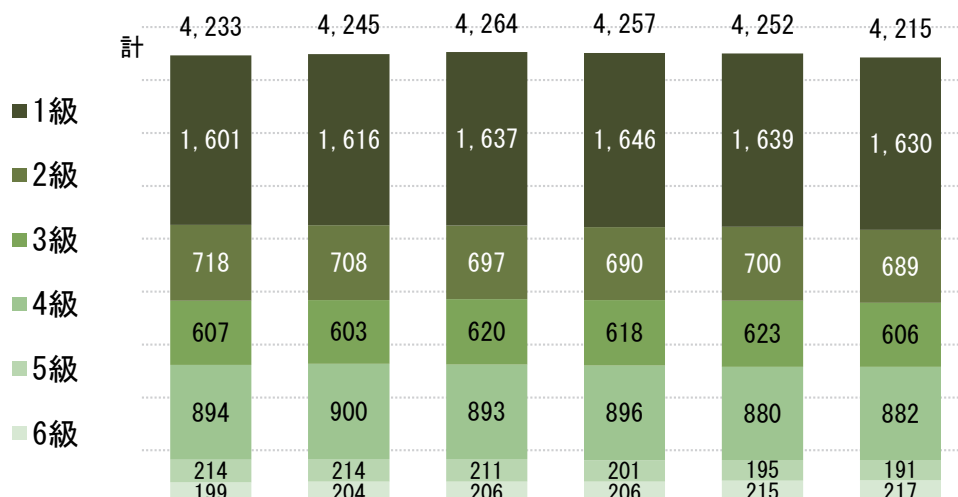
① 身体障害者の状況

○身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、令和2年4月1日現在、4,215人となっており、各年度で見ると、平成29年度以降は減少傾向となっています。

○種類別には、肢体不自由、内部障害の順で多く、等級別には、1・2級の重度障害者が2,319人と半数以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・各年4月1日）

（単位：人）

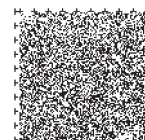


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	37.8%	38.1%	38.4%	38.7%	38.5%	38.7%
2級	17.0%	16.7%	16.3%	16.2%	16.5%	16.3%
3級	14.3%	14.2%	14.5%	14.5%	14.7%	14.4%
4級	21.1%	21.2%	20.9%	21.0%	20.7%	20.9%
5級	5.1%	5.0%	4.9%	4.7%	4.6%	4.5%
6級	4.7%	4.8%	4.8%	4.8%	5.1%	5.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■身体障害者手帳所持者数（種類・等級別・令和2年4月1日）

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	123	90	11	15	24	19	282
聴覚障害	3	90	38	66	1	107	305
音声言語障害	0	4	28	11	0	0	43
肢体不自由	408	484	331	452	166	91	1,932
内部障害	1,096	21	198	338	0	0	1,653
合計	1,630	689	606	882	191	217	4,215
構成比(%)	38.7%	16.3%	14.4%	20.9%	4.5%	5.1%	100.0%



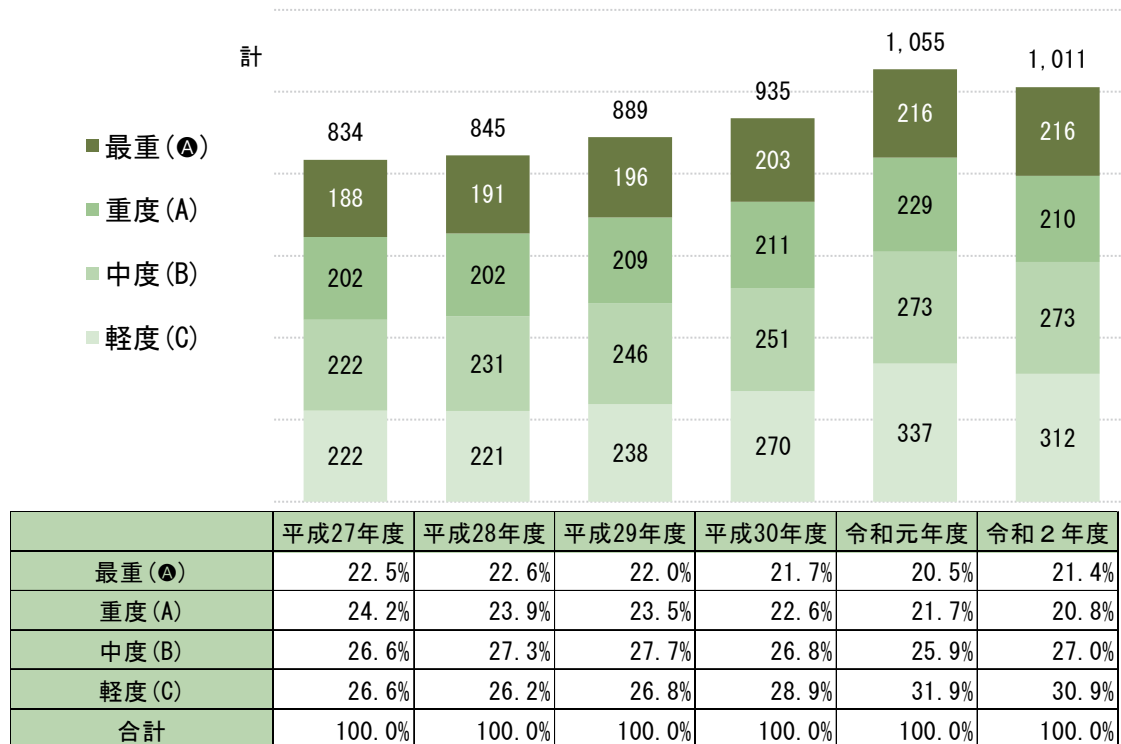
② 知的障害者の状況

○知的障害者（療育手帳所持者）数は、令和2年4月1日現在、1,011人となっており、令和元年に突出して増加しています。

○程度別には、最重度から軽度の4段階とも20%以上の分布となっています。年齢別には、令和元年以降18歳以上が750人を超えています。

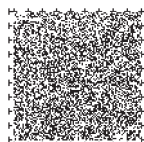
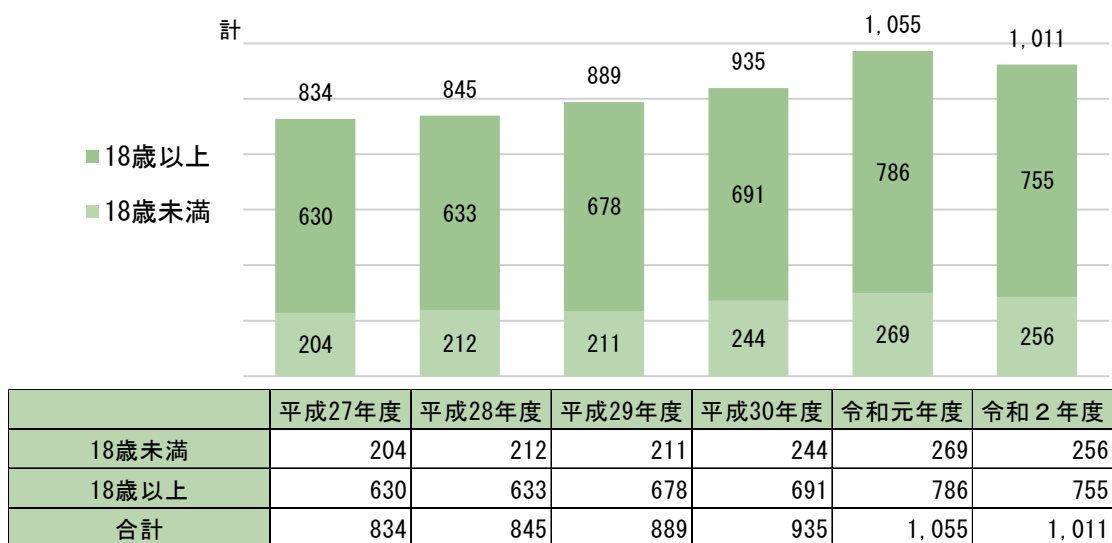
■療育手帳所持者数の推移（程度別・各年4月1日）

（単位：人）



■療育手帳所持者数の推移（年齢別・各年4月1日）

（単位：人）

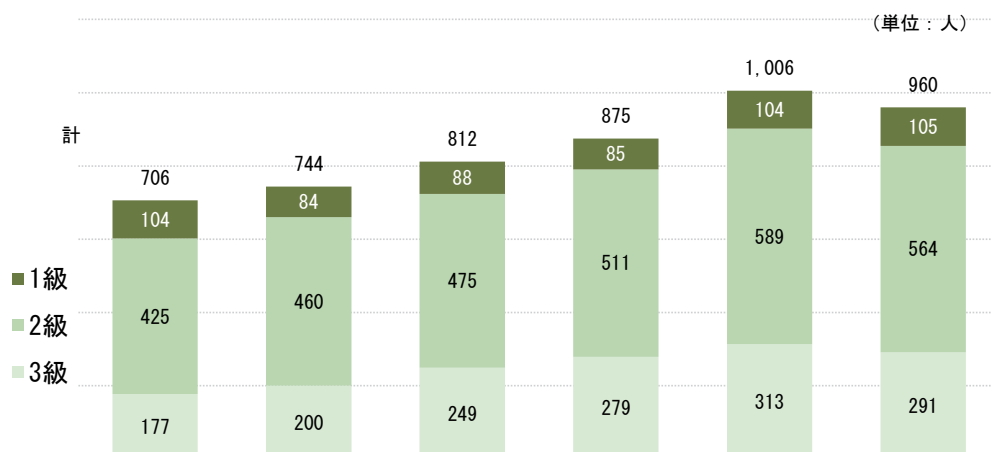


③ 精神障害者の状況

○精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、令和2年4月1日現在、960人となっており、令和元年に大幅に増加しています。

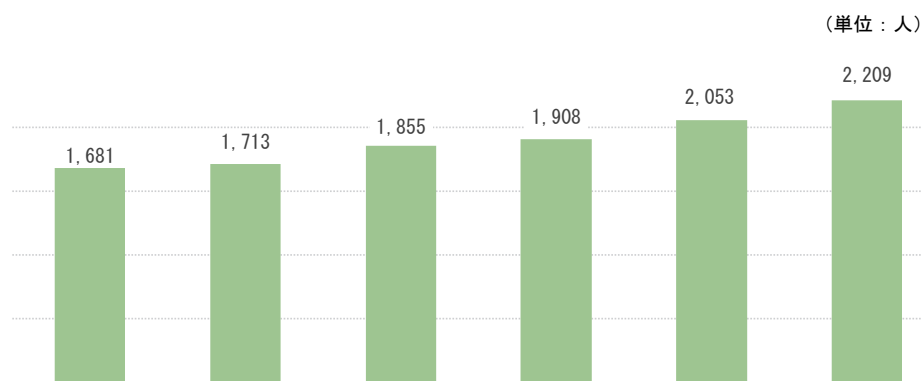
○自立支援医療（精神通院）受給者は、2,209人と、平成27年度の1,681人から31.4%増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別・各年4月1日）

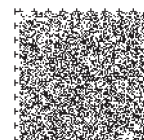


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	14.7%	11.3%	10.8%	9.7%	10.3%	10.9%
2級	60.2%	61.8%	58.5%	58.4%	58.5%	58.8%
3級	25.1%	26.9%	30.7%	31.9%	31.1%	30.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年4月1日）



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	1,681	1,713	1,855	1,908	2,053	2,209



2 アンケート調査結果概要

■調査の概要（令和元年9月20日～11月11日，配付・回収ともに郵送法で実施）

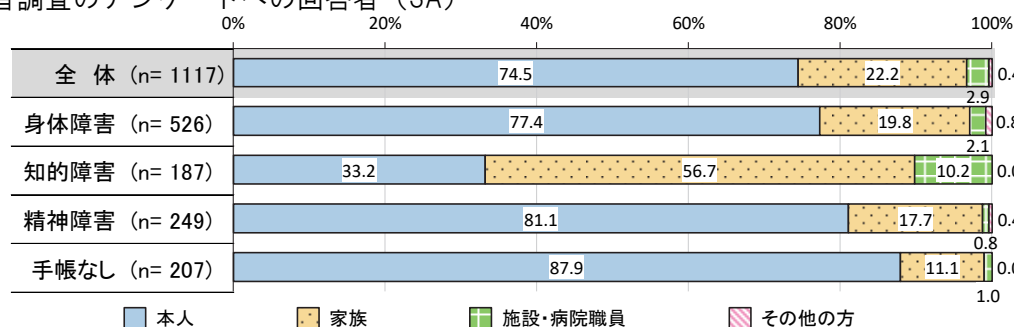
区分	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者調査	3,035 票	1,354 票	44.6%
障害児調査	400 票	155 票	38.8%
事業所調査	200 票	108 票	54.0%
一般調査	1,400 票	504 票	36.0%
計	5,035 票	2,121 票	42.1%

※障害者調査・障害児調査は手帳やサービスを受けている方の中から無作為抽出。

(1) アンケート調査への回答者

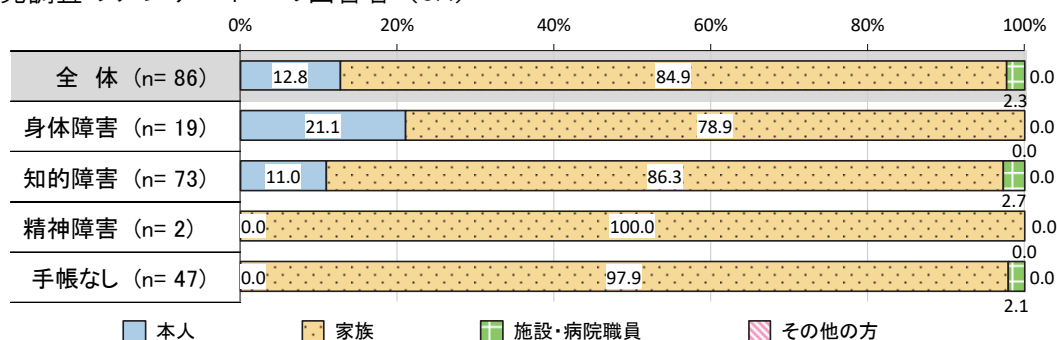
○障害者調査の回答者は，74.5%が本人，22.2%は家族となっています^{※1}。障害の種類別では，身体障害や精神障害，また手帳を持っていない場合は本人の割合が高くなっていますが，知的障害のある人は，66.9%が本人以外の人による回答です。

■障害者調査のアンケートへの回答者（SA）^{※2・※3 ※4}



○障害児の調査では，身体障害以外の，知的障害や精神障害，また手帳を持っていない子どもの場合，ほとんどが，家族による回答です。

■障害児調査のアンケートへの回答者（SA）

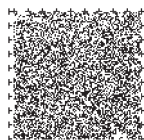


※1 本調査の前提としては，できるかぎり本人が答えることにし，本人が回答できない場合は，家族や援助（介助や手助け）をしている人が，本人の立場に立って回答することになっています。よって，調査で得られたデータは基本的に障害のある人本人のニーズや現状として扱います。

※2 図表のタイトルにおいて，「SA」は単数回答，「MA」は複数回答の設問であることを示しています。

※3 アンケートの集計は，全体の結果の他に，障害者手帳の取得状況により4つのグループに分けた結果を掲載しています。図中の「身体障害」は身体障害者手帳を，「知的障害」は療育手帳を，「精神障害」は精神障害者保健福祉手帳を取得している回答者の回答であり，「手帳なし」はいずれも取得していない回答者の回答となります。

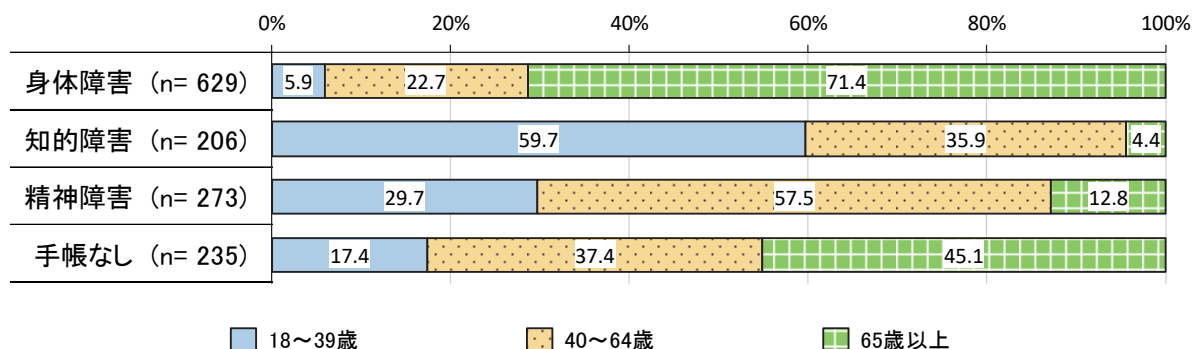
※4 項目の無回答を除いて集計しているため，各項目の「n」の合計が「全体」と一致しない場合があります。



(2) 本人について

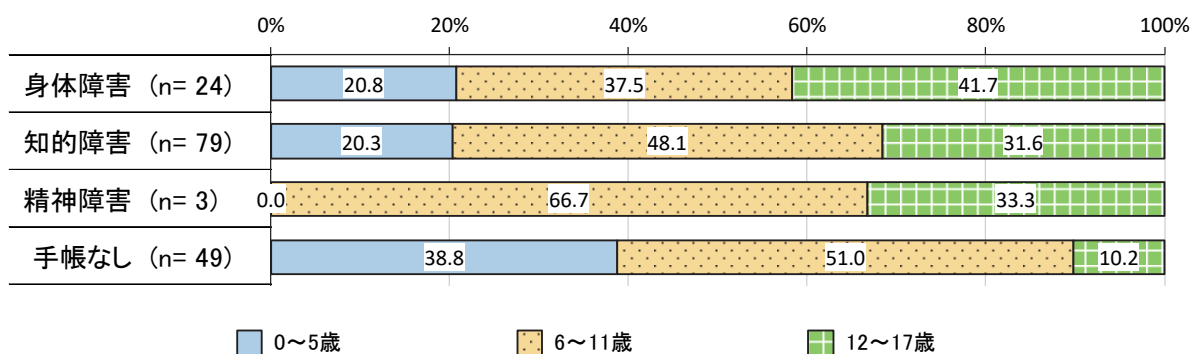
- 障害者調査における障害別の年齢構成については、身体障害のある人は、65歳以上が71.4%と最も多く、知的障害のある人は、18～39歳が59.7%と最も多くなっています。また、精神障害のある人は、40～64歳が57.5%と最も多くなっています。
- 手帳を持っていない人は、65歳以上が45.1%と最も多くなっています。

■障害のある人の障害別年齢構成（SA）



- 障害児調査における障害別年齢構成では、身体障害のある子どもは、12～17歳が41.7%と最も多く、知的障害、精神障害のある子どもは6～11歳がそれぞれ48.1%、66.7%と最も多くなっています。

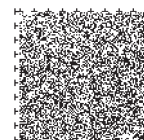
■障害のある子どもの障害別年齢構成（SA）



- 事業所調査において、運営主体は、営利法人（株式会社、有限会社など）が36人、社会福祉法人が31人、国・地方公共団体の直営が15人となっています。

■事業所＜上位項目＞（SA）

順位	事業所	回答数
1位	営利法人(株式会社, 有限会社など)	36人
2位	社会福祉法人	31人
3位	国・地方公共団体の直営	15人



(3) 障害のある人の生活

① 暮らし方

【障害のある人】

○各障害者において、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、精神障害のある人の場合、「ひとりで暮らしたい」の割合が他の障害のある人に比べ高くなっています。知的障害のある人の場合、障害者支援施設やグループホームを希望する割合が他の障害のある人より高くなっています。

■今後希望する暮らし方<上位項目> (MA)

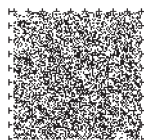
順位	身体障害 N=610		知的障害 N=198		精神障害 N=267		手帳なし N=232	
	1位	家族と一緒に暮らしたい	70.7%	家族と一緒に暮らしたい	55.6%	家族と一緒に暮らしたい	56.9%	家族と一緒に暮らしたい
2位	ひとりで暮らしたい	13.9%	障害者支援施設で暮らしたい	18.2%	ひとりで暮らしたい	30.0%	ひとりで暮らしたい	13.4%
3位	高齢者支援施設で暮らしたい	5.6%	仲間と共同生活したい(グループホームなど)	12.6%	その他	5.2%	高齢者支援施設で暮らしたい	3.9%
4位	障害者支援施設で暮らしたい	4.4%	ひとりで暮らしたい	10.6%	仲間と共同生活したい(グループホームなど)	3.7%	仲間と共同生活したい(グループホームなど)	1.7%
5位	その他	3.4%	その他	3.6%	障害者支援施設で暮らしたい	3.0%	その他	1.3%

※上位5位以内(以下同様)

○現在の収入は、「年金・特別障害者手当」「同居家族の給与・援助」「勤め先の給与・賃金」の3項目が上位を占めています。知的障害のある人の場合、これに次いで「通所施設・作業所などの工賃」の割合も高くなっています。

■現在の収入<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=625		知的障害 N=201		精神障害 N=274		手帳なし N=237	
	1位	年金・特別障害者手当など	80.3%	年金・特別障害者手当など	74.1%	年金・特別障害者手当など	62.4%	年金・特別障害者手当など
2位	同居家族の給与・援助	18.4%	同居家族の給与・援助	42.8%	同居家族の給与・援助	33.6%	勤め先の給与・賃金	40.9%
3位	勤め先の給与・賃金	13.9%	勤め先の給与・賃金	30.3%	勤め先の給与・賃金	28.1%	同居家族の給与・援助	30.4%
4位	生活保護	5.0%	通所施設・作業所などの工賃	22.9%	生活保護	9.1%	事業収入(自営業など)	5.5%
5位	財産収入(家賃収入など)	3.8%	別居家族や親戚の援助	5.0%	通所施設・作業所などの工賃	8.4%	その他	3.0%



○各障害者において地域で生活するために必要なこととして、「経済的支援」「福祉に関する情報提供」「緊急時、災害時等の支援体制」「相談窓口の充実」などが求められています。

■地域で生活するために必要なこと<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=555		知的障害 N=193		精神障害 N=261		手帳なし N=220	
1位	緊急時、災害時等の支援体制	30.5%	経済的支援	44.6%	経済的支援	59.0%	経済的支援	36.4%
2位	福祉に関する情報提供	29.7%	相談窓口の充実	38.9%	福祉に関する情報提供	42.1%	福祉に関する情報提供	31.4%
			福祉に関する情報提供					
			緊急時、災害時等の支援体制					
3位	身近な医療機関の確保	27.6%	/		相談窓口の充実	40.6%	身近な医療機関の確保	26.8%
4位	外出手段の確保	27.4%			就労支援の充実	35.2%	相談窓口の充実	25.9%
5位	経済的支援	26.5%	地域の理解	35.2%	地域の理解	29.9%	緊急時、災害時等の支援体制	21.8%

○外出時の困難なこととして、全体として「特にない」の回答が上位を占めていますが、次いで「道路に段差が多い」「交通機関がない」「人とのコミュニケーションが難しい」の割合が高くなっています。

■外出時の困難なこと<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=520		知的障害 N=189		精神障害 N=247		手帳なし N=216	
1位	特にない	37.1%	特にない	38.1%	特にない	30.4%	特にない	56.9%
2位	道路に段差が多い	21.3%	人とのコミュニケーションが難しい	32.3%	経費がかかる	28.3%	道路に段差が多い	13.0%
3位	障害者用駐車場がない(少ない)	16.5%	交通機関がない	14.3%	人とのコミュニケーションが難しい	23.1%	交通機関がない	11.6%
4位	交通機関がない	14.8%	経費がかかる	13.2%	人目が気になる	22.3%	経費がかかる	9.7%
5位	経費がかかる	11.3%	人目が気になる	11.6%	交通機関がない	19.8%	障害者用駐車場がない(少ない)	8.8%
	障害者用のトイレがない(少ない)							



【障害のある子ども】

○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけは、身体障害のある子どもは、「病院・医療機関での受診」が、その他は「保護者自身が気付いた」が最も高い割合となっています。

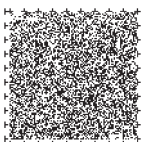
■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけ<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=23		知的障害 N=78		精神障害 N=3		手帳なし N=49	
1位	病院・医療機関での受診	39.1%	保護者自身が気付いた	50.0%	保護者自身が気付いた	66.7%	保護者自身が気付いた	57.1%
2位	生まれてまもなく知らされた	30.4%	健康診断(乳幼児健診など)	25.6%	保育園や幼稚園などの教職員から	33.3%	保育園や幼稚園などの教職員から	30.6%
					その他			
3位	保護者自身が気付いた	21.7%	生まれてまもなく知らされた	19.2%	/	/	/	/
	健康診断(乳幼児健診など)							
	その他							
4位	/		病院・医療機関での受診	14.1%	/		育児相談など	14.3%
5位	/		保育園や幼稚園などの教職員から	11.5%	/		家族や周りの人から	10.2%

○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先については、身体障害や精神障害のある子どもは「医療機関」の割合が最も高く、知的障害のある子どもや、手帳を持っていない子どもは「家族」の割合が最も高くなっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=23		知的障害 N=79		精神障害 N=3		手帳なし N=49	
1位	医療機関	91.3%	家族	53.2%	医療機関	100.0%	家族	61.2%
2位	家族	60.9%	医療機関	40.5%	家族	33.3%	療育支援センター	46.9%
					小学校や中学校などの教職員			
					療育支援センター			
3位	療育支援センター 土浦市健康増進課(保健センターの保健師)	13.0%	療育支援センター	39.2%	/		土浦市健康増進課(保健センターの保健師)	36.7%
4位	/		土浦市健康増進課(保健センターの保健師)	34.2%	/		保育園や幼稚園などの教職員	32.7%
5位	保健所	8.7%	保育園や幼稚園などの教職員	15.2%	/		医療機関	22.4%



○今後の暮らし方として、全体的に「家族と一緒に暮らしたい」の割合が高く、特に手帳を持っていない子どもは89.4%が今後家族と過ごすことを希望しています。

■今後希望する暮らし方<上位項目> (SA)

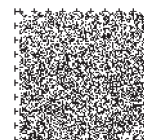
順位	身体障害 N=22 [※]		知的障害 N=79 [※]		精神障害 N=2 [※]		手帳なし N=47 [※]			
1位	家族と一緒に暮らしたい	86.4%	家族と一緒に暮らしたい	62.0%	ひとりで暮らしたい 家族と一緒に暮らしたい	50.0%	家族と一緒に暮らしたい	89.4%		
2位	ひとりで暮らしたい	4.5%	その他	16.5%	/	/	その他	8.5%		
	仲間と共同生活したい									
3位	その他		ひとりで暮らしたい	8.9%					ひとりで暮らしたい	2.1%
			福祉施設(障害者支援施設)で暮らしたい	5.1%						
4位										

※表に掲載している項目以外は0.0%となっています。

○地域で生活するために必要なこととして、「相談窓口など支援体制の充実」「経済的支援」「福祉に関する情報提供」「緊急時、災害時等の支援体制」などが求められています。障害の種類別にニーズの違いがみられ、精神障害のある子どもは「相談窓口など支援体制の充実」、知的障害のある子どもは「就労支援の充実」「放課後等デイサービス」、身体障害のある子どもは「経済的支援」、手帳未所持児は「学校内・園内でのサポート」の割合が高くなっています。

■地域で生活するために必要なこと<上位項目> (MA)

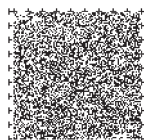
順位	身体障害 N=23		知的障害 N=76		精神障害 N=3		手帳なし N=49	
1位	経済的支援	52.2%	就労支援の充実 放課後等デイサービス	57.9%	相談窓口など支援体制の充実	66.7%	学校内・園内でのサポート	63.3%
2位	相談窓口など支援体制の充実	34.8%	/	/	福祉に関する情報提供	33.3%	放課後等デイサービス	55.1%
	福祉に関する情報提供							
	緊急時、災害時等の支援体制							
	地域の理解							
3位			学校内・園内でのサポート	44.7%			地域の理解	30.6%
4位			地域の理解	43.4%			就労支援の充実	26.5%
5位			緊急時、災害時等の支援体制	40.8%			放課後児童クラブ	24.5%
			経済的支援					



○外出するとき困難に感じることは、精神障害や知的障害のある子どもは「人とのコミュニケーションが難しい」を特に多くあげており、身体障害のある子どもは「障害者用の駐車場が少ない」，手帳未所持児は「車などが多く危険を感じる」と車での移動に関連する回答の割合が高くなっています。

■外出時の困難なこと<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=23	知的障害 N=76	精神障害 N=3	手帳なし N=48
1位	その他 43.5%	人とのコミュニケーションが難しい 39.5%	支援者がいない 車などが多く危険を感じる 人とのコミュニケーションが難しい その他 特になし 33.3%	その他 43.8%
2位	人とのコミュニケーションが難しい 障害者用駐車場がない(少ない) 17.4%	その他 34.2%	/	車などが多く危険を感じる 人とのコミュニケーションが難しい 27.1%
3位	/	車などが多く危険を感じる 19.7%		/
4位	道路に段差が多い 案内板がわかりにくい 障害者用トイレがない(少ない) 13.0%	交通機関がない 人目が気になる 13.2%		人目が気になる 8.3%
5位	/	/		/



② 相談・情報入手について

【障害のある人】

○悩み事の相談先としては、「家族・親戚」に次いで、「友人・知人」「医療機関」「福祉施設サービス事業所」の順となっています。知的障害のある人の場合、「福祉施設・サービス事業所」「市役所の福祉関係課」「相談支援専門員*」を利用する割合が、他の障害のある人より高くなっています。介護者の相談相手においても同様の傾向が見られます。

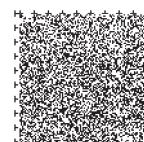
■相談先<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=596		知的障害 N=201		精神障害 N=271		手帳なし N=230	
1位	家族・親戚	75.5%	家族・親戚	71.1%	家族・親戚	67.5%	家族・親戚	78.3%
2位	医療機関	20.3%	福祉施設・サービス事業所	27.9%	医療機関	44.6%	友人・知人	37.0%
3位	友人・知人	19.3%	市役所の福祉関係課	25.9%	友人・知人	32.5%	医療機関	22.2%
4位	市役所の福祉関係課	12.4%	相談支援専門員	24.4%	市役所の福祉関係課	16.6%	相談することはない	8.3%
5位	相談することはない	8.4%	医療機関	21.4%	相談支援専門員 どこに相談したらよいかかわからない	11.4%	どこに相談したらよいかかわからない	7.4%

○福祉関連情報の入手手段は、「市の広報など」「市役所など行政の窓口」の割合が高くなっています。知的障害のある人と手帳未所持者の場合は「特にない」の割合が他の障害者より高くなっています。

■情報の入手手段<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=583		知的障害 N=195		精神障害 N=264		手帳なし N=229	
1位	市の広報など	37.4%	市役所など行政の窓口	29.2%	市の広報など	30.3%	市の広報など	46.7%
2位	新聞・テレビ・ラジオなど	30.2%	相談支援専門員 特にない	26.7%	市役所など行政の窓口	26.9%	インターネットなど 特にない	26.6%
3位	市役所など行政の窓口	22.8%	市の広報など 福祉サービス事業者	26.2%	インターネットなど	26.5%		
4位	特にない	21.1%			新聞・テレビ・ラジオなど	22.7%		
5位	福祉サービス事業者	13.9%					特にない	22.3%



【障害のある子ども】

○悩み事の相談先としては、共通して、「家族・親戚」の割合が高く、次いで「学校・職場」「医療機関」の割合が高くなっています。

■相談先<上位項目> (MA)

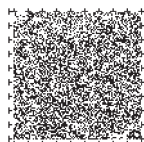
順位	身体障害 N=23		知的障害 N=78		精神障害 N=3		手帳なし N=48	
1位	家族・親戚	87.0%	家族・親戚	80.8%	家族・親戚	100.0%	家族・親戚	95.8%
2位	学校・職場	43.5%	学校・職場	50.0%	学校・職場 医療機関	66.7%	学校・職場	45.8%
3位	友人・知人	30.4%	医療機関	21.8%	/	土浦市健康増進課	25.0%	
4位	医療機関	26.1%	友人・知人 福祉施設・サービス事業所	17.9%		友人・知人	22.9%	
5位	相談支援事業所	13.0%				医療機関	20.8%	

○福祉関連情報の入手手段は、「学校（仕事）や保育園・幼稚園」の割合が高く、身体障害・精神障害のある子どもは「特にない」の割合が高くなっています。

■情報の入手手段<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=23		知的障害 N=80		精神障害 N=3*		手帳なし N=47	
1位	学校(仕事)や保育園・幼稚園	47.8%	学校(仕事)や保育園・幼稚園	36.3%	インターネットなど 市の広報など 学校(仕事)や保育園・幼稚園	33.3%	学校(仕事)や保育園・幼稚園	48.9%
2位	特にない	21.7%	インターネットなど	25.0%	/	インターネットなど	27.7%	
3位	インターネットなど 相談支援専門員 市役所など行政の窓口	17.4%	特にない	23.8%		相談支援専門員	23.4%	
4位			市の広報など	17.5%		福祉サービス事業者	19.1%	
5位			相談支援専門員	16.3%		市役所など行政の窓口		

※表に掲載している項目以外は0.0%となっています。



(4) 就学と就労

① 教育・就学について【障害のある子ども】

○通い先としては、0～5歳の子どもは「療育支援センター」「認定こども園」の順で高い割合となっています。6～11歳の子どもは「小学校の特別支援学級*」「特別支援学校*」の順で高い割合となっています。12～17歳の子どもは、「特別支援学校」の割合が特に高くなっています。

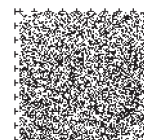
■通園・通学先<上位項目> (SA)

順位	0～5歳 N=36		6～11歳 N=60		12～17歳 N=36	
1位	療育支援センター	27.8%	小学校の特別支援学級	43.3%	特別支援学校	61.1%
2位	認定こども園	25.0%	特別支援学校	31.7%	中学校の特別支援学級	16.7%
3位	保育園 幼稚園	19.4%	小学校の通常学級	8.3%	高等学校	8.3%
4位			保育園	5.0%	中学校の通常学級	5.6%
5位			認定子ども園		通園・通学はしていない	
5位	通園・通学はしていない	5.6%				

○保育園や幼稚園、学校などで困っていることや心配していることについて、全体として「今後の進学先・進路」の割合が高くなっています。その他に、身体障害・精神障害のある子どもの場合、「特に困っていることや心配はない」の割合も高くなっており、手帳を持っていない子どもの場合、「周囲の友達との関係」が32.7%と他の障害者よりも割合が高くなっています。

■保育園や幼稚園・学校などで困っていることや心配していること<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=21		知的障害 N=78		精神障害 N=3		手帳なし N=49	
1位	特に困っていることや心配はない	33.3%	今後の進学先・進路	53.8%	今後の進学先・進路	66.7%	今後の進学先・進路	49.0%
2位	送迎や付き添いなどの家族の負担 今後の進学先・進路	23.8%	送迎や付き添いなどの家族の負担	32.1%	特に困っていることや心配はない	33.3%	周囲の友達との関係	32.7%
3位			周囲の友達との関係	29.5%			特に困っていることや心配はない	24.5%
4位			長期の休み中に過ごす場所がない	25.6%			教職員が少ない	10.2%
5位	費用などの経済的な負担	特に困っていることや心配はない	教職員の指導の仕方					
		長期の休み中に過ごす場所がない	19.2%	送迎や付き添いなどの家族の負担				
				費用などの経済的な負担				

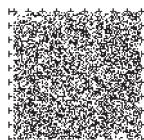


② 雇用・就労について【障害のある人】

○就労支援として必要なこととして、各障害者において「雇用者の障害・疾病への理解」、
「職場の同僚等の障害・疾病への理解」の割合が高くなっています。

■就労支援として必要なこと (MA)

順位	身体障害 N=427		知的障害 N=173		精神障害 N=250		手帳なし N=199	
1位	雇用者の障害・疾病への理解	49.4%	雇用者の障害・疾病への理解	66.5%	雇用者の障害・疾病への理解	72.4%	雇用者の障害・疾病への理解	68.3%
2位	通勤手段の確保	45.4%	職場の同僚等の障害・疾病への理解	59.5%	職場の同僚等の障害・疾病への理解	65.6%	職場の同僚等の障害・疾病への理解	63.3%
3位	職場の同僚等の障害・疾病への理解	44.0%	通勤手段の確保 仕事のていねいな指導や訓練	57.8%	短時間勤務や勤務日数などの配慮	54.4%	短時間勤務や勤務日数などの配慮	54.3%
4位	短時間勤務や勤務日数などの配慮	40.0%			仕事のていねいな指導や訓練	54.0%	通勤手段の確保	43.7%
5位	勤務場所におけるバリアフリー*等の配慮	33.3%			就職後のフォローなど職場の支援機関の連携	49.7%	通勤手段の確保	48.0%



(5) 障害福祉サービスの利用

① 障害福祉サービス等について【障害のある人】

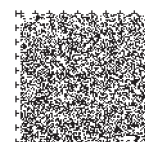
【訪問系サービス】

○障害福祉サービス全体で訪問系サービスを利用している割合は低くなっているものの、今後サービスを利用したいと回答した割合は高くなっており、サービス量の増加が見込まれます。

■訪問系サービスの利用経験（MA）・利用希望（SA）

	a.経験		b.希望	備考
		満足		
居宅介護(ホームヘルプ)	47 4.5%	37 78.7%	217 31.0%	利用者の満足度は比較的高く、利用希望率では、障害別では、身体に障害のある人の割合が高くなっています。
重度訪問介護	18 1.8%	13 72.2%	134 20.6%	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっています。
同行援護	14 1.4%	8 57.1%	92 14.5%	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっています。
行動援護	26 2.6%	17 65.4%	154 23.7%	障害別では、知的障害のある人の利用希望率が高くなっています。
重度障害者包括支援	11 1.1%	8 72.7%	119 18.8%	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっており、年齢別では65歳以上の人が今後利用したいと回答しています。

(表中の「満足」はアンケートの「満足」と「やや満足」の合計。以下同様)

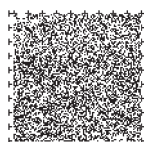


【日中活動系サービス】

- すべてのサービスにおいて満足度が高く、今後の利用希望率も高いことから、サービス量の増加が見込まれます。年齢別の今後の利用希望率については、生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所は、65歳以上の割合が最も高く、就労移行支援、就労継続支援は40歳未満の割合が高くなっています。
- サービス利用の動向等から、ニーズの増加と、障害者の「親亡き後」を見据えた短期入所（ショートステイ）先の確保など、継続的な自立した生活の支援に対応するため、地域で様々な支援を切れ目なしに提供できる支援体制整備を進める必要があると考えられます。

■日中活動系サービスの利用経験（MA）・利用希望（SA）

	a.経験		b.希望	備考
		満足		
生活介護	122	106	216	利用率および満足度の割合が比較的高くなっており、障害別では、身体障害がある人の今後の利用率が高くなっています。
	12.0%	86.9%	31.5%	
自立訓練 （機能訓練）	77	66	195	現在の利用率と今後の利用希望率では、ともに65歳以上の利用率が高くなっており、障害別では、身体障害のある人の現在の利用率と今後の利用希望率の割合が高くなっています。
	7.7%	85.7%	29.3%	
自立訓練 （生活訓練）	63	52	195	現在の利用率と今後の利用希望率では、ともに65歳以上の利用率が高くなっており、障害別では、身体障害のある人の現在の利用率と今後の利用希望率の割合が高くなっています。
	6.3%	82.5%	29.4%	
就労移行支援	45	35	139	必要な就労支援としては、各障害者において「雇用者の障害・疾病への理解」「職場の同僚等の障害・疾病への理解」の割合が高くなっています。障害種別では、精神障害のある人の利用希望率が高くなっています。
	4.5%	77.8%	21.4%	
就労継続支援(A 型、雇用型)	64	47	155	現在の利用率と今後の利用希望率では、「40～64歳」の割合が多くなっています。障害別では、精神障害のある人の利用希望率が高くなっています。
	6.5%	73.4%	23.6%	
就労継続支援(B 型、非雇用型)	58	48	138	現在の利用率では、「40～64歳」の割合が高くなっていますが、今後の利用希望率では、「18～39歳」「40～64歳」の割合が同じとなっています。
	5.9%	82.8%	20.8%	
療養介護	28	21	158	障害別では、身体障害のある人の利用率が高くなっており、今後の利用希望率も高くなっています。
	2.8%	75.0%	24.3%	
短期入所(ショー トステイ)	58	44	230	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっており、年齢別では65歳以上の利用希望率が高くなっています。
	5.8%	75.9%	33.6%	



【居住系サービス】

○現在の利用率は回答者全体で低くなっている反面，満足度や今後の利用希望率は高くなっており，サービス量の増加が見込まれます。障害者別では知的障害のある人の利用希望率が高くなっていますが，回答者の属性における本人の割合が低いことから，介護者の希望がより反映された結果と考えられます。

■居住系サービスの利用経験（MA）・利用希望（SA）

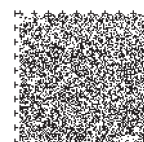
	a.経験		b.希望	備考
		満足		
共同生活援助 (グループホーム)	26 2.6%	19 73.1%	142 21.9%	現在の利用率と今後の利用希望率では，身体障害のある人と精神障害のある人でほぼ変わらないが，年齢別の今後の利用希望率については，65歳以上が最も高くなっています。
施設入所支援	66 6.6%	58 37.9%	202 30.7%	障害別では，身体障害のある人の今後の利用希望率が高くなっており，年齢別では，65歳以上が最も高くなっています。

【相談支援】

○満足度は高く，今後の利用希望率は，知的障害のある人，精神障害のある人，身体障害のある人の順に割合が高くなっています。

■相談支援の利用経験（MA）・利用希望（SA）

	a.経験		b.希望	備考
		満足		
計画相談支援	238 23.9%	198 83.2%	314 47.1%	全体的に増加傾向にあり，年齢別に見ると今後の利用希望率は65歳以上が最も高くなっていますが，現在の利用率を勘案すると，サービス利用の増加幅は40～64歳が最も大きくなっています。
地域移行支援	26 2.7%	17 65.4%	153 23.7%	現在の利用率では，身体障害のある人，精神障害のある人で同じ利用率となっており，障害別では，身体障害のある人の今後の利用希望率が高くなっています。

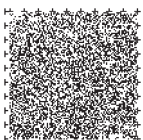


【地域生活支援事業】

○現在の利用率は全体として低くなっていますが、今後の利用希望率は高く、サービス量の増加が見込まれます。今後の利用希望率について、障害別でみると、身体障害のある人は補装具費給付事業の希望率が高く、知的障害のある人は移動支援事業（個別支援）の希望率が高くなっています。精神障害のある人と手帳を持っていない人は地域定着支援の希望率が高くなっています。

■地域生活支援事業の利用経験（MA）・利用希望（SA）

	a.経験		b.希望	備考
		満足		
地域定着支援	26 2.6%	19 73.1%	274 40.0%	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっており、年齢別では 65 歳以上の今後の利用希望率が高くなっています。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	17 1.7%	14 82.4%	178 26.1%	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっており、年齢別では 65 歳以下の今後の利用希望率が高くなっています。
手話通訳者派遣事業	6 0.6%	4 66.7%	37 5.7%	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっており、年齢別では 65 歳以上の今後の利用希望率が高くなっています。
要約筆記*者派遣事業	2 0.2%	1 50.0%	69 10.6%	現在の利用率では、身体障害のある人と知的障害のある人のみとなっており、今後の利用希望率では、精神障害のある人や手帳を持っていない人も利用したいと回答しています。
手話通訳設置事業	5 0.5%	3 50.0%	46 7.1%	現在の利用率では、身体障害のある人と知的障害のある人のみとなっており、今後の利用希望率では、精神障害のある人や手帳を持っていない人も利用したいと回答しています。
移動支援事業（個別支援）	28 2.8%	23 82.1%	224 32.8%	年齢別では、65 歳以上の利用希望率が高くなっています。外出時の困難な点として、「車などが多く危険を感じる」「障害者用の駐車場が少ない」など、車や設備に関する回答の割合が高いことがうかがえます。次いで、「人とのコミュニケーションが難しい」の割合が高くなっています。
訪問入浴サービス事業	15 1.5%	14 93.3%	124 18.9%	現在の利用率では、65 歳以上の割合が高くなっており、障害別では、知的障害のある人の今後の利用希望率が比較的低くなっています。
日中一時支援事業	40 4.0%	36 92.3%	154 24.0%	現在の利用率は、知的障害のある人が高くなっており、年齢別では「18～39 歳」の利用率が高くなっています。今後の利用希望率は、障害別にみると、身体障害のある人の割合が比較的高く、年齢別では 65 歳以上の利用希望率が高くなっています。
在宅障害者一時介護事業	9 0.9%	7 77.8%	134 21.0%	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっており、年齢別では 65 歳以上の利用希望率が高くなっています。
日常生活用具給付等事業	63 6.4%	47 74.6%	222 33.8%	障害別では、身体障害のある人の利用希望率が高くなっており、年齢別では 65 歳以上の利用希望率が高くなっています。
補装具費給付事業	68 6.9%	56 82.4%	212 32.0%	現在の利用率と今後の利用希望率では、ともに 65 歳以上の利用率が高くなっており、障害別では、身体障害のある人の現在の利用率と今後の利用希望率の割合が高くなっています。



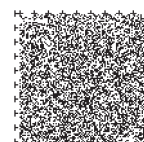
② 障害福祉サービス等について【障害のある子ども】

○児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用率は高くなっています。

○子どもの成長によりサービスが移行されるため、今後の見込み量の予測には、子どもの人口や障害のある子どもの割合の変化なども総合的に考慮する必要があります。

■福祉サービスの利用経験（MA）・利用希望（SA）

	a.経験		b.希望	備考
		満足		
児童発達支援	49 34.5%	45 91.8%	43 40.6%	利用希望率では、手帳を持っていない子ども及び知的障害のある子どもが同じ割合となっています。
医療型児童発達支援	93 92.1%	93 100.0%	138 97.2%	現在の利用率、今後の利用希望率ともに「6～11歳」が最も高くなっており、障害別では知的障害のある子どもが現在の利用率、今後の利用希望率ともに割合が高くなっています。
放課後等デイサービス	65 44.3%	54 83.1%	78 70.3%	現在の利用率、今後の利用希望率ともに「6～11歳」が最も高くなっており、障害別では知的障害のある子どもが現在の利用率、今後の利用希望率ともに割合が高くなっています。
居宅訪問型児童発達支援	1 0.7%	1 100.0%	11 10.9%	利用率と今後の利用希望率の増加幅は、年齢別では「12～17歳」、障害別では、知的障害のある子どもが大きくなっています。
障害児相談支援	88 60.6%	79 89.8%	81 72.3%	年齢別では、「6～11歳」、障害別では、知的障害のある子どもや手帳を持っていない子どもが、今後の利用希望率が増加しています。
居宅介護（ホームヘルプ）	2 1.4%	2 100.0%	14 13.7%	精神障害のある子どもと手帳を持っていない子どもの利用はありませんが、利用希望率では、手帳を持っていない子どもが今後利用したいと回答しています。
移動支援事業（個別支援）	0 0.0%	0 0.0%	36 34.6%	今後の利用希望は、知的障害のある子どもが最も多くなっています。
重度障害児等包括支援	0 0.0%	0 0.0%	9 8.9%	全体的に利用経験はありませんでしたが、精神障害のある子ども以外は、今後利用を希望しています。
短期入所（福祉型・医療型）	2 1.4%	0 0.0%	29 27.6%	満足度では、身体障害のある子ども、知的障害のある子どもともに低く、今後の利用希望率では、知的障害のある子どもが最も高い割合となっています。



(6) サービス提供主体の現状

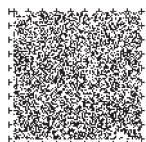
① 現状

【事業所の回答】 (N=106)

- 現在提供しているサービスとして、「生活介護」が最も多くの事業所で提供しており、次いで、「就労継続支援（B型）」「放課後等デイサービス」「日中一時支援」が続いています。
- サービスの利用者や家族からの意見や苦情については、「特にない」が半数となっており、意見や苦情を受けたケースにおいては、「サービスの質や内容」「サービス利用等の手続き」が多くなっています。
- 今後のサービス提供の予定については、「予定なし」と「無回答」が多く、「共同生活援助（グループホーム）」では2事業所が新規に予定しており、1事業所が拡大を予定しています。
「放課後等デイサービス」では1事業所が新規に予定しており、2事業所が拡大を予定しています。
「生活介護」「就労移行支援」「就労継続支援（B型）」についてそれぞれ1事業所が新規に予定し、それぞれ1事業所が拡大を予定しています。
「自立訓練（機能訓練）」「保育所等訪問支援」「福祉型障害児入所施設」はそれぞれ1事業所が新規に予定しています。
「居宅介護（ホームヘルプ）」「重度訪問介護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」「移動支援」「児童発達支援」はそれぞれ1事業所が拡大を予定しています。
一方、「児童発達支援」では1事業所が廃止を予定しています。
- 雇用形態別職員数においては、正社員10人未満が18事業所で、そのうち15事業所は5人以下となっています。パート（常勤）は、5人未満が15施設となっています。パート（非常勤）は11事業所が5人未満となっています。
- 有資格者の従事状況は、「介護福祉士」「ホームヘルパー」「保育士」の順に多くなっています。

【事業所職員の回答】 (N=108)

- 年齢は、40代が30人と最も多く、次いで、50代が27人となっています。
- 在籍年数は、3年以下が50人と最も多く、次いで、5～9年が22人となっています。



② 課題について

【事業所の回答】（N=105）

○課題として、「職員の確保が難しい」が71事業所と最も多くなっています。新規サービスへの参入における課題や問題でも、「人員体制の確保」が18事業所と最も多くなっています。現在の業務量に対する職員の充足状況においては、8事業所は「適当である」と回答し、14事業所は不足していると答え、そのうち3事業所は「非常に不足している」と回答しています。

■課題や問題について<上位項目>（MA）

順位	事業を展開する上での課題やサービスを提供する上での課題	回答数	新規サービスへの参入における課題や問題	回答数
1位	職員の確保が難しい	71	人員体制の確保	18
2位	職員の質の向上	58	職員の人材育成	14
3位	事務作業量の増大への対応	34	サービス提供場所(土地・建物)の確保	13

【事業所職員の回答】（N=102）

○障害福祉サービス利用者の地域移行に向けて、不足と感じているサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」が51人と最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が38人となっています。

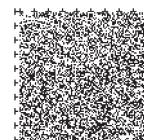
③ サービスの改善等のための取組

【事業所の回答】（N=105）

○職員定着・人材育成のために取り組んでいることとして、「事業所内での研修の実施」が53事業所と最も多くなっています。

■職員定着・人材育成のために取り組んでいること<上位項目>（MA）

順位	職員定着・人材育成のために取り組んでいること	回答数
1位	事業所内での研修の実施	53
2位	外部研修参加のための休暇取得の支援や金銭的な支援	50
3位	資格取得のための休暇取得の支援や金銭的な支援	45



○サービスの質の向上のために取り組んでいることとして、「利用者個々の状況に応じたサービス提供の工夫」が 87 事業所と最も多くなっています。

■サービスの質の向上のために取り組んでいること<上位項目> (MA)

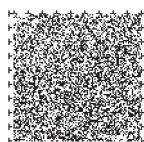
順位	サービスの質の向上のために取り組んでいること	回答数
1位	利用者個々の状況に応じたサービス提供の工夫	87
2位	困難事例のケース検討会などの開催	44
3位	サービスの質に関する事業者独自の評価	39

○サービス提供における工夫としては、「雑誌や新聞、ホームページ等で広報している」は 50 事業所、次いで「同種のサービス事業所で情報共有している」が 42 事業所、「法人グループ内で情報を共有している」が 34 事業所となっています。

○事業所において現在取り組んでいることや力を入れている内容として、「市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保」と「事業所間における情報交換や意見交換の場の充実」がそれぞれ 12 事業所と、最も多くなっています。一方、「地域の福祉ボランティアとの協力の強化」と「指定管理者制度などを活用した市の事業への参加」は、現在は 1 事業所となっていますが、今後の予定としては、地域の福祉ボランティアとの協力の強化」は 9 事業所と増加しています。

■事業所において現在取り組んでいることや力を入れている内容<上位項目> (MA)

順位	現在	回答数	予定	回答数
1位	市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保	12	事業所間における情報交換や意見交換の場の充実	10
2位	事業所間における情報交換や意見交換の場の充実	12	市や関係機関との情報交換や意見交換の機会の確保	9
3位	地域の行事などへの参加や協力	5	地域の福祉ボランティアとの協力の強化	9



3 ヒアリング調査結果概要

■調査の対象と実施時期

分野	団体名	実施日
◆身体障害	土浦市聴覚障害者協会	令和2年8月1日(土)
	土浦市視覚障害者福祉協会	令和2年8月23日(日)
	土浦市重症心身障害児(者)を守る会 土浦市肢体不自由児(者)父母の会 土浦市身体障害者友の会	令和2年9月19日(土)
	●知的障害	つくしの家父母の会 つくし作業所保護者会 土浦市手をつなぐ育成会 土浦市自閉症児(者)親の会
精神障害	ほびき園家族会※	—

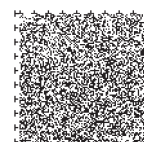
※ 新型コロナウイルス感染防止のため、団体活動を実施しておらず、ヒアリングは未実施となります。

■ご意見の要旨

(注) 次ページ以降、◆印は身体障害、●印は知的障害の関係団体の方のご発言です。

■ヒアリング項目

- (1) 団体活動の現状
- (2) 団体活動の中での課題
- (3) 会員から寄せられる相談・事例
- (4) 現在の福祉サービスについて
- (5) 地域社会の現状



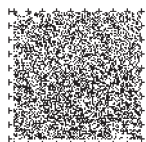
(1) 団体活動の現状

<課題・要望>

- 会員の減少・高齢化が進み、特に若い会員がなかなか増えない
- イベント等を行っているが、参加状況はよいとは言えない
- 若年層の参加促進と効果的な PR が求められる

<主な意見>

- ◆令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で活動ができない状態である。
- ◆会員数は激減している。子どもであった障害者が成長に伴い、施設入所されることも多く、年々自然減となっている状況である。
- ◆スポーツ大会などの催しにも参加しているが、参加するメンバーが固定されている。
- ◆特に若い世代の関心が薄れているようで、スポーツ大会などの身近なイベントには集まるものの、インターネットや SNS で個人的につながりを持てる若年層は協会の活動に興味を示してもらえていないようである。
- ◆近年様々なサービスを利用することができるようになり、親の負担が減ったことで仕事を持つことができるようになった。仕事が忙しく、団体活動には参加することができないという状況もある。
- 10年前と比較すると会員は10名ほど減少している。少しずつ減少し続けているが、転居などを理由とするものが多く、活動が不満であるという意見は聞かれない。
- 新しい会員が増えず、昔からのメンバーで活動している状況である。



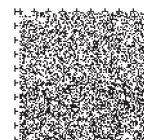
(2) 団体活動の中での課題

<課題・要望>

- 会員とその親の高齢化が進んでおり、新たな会員の加入が課題
- 会に加入しても、年齢差などによりコミュニケーションがうまく取れず長続きしない
- 個人情報保護の観点から名簿作成が難しく、会員の把握や連絡が難しい
- 価値観や生活様式の変化から、従前と同じ活動方法では限界がある
- 移動に問題を抱える方が多い

<主な意見>

- ◆最も大きな課題は会員数の減少である。会員も高齢化しており、特に若い世代の会員が増えない。行政からもPRなどを通してバックアップしてほしい。
- ◆個人情報保護の意識が高まり、名前や電話番号を知らない方が増え、入会を呼びかける方法が難しくなっている。
- ◆会員が増えない一番の原因は、移動に問題を抱える方が多く、気軽に参加することができないからではないか。
- ◆個人情報保護の点から、名簿の作成なども難しく、どこで声をかければ良いのかもわからない状況である。
- ◆以前作成した名簿は10年以上更新されておらず、更新作業の目処もついていない。
- ◆長く会で活動されている方と、新しく入った方の価値観のズレを感じることもある。
- ◆親が90代、子どもが60代という方もおり、以前と同じような活動は難しくなっている。父母の会独自での事業開催が難しい。
- ◆生活様式や障害と共に生きる、生き方も多様化しており、会として一つに集約していくことは難しいと感じる。
- ◆学校のPTAなど、それぞれ別の会に所属している方もおり、二重に参加することが負担である。
- 親世代も高齢となり、積極的な勧誘活動は難しい。
- 若い会員が入ったとしても、昔からの方が多くコミュニケーションの輪に入りにくいのではないかという懸念もある。
- 移動に問題を抱える方が多く、作業所への送迎が無いため新しい方が増えないのではないか。



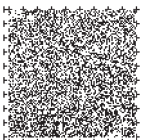
(3) 会員から寄せられる相談・事例

<課題・要望>

- 親亡き後が心配である
- 病院や施設から地域へ移行した後のケアが必要である
- 災害時の避難場所への不安が大きい
- 安心して相談できる場所が必要である

<主な意見>

- ◆以前は相談員が頻繁に訪問し、小さな困りごとにも対応してくれていたが、現在は個人情報保護の問題もあり、難しいようである。市から訪問しているということを知りやすく明示した上で各家庭に訪問し、定期的に話を聞いてもらいたい。
- ◆相談する際に、障害者同士より市の職員などの一定の距離感を保てる人間のほうが気が楽という人も増えているのかもしれない。
- ◆災害発生時に、障害者はこの避難所に行けばサポートを受けられる、といった場所を決めてもらえれば、安心して避難できるのではないかと。
- ◆市の人事異動により担当者の変更がある度に同じ話をせず済むよう、引き継ぎを行って欲しい。
- ◆親が高齢になり、障害のある子の今後について心配する声が多い。
- ◆子どもが退院を薦められて家に戻ったが、家族の受け入れ体制が整わず、問題が発生している事例がある。
- ◆親亡き後のことを真剣に考えなければならない時が来ており、成年後見*なども検討している。
- ◆施設の職員とメンタル面で合わず、通所拒否となり、本人、家族共に施設の変更を希望している方がいる。
- ◆病院からの退院後、入所・通所する施設がなかなか見つからず、経済的にも厳しい状況である。
- 職員の方や働く職場の方の対応に疑問を抱くことがあっても、サービスを利用できなくなるかもしれない、解雇されるかもしれないと考えるとなかなか正直に言うことができない現状がある。
- 意見や要望をどこに相談すれば良いのか、相談先がわからない。
- 作業所に新規で入られる方がおらず、利用者が年々減少している。このままでは作業所を閉めることになるのではないかと不安である。



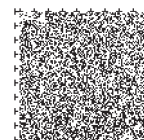
(4) 現在の福祉サービスについて

<課題・要望>

- 必要なサービスが必要な人に届くような仕組み作りが必要
- 入所施設が不足している
- 障害者同士の情報交換や交流の場があるとよい
- 必要な情報が届くように、積極的に発信してほしい
- 移動手段に係るサービスを拡充してほしい
- 個人の状況に合った、きめ細やかな支援は必要

<主な意見>

- ◆障害者やその家族から、様々な意見や課題が出されるが、解決に結びつくような取組がなされず、課題を出すことで終わってしまっていると感じる。
- ◆市や社協の体制、サービスはきめ細かく整ってはいるが、本当に必要な人に行き届いているか常に確認する必要があるのではないかと感じる。
- ◆措置制度から支援費制度、総合支援制度と目まぐるしく変化してきたが、制度と障害者・家族の実情とのギャップはまだあるように感じる。
- ◆入所施設が足りているのか疑問を感じる。
- ◆障害の状況は人によって様々である。様々な人が集まって情報を共有できるような、障害者専用の施設やデイサービスがあるとよい。趣味活動や食事などを共にすることで、生きがい作りにつながるのではないかと感じる。
- ◆緊急時にボタンを押すことで通報できるシステムや、緊急連絡先や健康状態などをすぐに知らせることのできるキットを普及させてほしい。
- ◆福祉タクシーなどの利用申請を簡易化し、必要な人に支援が届くように情報提供をしてほしい。
- ◆高齢になると特に積極的な情報の取得が難しいため、市の担当課の垣根を越えた情報発信を行って欲しい。
- ◆福祉バスなどの利用拡大など、移動手段を使いやすくしてほしい。
- ◆必要なサービスの提供事業所が少なく、希望しても利用できないことがある。
- ◆市が行う給付や支給の判断については、不公平とならないよう判断基準を明確にしてほしい。
- 様々な相談ができる場が増えてきていることは実感する。
- 各種制度が個人の事情を反映することができていないように感じる。もう少し個人の状況に合ったサービスの選び方ができるようになってほしい。
- 現在利用しているサービスは、障害者とその家族にとって非常に重要なものであり、これからも継続できるようにしてほしい。



(5) 地域社会の現状

<課題・要望>

- 災害発生時に必要な支援を受けることができるか不安である
- 感染症対策により、地域から孤立化する危険性がある
- 情報のバリアフリーも進めて欲しい
- 障害者雇用は受け入れ側の負担もあり、まだまだ課題が多い
- 差別解消や合理的配慮のさらなる周知が必要
- 障害者本人とその家族が多世代でコミュニケーションを取ることができる機会が必要

<主な意見>

- ◆現在は近隣の方にも障害を理解してもらい、付き合いもあるが、災害などが発生した場合は誰もが自身のことで精一杯となり、サポートを頼むことは難しいのではないかと感じる。
- ◆地域の公民館などの高齢者サークル活動がコロナウィルスの影響で休止している。お互いに連絡先を知らない方もおり、安否がわからず不安である。
- ◆コロナウィルスの感染防止対策により、店員のマスク着用や、飛沫防止ビニールなどが設置され、表情や口元をみるのが難しくなっている。ボード用意し、指し示すなどの対応があるとよい。
- ◆コロナウィルスの影響により、同行援護支援者から回数を減らしたいと申し出を受けた。
- ◆各種商店の店員も簡単な挨拶の手話ができるなど、様々なバリアフリー化を進めて欲しい。
- ◆スロープを設置している店舗や、車椅子の貸し出しを行う商店などは増えてきていると感じる。
- ◆障害や障害者への理解が進み、困っている時に手を差し伸べてくれる人も増えてきている。
- ◆防災訓練への参加については、地域での協力が不可欠である。
- ◆障害者雇用については、まだ厳しい面も多く、障害者個人の状態が様々で受け入れる側の負担も大きいと感じる。
- ◆合理的配慮の周知がさらに進み、誰もが暮らしやすい地域社会を目指して欲しい。
- ◆障害のある人を地域社会で支えるという素晴らしい福祉の思想を次の世代に引き継いでいく必要がある。
- 障害者を受け入れてくれる歯科医院なども増えてきたが、いまだに受診拒否されることがある。
- 障害者に対する差別があり、制度・サービスの整っていない時代に障害児の子育てをしてきた親と、様々な施策が整ってきた時代の親では価値観が大きく違うと感じる。



4 第5期障害福祉計画の進捗状況

○各サービスについて、第5期障害福祉計画・障害児福祉計画で設定した見込量と実績を比較し、達成状況を把握しました。（ただし、令和2年度の実績は見込み）

(1) 障害福祉サービス

【訪問系サービス】

○全体的に、実績と見込量の間で大きな差はありませんでした。

◇居宅介護は、利用者は増加傾向にありますが、利用者の希望する時間にサービスを受けることが困難な状況にあります。

◇重度訪問介護は、利用者数が増加傾向にあります。

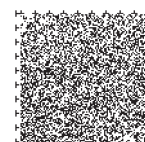
◇同行援護は、見込量通りに推移しています。

◇行動援護は、第5期においては利用要件の該当者がみられませんでした。

◇重度障害者等包括支援については、県内に提供体制がなく、利用が顕在化していません。

■訪問系サービス

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
居宅介護 (ホームヘルプ)	実利用人数	人	107	115	125	102	103	103	95.3	89.6	82.4
	延利用人数	人/年	1,099	1,164	1,234	1,132	1,146	1,194	103.0	98.5	96.8
重度訪問介護	実利用人数	人	4	4	4	4	6	6	100.0	150.0	150.0
	利用時間	時間/年	630	630	630	818	1087	1137	129.8	172.5	180.5
同行援護	実利用人数	人	22	24	26	21	24	24	95.5	100.0	92.3
	利用時間	時間/年	112	123	135	160	197	103	142.9	160.2	76.3
行動援護	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	延利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0	-	-	-
重度障害者等包括支援	実利用者数	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延利用人数	人/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-



【日中活動系サービス】

○全体的に増加傾向にあり、見込量を上回るサービスもあります。

◇短期入所の利用者数は増加傾向にあり、在宅介護が困難な状況により、利用日数も急増しています。

◇療養介護は、利用者数が横ばいで推移しています。

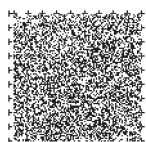
◇生活介護は、ほぼ見込量と同じ規模で推移しています。

◇自立訓練の機能訓練は、見込量を上回る規模で推移しており、生活訓練はほぼ見込量通りで推移しています。

◇就労系サービスについては、就労ニーズの高まりを受け、利用者が増加しています。特に就労継続支援A・B型の増加が著しく、就労移行支援はほぼ横ばいとなっています。

■日中活動系サービス

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
生活介護	実利用人数	人	298	312	326	287	298	290	96.3	95.5	89.0
	延利用人数	人/年	3,395	3,564	3,706	3,672	3,813	3,356	108.2	107.0	90.6
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数	人	1	1	1	3	5	6	300.0	500.0	600.0
	利用時間	時間/年	1	1	1	24	50	72	2400.0	5000.0	7200.0
自立訓練 (生活訓練)	実利用人数	人	15	14	13	13	14	13	86.7	100.0	100.0
	利用時間	時間/年	114	114	114	78	102	118	68.4	89.5	103.5
就労移行支援	実利用者数	人	90	96	99	90	89	90	100.0	92.7	90.9
	延利用人数	人/年	515	545	577	605	635	602	117.5	116.5	104.3
就労継続支援A型	実利用者数	人	204	246	293	161	184	198	78.9	74.8	67.6
	延利用人数	人/年	1,826	2,200	2,618	1,554	1,760	1,970	85.1	80.0	75.2
就労継続支援B型	実利用者数	人	272	310	350	215	222	230	79.0	71.6	65.7
	延利用人数	人/年	2,620	2,986	3,371	2,207	2,250	2,324	84.2	75.4	68.9
就労定着支援 【新規】	実利用者数	人	11	12	13	7	28	30	63.6	233.3	230.8
	延利用人数	日/年	198	216	234	22	215	300	11.1	99.5	128.2
療養介護	実利用者数	人	16	18	20	15	15	15	93.8	83.3	75.0
	延利用人数	日/年	496	558	620	171	164	176	34.5	29.4	28.4
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数	人	96	121	153	82	93	100	85.4	76.9	65.4
	延利用人数	人/年	661	833	1,049	462	501	550	69.9	60.1	52.4



【居住系サービス】

○共同生活援助（グループホーム），施設入所支援ともに増加傾向にあります。

◇共同生活援助は，見込量をやや上回る規模で推移しています。

◇施設入所支援は，ほぼ見込量通りで推移しておりますが実績は微減となっています。

■居住系サービス

区 分	単 位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	実利用人数	人	96	105	113	96	120	116	100.0	114.3	102.7
施設入所支援	実利用人数	人	178	184	190	176	174	174	98.9	94.5	81.6
自立生活援助 【新規】	実利用人数	人	-	1	1	0	0	0	-	-	-

【相談支援】

○サービスによっては見込みを下回る状況も見受けられました。

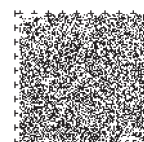
◇計画相談支援は，実績がほぼ見込量通りでした。

◇地域移行支援は，利用実績がありませんでした。

◇地域定着支援は，見込量が増加していたのに対し，実績は減少しました。

■相談支援の状況

区 分	単 位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
計画相談支援	実利用人数	人/年	796	848	900	777	848	947	97.6	100.0	105.2
地域移行支援	実利用人数	人	0	1	1	0	0	0	-	-	-
地域定着支援	実利用人数	人	1	1	2	1	0	0	100.0	-	-



【児童福祉法によるサービス】

○児童福祉法に位置づけられているサービスで、利用が増加する傾向にあります。

◇放課後等デイサービスは、親の就労に伴う介護困難な理由から利用するケースが多く、また、事業所の増加に伴い、利用が容易になってきています。

◇児童発達支援もニーズが拡大しており、見込量を上回る現状で推移しています。

◇医療型児童発達支援は、提供体制が未整備の状況にあります。

◇保育所等訪問支援は、令和3年度から実施に向けて提供体制を整備していきます。

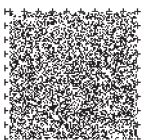
◇障害児相談支援は、概ね見込量通りに推移しています。

■障害児通所支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
児童発達支援	実利用人数	人	205	210	215	241	260	270	117.6	123.8	125.6
	延利用人数	人/年	1,547	1,548	1,620	2,499	2,937	3,000	161.5	189.7	185.2
放課後等デイサービス	実利用人数	人	234	288	354	215	232	235	91.9	80.6	66.4
	利用時間	人/年	2,337	2,874	3,535	3,473	3,744	3,800	148.6	130.3	107.5
保育所等訪問支援	実利用人数	人	-	-	85	-	-	-	-	-	-
	利用時間	人/年	-	-	44	-	-	-	-	-	-
医療型児童発達支援	実利用者数	人	-	-	1	-	-	0	-	-	0
	延利用人数	人/年	-	-	5	-	-	0	-	-	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人	-	-	10	-	-	0	-	-	0
	延利用人数	人/年	-	-	200	-	-	0	-	-	0

■障害児相談支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
障害児相談支援	実利用人数	人/年	422	481	548	406	433	437	96.2	90.0	79.7



(2) 地域生活支援事業

【参加・交流促進】

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、概ね見込量通りの実績がみられました。

■社会参加支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実利用人数	人/年	200	200	200	206	205	-	103.0	102.5	-

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止

【意思疎通・移動支援】

○障害のある人の行動を支援する各種事業は、概ね見込量通りの利用がみられました。

◇手話通訳・要約筆記者派遣事業は、見込量を下回る実績でしたが、手話通訳設置事業は、概ね見込量通りでした。

◇手話・要約筆記者奉仕員養成研修では、見込量を下回る年度がありました。

◇移動支援事業は、概ね見込量通りの利用実績がみられました。

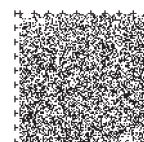
■意思疎通支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	81	93	107	116	164	172	143.2	176.3	160.7
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	14	14	14	35	29	10	250.0	207.1	71.4
手話通訳設置事業	利用件数	件/年	200	200	200	162	237	217	82.5	118.5	108.5
点字・声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24	100.0	100.0	100.0

■手話奉仕員等養成研修事業

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
手話・入門	実利用人数	人	18	21	24	19	13	-	105.6	61.9	-
手話・基礎	実利用人数	人	12	13	14	17	11	-	141.7	84.6	-
要約筆記者	実利用人数	人	-	9	-	-	3	-	-	33.3	-

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止



■移動支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
移動支援事業	実利用人数	人	20	19	18	18	24	12	90.0	126.3	66.7
	利用件数	件/年	625	650	676	831	751	600	133.0	116.0	88.8

【日常生活支援】

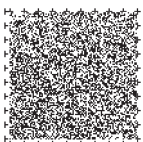
- 障害福祉サービスを補完・支援するその他の事業を、適切に確保することができました。
- ◇地域活動支援センター等のサービスは、いずれも見込量通りの実施となりました。
- ◇日中一時支援事業は、やや見込量を下回る利用で推移しています。
- ◇補装具費給付事業及び日常生活用具給付等事業は、いずれもやや見込量を下回る実績で推移しています。
- ◇在宅障害者一時介護事業、訪問入浴サービス事業は、見込量をやや下回っていますが、一定の利用がみられました。

■地域活動支援センター等

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
基礎的事業	施設数	か所	2	2	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	0	0	0	0	0	0	-	-	-
生活支援事業	実利用人数	人	2	2	2	2	2	0	100.0	100.0	-

■各種日常生活支援

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
訪問入浴サービス事業	実利用人数	人	1	2	3	1	1	1	100.0	50.0	33.3
	延べ回数	件/年	156	156	156	11	38	48	7.1	24.4	30.8
日中一時支援事業	実利用人数	人	291	329	367	228	293	289	78.4	89.1	78.7
	延利用件数	件/年	10,835	12,412	13,989	8,889	9,879	9,571	82.0	78.9	68.4
在宅障害者一時介護事業	実利用人数	実人数	18	19	16	12	15	6	66.7	88.2	37.5
	延利用件数	時間/年	504	504	504	330	388	37	65.5	77.0	7.3
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	3,653	3,923	4,213	3,265	3,233	3,763	89.4	82.4	89.3
補装具費給付事業	件数	件/年	280	285	290	242	220	234	86.4	77.2	80.7



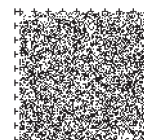
【相談・権利擁護*】

○相談・権利擁護におけるサービスは、いずれも見込量の通り実施しました。

◇住宅入居等支援については、支援体制が未整備の状況にあります。

■相談・権利擁護

区分	単位		①見込（年度）			②実績（年度）			③達成度（②/①）%		
			H30	R1	R2	H30	R1	R2 (見込み)	H30	R1	R2 (見込み)
地域生活支援拠点事業	実施施設数	か所	-	-	1	-	-	1	-	-	100.0
相談支援事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施施設数	か所	3	3	3	3	3	3	100.0	100.0	100.0
住宅入居等支援	実施施設数	か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害者虐待防止 対策支援事業	実施施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
成年後見制度利用 支援事業	市長申立件数	件/年	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	有・無	無	無	無	無	無	無	-	-	-



5 計画策定に向けた課題

●相談支援体制の充実

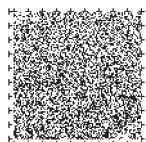
- ◇近年、障害者総合支援法における対象範囲の拡大に伴い、発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア、難病*などの専門性が求められる相談が増えています。「8050問題」にみられる世帯状況の複雑化など、様々な課題が複合的に発生する相談も近年増えており、このような複雑化・複合化したニーズに対し、適切な相談対応ができる体制が求められています。
- ◇実態調査結果から、「どこに相談したらよいかわからない」、「相談できる人はいない」と回答する方も一定数おり、より効果的な窓口の周知や啓発について相談機関と連携を図りながら推進する必要があります。また、緊急時相談窓口のニーズも高くなっています。

●地域生活支援の充実

- ◇障害のある方が、住み慣れた場所で安心した生活が継続できるよう、グループホームの整備や親亡き後を見据えた在宅支援を推進するとともに、障害者の地域生活を支える支援のあり方について検討を行う必要があります。また、障害者の高齢化や重度化への対応が求められる中、医療的ケアが必要な方の地域生活を支援するためにも医療との連携は欠かせないものとなっています。今後も継続的な保健、医療、介護、福祉の連携推進に向けた取り組みが求められています。
- ◇少子高齢化が進む中、障害者個々のニーズに応じて良質なサービスを提供するため、障害福祉サービスの質の向上、人材の育成や確保が求められています。
- ◇実態調査では緊急時や災害時の、具体的な不安に関する様々な回答が寄せられています。緊急時や災害時にも安心して生活できるように、地域で支え合う取組みの促進、障害特性に応じた情報提供のあり方などを含めた支援方法を検討していく必要があります。

●社会参加の充実

- ◇障害者が自分らしく安心して暮らしていくためには、様々な形での社会参加の促進を図ることが大切です。多くの障害者があらゆる場面で社会参加を果たすことで、地域の障害に関する理解がより一層深まり、支え合いのまちづくりが推進されます。
- ◇実態調査の結果から、精神障害者の就労意向は他の障害者に比べ高いものの、実際の就労につながらないケースが多い状況にあります。多様な働き方を選択できる取組や、職場での障害理解の促進など、様々な就労支援体制の確立が課題です。また、就労移行支援などを通して一般就労*に移行した障害者の就労定着への支援も重要となっています。

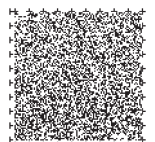


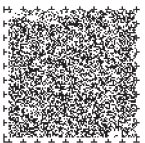
●障害児支援体制の充実

- ◇近年、発達に課題のある子どもの増加や療育*の普及にともない、療育相談や児童発達支援のニーズが増加しています。地域で安心した生活を送るうえで、様々な不安を抱えている子どもやその家庭に対して、適切な支援を行うことが重要となっています。
- ◇障害の早期発見・早期療育の充実を進めるとともに、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまでのライフステージ*を通じて、一人ひとりの発達段階に応じた切れ目のない支援体制を整備する必要があります。

●障害者差別解消に向けた取組の推進

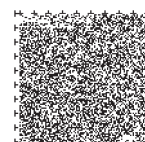
- ◇実態調査では何らかの差別的扱いを受けたことがある方の合計は56.0%、地域における障害の理解が「進んでいる」と答えた方の合計は21.1%にとどまっています。差別解消に関する相談窓口の周知や、障害者差別解消法の普及・啓発などの取組が求められています。
- ◇障害者団体のヒアリング調査では、合理的配慮の1つとして、「情報保障の充実」が要望されています。日々進歩するICT機器の活用も含めた、情報保障の取組を進めることが重要となっています。
- ◇実態調査では成年後見制度の認知度について、内容まで含めて理解している方は約3割、内容や名称を知らない方の合計は約7割となっています。今後、親亡き後の支援が必要な障害者の増加が見込まれる中、障害などの理由で判断能力が低下した人の権利や財産を守るため、意思決定支援を踏まえた成年後見制度の普及・啓発の取組が必要です。

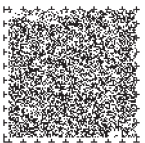




第 3 章

計画の基本的な考え方

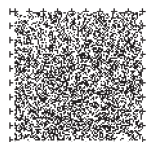
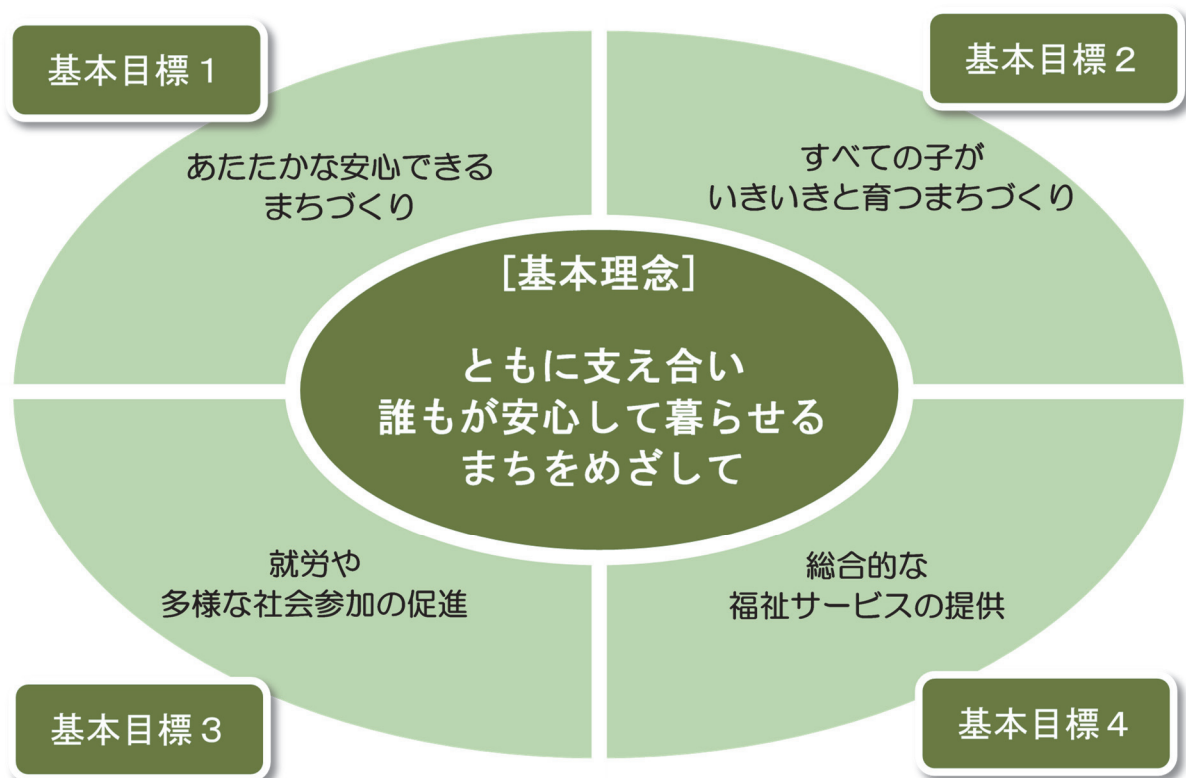




1 計画の基本理念

障害のある人の生活や就労・社会参加を支える環境づくりが進められていますが、障害者のニーズの多様化に加え、人口減少や高齢化の進行による新たな課題の広がりも見られます。

このような社会構造や暮らしの変化の中で、障害のある人、ない人にかかわらず、「ともに支え合い」市民の誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。本計画では「ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる まちをめざして」を基本理念として施策の推進を図ります。



2 計画の基本目標

基本理念及び基本的視点に基づき、本計画では、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 あたたかな安心できるまちづくり

●助け合いのあるまちづくり

つながり、助け合うまちは、障害のある人ない人、子ども、高齢者など、すべての人が暮らし、ともに高めあうことができる共生社会の実現につながります。お互いが理解しあう「こころ」を養い、支え合いの活動を育み、あたたかいふれあいのあるまちづくりを進めます。

●活動しやすい安心・安全なまちづくり

施設や交通のバリアフリー化、情報アクセシビリティ*の向上に努め、誰もが参加・活動・生活しやすいまちづくりを進め、居住環境の整備、行動範囲の拡大を支援します。また、緊急時の救援体制や災害時の支援体制などを強化します。

●権利擁護の推進

障害のある人や子どもの権利を擁護し、一人ひとりの尊厳を守ります。

基本目標2 すべての子がいきいきと育つまちづくり

●障害への早期対応

市民の心身の健康づくり支援、母子保健の充実などにより、障害の早期発見・早期療育に努めます。

●療育・教育の充実

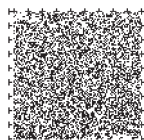
療育体制の充実を図り、障害のある子どもや発達に特別な支援を必要とする子ども、その家族への支援を強化します。

障害のある子どもがともに学べる教育環境づくりを推進します。

また、障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど、子育て支援の充実を図ります。

障害のある子どものライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。

障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



基本目標 3 就労や多様な社会参加の促進

●就労支援と働く場づくり

誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう、ハローワーク*や就労支援事業所、経済団体や市内企業などとの連携を強化し、一般就労の促進、福祉的就労*の場の充実により、働く場の確保と仕事の創出、雇用・就労の促進を図ります。

また、障害の状況に応じた多様な職業の機会を確保することができるよう、就労支援を推進します。

●自分らしく暮らせる生活支援

余暇活動等は生活の質を向上させ、支えていき、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行うことで、障害のある人の社会参加促進に努めます。

基本目標 4 総合的な福祉サービスの提供

●サービス提供の基盤整備

自らが利用できる制度やサービス等に関する情報を確実に入手し、自己決定によるサービス利用が適切に展開するよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

また、質の高い支援のためには、それぞれの障害や疾病を理解するとともに、専門的な知識や経験が必要となります。サービスの多様化が進む中で、将来的にもサービスの質・量を確保していくために、福祉サービス等を支える人材の養成に取り組みます。

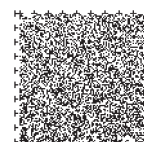
●福祉サービスの提供

障害のある人の地域での安定した暮らしを支えるため、福祉サービスの計画的な提供に努めます。

住み慣れた地域での自分らしい生活の実現に向け、在宅生活を支える各種サービスの充実を図るとともに、生活安定のための施策推進に取り組みます。

●一体的な支援ネットワークの強化

障害のある人への特性やライフステージに応じた切れ目のない支援のために、行政・関係機関・地域が連携した総合的な支援ネットワークづくり、参加と協働*の体制づくりを進めます。



3 計画の体系

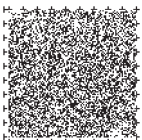
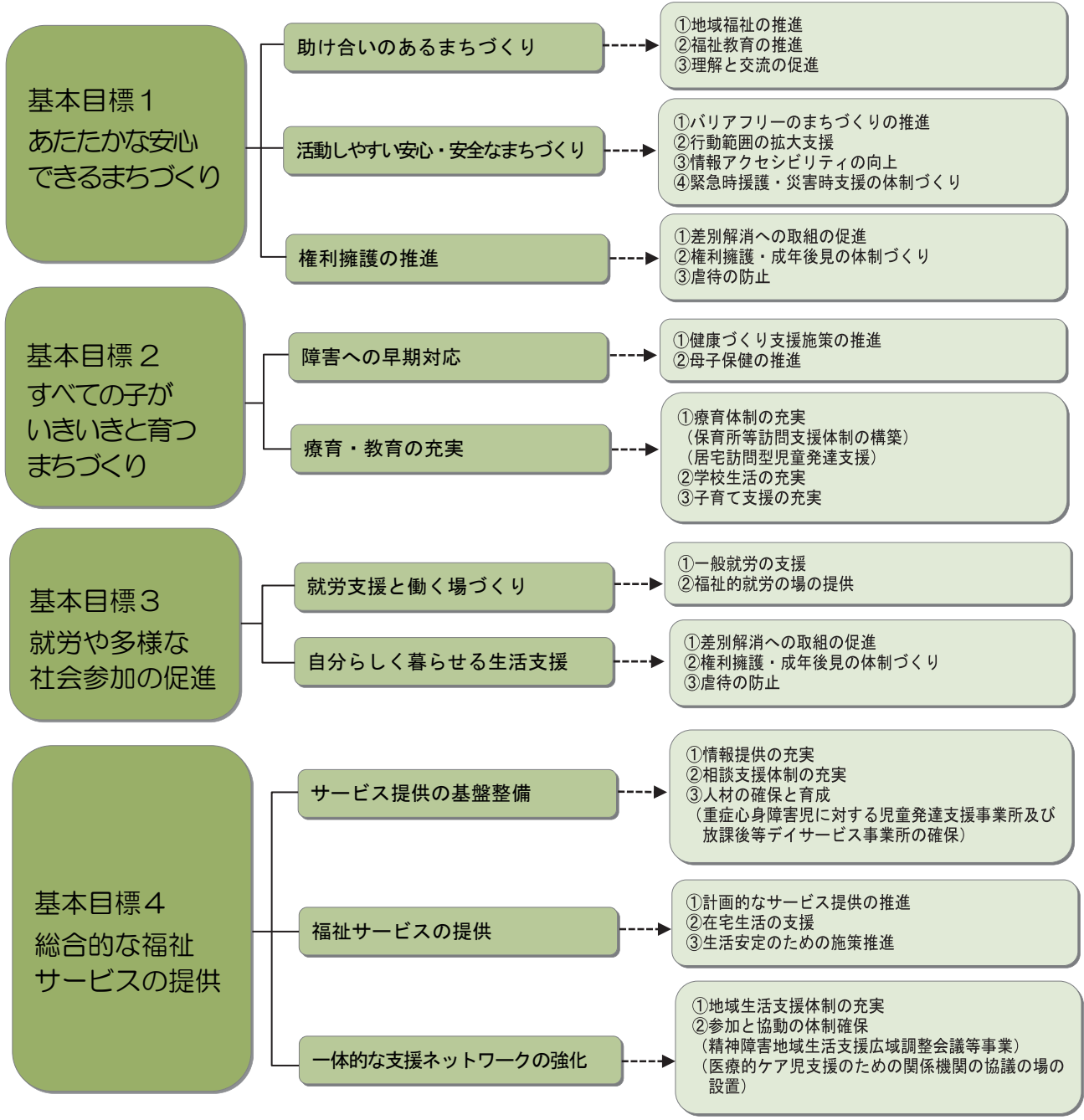
〈基本理念〉

ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる まちをめざして

〈基本目標〉

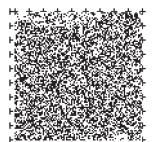
〈施策の方向〉

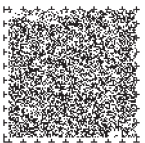
〈基本施策〉



第 4 章

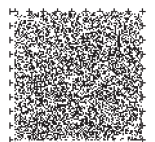
施策の展開（障害者計画部分）



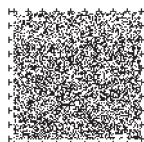


【個別施策の体系】

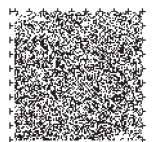
基本目標	施策の方向	基本施策	施策NO.	個別施策	
1 あたたかな安心できるまちづくり	方向1 助け合いのある まちづくり	①地域福祉の推進	1	社会福祉協議会*との連携	
			2	社会福祉協議会の広報活動の推進	
			3	土浦市ふれあいネットワークの充実	
			4	ボランティアセンターの運営	
			5	総合福祉会館の運営	
		②福祉教育の推進	6	福祉の心を育てる教育の充実	
			7	福祉体験講座及び職員等による出前講座の充実	
			8	地域交流活動事業等の充実	
			9	青少年赤十字（JRC）活動の推進	
			③理解と交流の促進	10	市民の意識啓発・広報活動の充実
				11	福祉の店での交流の促進
				12	ふれあい・いきいきサロンの実施
	方向2 活動しやすい 安心・安全な まちづくり	①バリアフリーのまちづくりの推進	13	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」の推進	
			14	バリアフリーの促進	
			15	都市公園の整備及び改修	
			16	民間施設のバリアフリー化等の促進	
			17	音響装置付信号機の設置及び点字誘導ブロックの敷設	
			18	公共施設等における補助犬*受け入れ体制の整備	
		②行動範囲の拡大支援	19	人にやさしい公共交通の導入の促進	
			20	福祉バスの運行	
			21	重度障害者福祉タクシー利用料金の助成	
			22	障害者外出支援の充実	
			23	自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免制度の周知	
		③情報のアクセシビリティの向上	24	利用に配慮した情報の提供	
			25	広報の充実	
			26	広報のバリアフリー化の推進	
			27	手話通訳者による窓口対応	
		④緊急時救護・災害時支援の体制づくり	28	緊急通報システム事業の充実	
			29	緊急時・災害時の情報獲得・発信手段の確保	
			30	「防災の手引き」の活用促進	
			31	自主防災組織の育成等	
			32	災害時の避難行動支援体制の整備	
			33	防災・災害ボランティア体制の充実	
		方向3 権利擁護の 推進	①差別解消への取組の促進	34	障害者差別解消への取組の促進
				35	精神障害者についての社会的な誤解や偏見の解消
			②権利擁護・成年後見の体制づくり	36	日常生活自立支援事業の実施
				37	選挙権行使の支援
				38	成年後見制度の利用支援と法人後見体制の整備
			③虐待の防止	39	成年後見制度の利用支援
	40			障害者虐待防止への取組の促進	



基本 目標	施策の方向	基本施策	施策 NO.	個別施策
2 すべての 子どもが いきいきと 育ちま ちづくり	方向1 障害への 早期 対応	①健康づくり 支援施策 の推進	41	学校保健事業の充実
			42	健康診査・各種検診事業の充実
			43	健康まつりの開催
		②母子保健 の推進	44	乳幼児健康診査の充実
			45	健康教室の開催
			46	相談指導事業の充実
			47	家庭訪問指導事業の強化
			48	各種乳幼児健診後の指導・フォロー体制の充実
	方向2 療育・教育の 充実	①療育体制 の充実	49	早期療育支援相談業務の充実
			50	療育支援センターの運営
			51	つくし療育ホーム事業の充実
			52	幼児ことばの教室事業の充実
			53	つくし学園における療育指導の充実
			54	保育所等訪問支援事業の実施
		②学校生活 の充実	55	おもちゃライブラリーの運営
			56	特別支援教育の充実
			57	市立幼稚園への特別支援教育支援員の配置
			58	就学相談の実施
			59	特別支援教育コーディネーターの配置
			60	教職員等の障害児教育研修の充実
③子育て 支援の充実	61	小・中学校への特別支援教育支援員の配置		
	62	学校施設のバリアフリー化の推進		
	63	ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現		
	64	障害児保育の充実		
3 就労や 多様な 社会参 加の 促進	方向1 就労支援と 働く場づくり	①一般就労 の支援	65	就学障害児の放課後支援対策の充実
			66	障害者就業・生活支援センター等の活用
			67	ハローワーク土浦等関係機関との連携による就労支援体制の充実
		②福祉的 就労の場 の提供	68	障害者活躍推進計画の推進
			69	障害者雇用の促進と事業主等への支援
			70	福祉の店を活用した就労支援の充実
	方向2 自分らしく 暮らせる 生活支援	①スポーツ・ レクリエー ション活 動の支援	71	つくしの家における就労支援の実施
			72	障害者就労施設等からの物品購入等の促進
			73	障害者スポーツの推進
			74	障害者（児）スポーツ大会の開催
		②生涯学 習活動の 支援	75	かすみがうらマラソンにおける障害者レースの充実
			76	レクリエーション等の開催
			77	公共スポーツ施設の使用料の減免
			78	公共文化施設の入館料の減免等
			79	図書館等利用における利便性の向上
			80	生涯学習関連施設の整備
③社会参 加の 促進	81	障害者が参加できる生涯学習講座の開催		
	82	地域活動の促進		
	83	障害者（児）福祉団体活動の支援		
	84	福祉の店を拠点とする社会活動支援の充実		



基本目標	施策の方向	基本施策	施策NO.	個別施策	
4 総合的な福祉サービスの提供	方向1 サービス提供の 基盤整備	①情報提供の 充実	85	障害者関連の総合的情報提供の充実	
			②相談支援 体制の充実	86	相談体制の充実
				87	保健福祉総合システムの整備
		88		基幹相談支援センターの運営	
		③人材の確保 と育成	89	人材の確保	
			90	ボランティア派遣事業の充実	
			91	ガイドボランティアの養成・派遣	
			92	市職員研修の充実	
			93	障害福祉サービスの充実	
	94		障害児通所支援の充実		
	方向2 福祉サービスの 提供	①計画的な サービス 提供の推進	95	地域生活支援事業の充実	
			96	相談支援事業の充実	
			97	介護保険サービスとの調整	
			日中活動等	98	障害者自立支援センターの運営
				99	つくしの家の運営
		100		地域活動支援センター事業、生活支援事業の実施	
		訪問系	101	友愛サービス事業の充実	
			102	在宅生活支援配食サービスの実施	
			103	宅配型食事サービスの実施	
			104	訪問理美容サービス事業の実施	
		②在宅 生活の 支援	安心	105	「こころの相談」事業の充実
				106	福祉電話の貸与
		行動支援	107	車いすの貸出	
			108	補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用促進	
			109	手話・点訳・音訳サービスの実施	
			110	補装具費の支給	
			111	日常生活用具の給付	
112			軽度・中度難聴児補聴器購入の補助		
113	小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付事業				
住まい	114	重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成			
	115	障害のある人が住みやすい公営住宅の確保			
	116	公営住宅の入居条件の緩和			
③生活安定の ための施策推 進	117	障害基礎年金等の支給			
	118	心身障害者扶養共済事業の充実			
	119	各種手当の充実			
	120	生活福祉資金の貸付			
	121	障害者手帳申請用診断書料助成事業の実施			
	122	医療福祉制度による保険給付自己負担分の助成			
方向3 一体的な支援 ネットワーク の強化	①地域生活 支援体制の 充実	123	自立支援医療費の給付等		
		124	地域での自立した生活の支援体制の整備		
	125	地域生活支援拠点機能の確保			
	②参加と協働 の体制確保	126	土浦市地域自立支援協議会の運営		
		127	計画策定への参画促進		



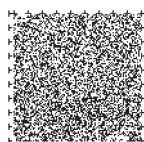
基本目標 1 あたたかな安心できるまちづくり

市民アンケートによると、多くの市民は、障害のある人が近くにいたら手助けしたいと考えており、地域や職場などで障害のある人に対する理解はまだ進める余地があると認識しています。

この市民の共生社会づくりへの高い認識を具体的な行動に移していけるようにしていくとともに、障害を理由とする差別やハンディを解消するための環境づくりや仕組みづくりを進めていくことが課題です。

「あたたかな安心できるまちづくり」に向けて、次の施策に取り組みます。

方向	内容	基本施策
1. 助け合いのあるまちづくり	つながり、助け合うまちは、障害のある人ない人、子ども、高齢者など、すべての人が暮らし、ともに高めあうことができる共生社会の実現につながります。お互いが理解しあう「こころ」を養い、支え合いの活動を育み、あたたかいふれあいのあるまちづくりを進めます。	① 地域福祉の推進 ② 福祉教育の推進 ③ 理解と交流の促進
2. 活動しやすい安心・安全なまちづくり	施設や交通のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上に努め、誰もが参加・活動・生活しやすいまちづくりを進め、居住環境の整備、行動範囲の拡大を支援します。 また、緊急時の救援体制や災害時の支援体制などを強化します。	① バリアフリーのまちづくり ② 行動範囲の拡大支援 ③ 情報アクセシビリティの向上 ④ 緊急時救護・災害時支援の体制づくり
3. 権利擁護の推進	障害のある人や子どもの権利を擁護し、一人ひとりの尊厳を守ります。	① 差別解消への取組の促進 ② 権利擁護・成年後見の体制づくり ③ 虐待の防止



1. 助け合いのあるまちづくり

① 地域福祉の推進

年齢や障害ある・なしに関わらず、すべての市民が住み慣れた地域の中で自分らしく、安心して生活し続けることができるよう、地域全体で支え合う地域福祉の推進が求められています。

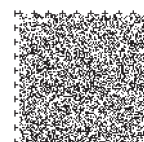
本市は、「土浦市地域福祉計画」に基づき、「あたたかいふれあいのあるまちづくり」を進めています。

今後とも、社会福祉協議会との緊密な連携のもと、障害福祉の充実をめざし、土浦市ふれあいネットワークの充実、ボランティア等の拠点の運営と有効活用を進めます。

1	社会福祉協議会との連携	担当	障害福祉課
<p>社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な機関として、ボランティア活動や福祉教育を推進し、「土浦市ふれあいネットワーク」を運営しています。</p> <p>今後も「土浦市ふれあいネットワーク」や「土浦市地域自立支援協議会」等を通じ、社会福祉協議会との連携を図り、情報を共有しながら、地域福祉の充実のための事業を推進していきます。</p>			

2	社会福祉協議会の広報活動の推進	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、広報紙「社協だより」を年4回発行し、全戸に配布することにより障害のある人への理解を深める活動及びボランティア活動への参加を促進しています。</p> <p>また、視覚障害のある人に届ける声の季刊誌「リッチボイス」を発行・送付しています。</p> <p>今後は、すべての市民が障害のある人やボランティア活動への理解を深めていくことができるよう、「社協だより」の紙面の工夫や内容の充実を進め、より親しみの持てる広報紙を作成するとともに、ホームページや広報紙には、音訳を取り入れ、より多くの人に情報提供ができるよう努めます。</p>			

3	土浦市ふれあいネットワークの充実	担当	社会福祉課/ 社会福祉協議会
<p>土浦市ふれあいネットワークは、障害のある人や高齢者などの支援を必要とする人が、家庭や地域の中で安心して暮らせるようにするため、地域全体で支えていくシステムで、中学校区ごとに地域ケアコーディネーターを配置し、地域福祉の担い手相互の連携を図り、相談受付からサービスの必要性の検討と提供を一元的に実施しています。</p> <p>援助を必要とする人への対応を速やかに行うためには、日頃からの地域との連携が不可欠であり、今後とも、生活圏域である中学校区ごとにスクラムネット（実務者レベルの職員の連携体制）やふれあい調整会議（医師等専門機関による相談対応会議）を継続的に開催し、土浦市ふれあいネットワークの充実を図るとともに、「土浦市地域自立支援協議会」をはじめとする関係機関との連携を深め、円滑なサービス提供に努めます。</p>			



4	ボランティアセンターの運営	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会は、ボランティアを必要とする障害のある人への情報の提供、ボランティア活動に関する相談、活動場所の斡旋を行うとともに、個人ボランティア・ボランティア団体への支援、情報発信などを行うため、ボランティアセンターを運営しています。また、「音訳」「点字・点訳」「手話（入門・基礎）」「要約筆記」「ガイド（視覚障害のある人の外出支援）」等の障害のある人に関連する各種ボランティア養成講座を開催し、その後のサークル活動へつなげています。視覚障害のある人には、書籍等を点訳したり、声の季刊誌「リッチボイス」を発行・送付するサークル活動を支援しています。</p> <p>今後は、養成講座修了後の活動場所を増やし、ボランティアが活動できる環境整備を図るなど、ボランティアセンターの有効活用を進めるとともに、広報紙やインターネットによる広報や、地域のイベント開催時等における広報活動に力を入れるなど、ボランティアセンターの周知及びボランティア活動への参加の呼びかけを積極的に進めていきます。</p>			

5	総合福祉会館の運営	担当	社会福祉課
<p>地域福祉活動の拠点として整備された総合福祉会館については、引き続き施設の活用と機能の充実を図ってまいります。引き続き、施設設備等の経年劣化に対応していくとともに、利用団体・利用目的等について、適正な運用を進めていきます。</p>			

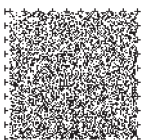
② 福祉教育の推進

市民も福祉・教育関係者も、子どもの頃からの人権教育、福祉教育、障害のある子もいない子もともに過ごす環境づくりが共生社会の基礎となると考えています。

市では、小・中学校において福祉の心を育てる教育に取り組み、社会福祉協議会では福祉体験講座やボランティア推進校への助成など、意識を行動に移せる人づくりを進めています。

今後は、教育委員会と社会福祉協議会の連携を一層強め、子どもからおとなまですべての市民が福祉や人権についてともに考えていけるよう、福祉教育の推進体制を強化していきます。

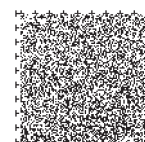
6	福祉の心を育てる教育の充実	担当	指導課
<p>市内の小・中・義務教育学校では、教育活動を通して福祉の心を育成するために、総合的な学習の時間の福祉分野（福祉体験学習、職場体験学習など）で心のバリアフリーやバリアフリー、ユニバーサルデザインなどについて学習をしています。また、道徳教育では人への優しさ、社会のために尽くすことの大切さなど、豊かな心の育成を図っています。</p> <p>今後も、障害のある人への理解を深めるため、アイマスクや車いすなどの模擬体験、ボランティア体験等を実施していきます。その際、体験学習前後の児童・生徒への働きかけを大切にし、心に響く指導に努めるなど、体験を重視した教育を充実していきます。</p>			



7	福祉体験講座及び職員等による出前講座の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会は、障害のある人への理解を深め、福祉の心を育成するため、学校等と連携して、市内小中学校の総合的な学習の時間やPTAの集まりにおいて、車いす体験、アイマスク体験、手話体験、点字体験、視覚障害のある人や聴覚障害のある人の講話、盲導犬の学習等を行うとともに、地域と連携しながら、公民館、町内会、職場など学校以外の場でも福祉体験講座や出前講座を開催しています。</p> <p>今後とも、ニーズの変化や障害者福祉制度の変更などに対応し、新しい講座を企画・実施するなど、講座内容の拡充を図り、段階的に学習できるような環境づくりに努めます。</p>			

8	地域交流活動事業等の充実	担当	指導課
<p>市内の小・中・義務教育学校では、総合的な学習の時間を活用して、福祉施設・特別支援学校等、地域の施設を訪問し、障害のある人とのふれあいを通じ、互いに助け合っるとともに生きる社会を知る地域交流活動を実施しています。特別支援学校に通学する児童・生徒との「居住地交流」等を行っている学校もあります。</p> <p>今後も、特別支援学校や地域の障害者福祉施設との連携を図り、共同及び交流学习の「学校間交流」を進めるとともに、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育推進の観点から、各学校において障害のある児童・生徒との交流学习の機会を増やしていきます。</p>			

9	青少年赤十字（JRC）活動の推進	担当	小・中学校
<p>市内の小・中・義務教育学校では、青少年赤十字（JRC）の基本理念である人の生命と尊厳を大切にす「人道」の育成や「気づき、考え、実行する」という態度を養うため、児童・生徒と教師、学校の主体性のもと、募金活動、清掃活動、古切手の収集など青少年赤十字の実践活動を推進しています。</p> <p>今後も、これらの活動を通して、すべての人が認め合い、支え合う社会を担う青少年を育てていきます。</p>			



③ 理解と交流の促進

すべての市民が、障害のある人への理解を深め、障害により添う視点を持つことが共生社会の基礎となります。

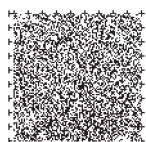
市では、社会福祉協議会と連携して、広報活動とともに、福祉の店を拠点とする交流、地域におけるサロン活動の促進など、障害のある人とない人が互いに交流する機会づくりに取り組んでいます。

今後とも、市民の理解と交流を促すための情報提供と場づくり、機会づくりを積極的に進めていきます。

10	市民の意識啓発・広報活動の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人に対する一人ひとりの理解と認識を深めるための情報提供に取り組んでいます。障害者団体や大学と協働で作成した「防災の手引き」をホームページに掲載し、また、県・関係団体の共催による「障害者福祉の集い」に参加するなど、理解促進に努めています。</p> <p>今後とも、市の広報紙やホームページ、ポスター、ケーブルテレビ等の多様なメディアを活用した情報提供、障害者団体・ボランティア団体との協働によるイベントの開催や学校の授業などを通しての啓発活動を行います。</p>			

11	福祉の店での交流の促進	担当	障害福祉課
<p>市では、福祉の店ポプラ中央店と市庁舎店で、障害者社会参加活動支援事業を実施しています。</p> <p>また、公民館まつりなどのイベントで、手作り品等の展示即売を通じて市民等と交流することにより、障害のある人への理解を促進するとともに、ボランティアの育成を図っています。</p> <p>今後とも、障害のある人とない人が互いに交流し、理解を深め合う機会を確保していきます。</p>			

12	ふれあい・いきいきサロンの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、市内各町内に1か所の設置を目標に、地区長をはじめ関係団体に対して障害のある人や高齢者をはじめ、すべての地域の方々が集えるふれあい・いきいきサロンづくりの推進を呼びかけています。設置を希望する団体には、補助金を交付するとともに、サロンが地域の生きがいつくりはもとより、情報交換の場であることなどの理解を進めながら、団体数の増加に努めます。</p>			



2.活動しやすい安心・安全なまちづくり

① バリアフリーのまちづくりの推進

障害のある人もない人も、障害を理由とする差別のない社会づくりに向けて、施設や道路、交通機関などのバリアフリー化が重要と考えています。

市では、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」,「土浦市バリアフリー基本構想」に基づき、公共施設、駅前、道路施設等を中心に、すべての人が安全かつ円滑に利用できるような環境づくりを進めています。

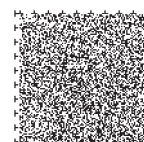
今後とも、民間事業者との連携を強化し、障害の種別や程度に関わらず円滑に参加・活動できるバリアフリーの環境が連続的・面的に確保されるよう努めます。

13	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」の推進	担当	社会福祉課
<p>市では、市関連施設について、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、施設ごとに計画的なバリアフリー化を進めています。</p> <p>今後とも引き続き市関連施設等の公共的施設や民間施設のバリアフリー化を進め、誰もが使いやすい施設環境づくりに努めます。</p>			

14	バリアフリーの促進	担当	都市計画課
<p>市では、「土浦市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区（土浦駅、荒川沖駅、神立駅の周辺地区）を中心に、利用者の声を聞きながら連続的なバリアフリー化を図り、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、バリアフリー化事業を総合的に推進していきます。</p> <p>また、出前講座等において学生を中心に本市のバリアフリーの取組み紹介や「心のバリアフリー」の理解促進を図っていきます。</p>			

15	都市公園の整備及び改修	担当	公園街路課
<p>都市公園では、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、開発行為による公園整備の指導を進めています。市事業による新設公園の整備・既設公園の改修等に際しては、トイレ・水飲み器などの改修、車いすで通行可能な園路の整備などを実施しています。</p> <p>今後とも、多目的トイレの設置など公園等のバリアフリー化を推進します。</p>			

16	民間施設のバリアフリー化等の促進	担当	建築指導課
<p>民間施設のバリアフリー化については、バリアフリー新法*の内容をホームページ等によって周知し、整備を促しています。特に特別特定建築物（2,000㎡以上）については、高齢者、障害のある人の社会参加が促進され、すべての利用者に利用しやすい施設づくりが求められます。</p> <p>今後は、ホームページに認定手続きの内容についても掲載し、制度の周知と活用の促進を図ります。</p>			



17	音響装置付信号機の設置及び点字誘導ブロックの敷設	担当	生活安全課
<p>市では、音響装置付信号機の設置や点字誘導ブロックの敷設について、土浦警察署と道路管理者に要望するなど、整備の促進に努めています。</p> <p>今後とも、既存施設の改修も含め、土浦警察署や道路管理者に引き続き働きかけ、視覚障害、聴覚障害のある人などが安心して通行できる道路環境づくりを進めていきます。</p>			

18	公共施設等における補助犬受け入れ体制の整備	担当	障害福祉課
<p>市の施設において、身体障害のある人が同伴する補助犬（盲導犬，聴導犬，介助犬）を受け入れる体制の整備・充実を図っています。</p> <p>今後とも、身体障害者補助犬法の目的である補助犬を使用する身体障害のある人の市の施設等の利用円滑化を図り、身体障害のある人の自立及び社会参加を促進するよう周知します。</p>			

② 行動範囲の拡大支援

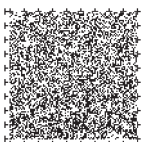
障害のある人が円滑に参加・活動できるまちづくりでは、施設等のバリアフリー化とともに、交通手段の確保や移動支援など、自由な行動を支える仕組みの確保が重要です。

市では、人にやさしい公共交通等の充実、重度訪問介護，行動援護，同行援護，移動支援事業等の確保に取り組みます。

今後とも、利用ニーズを把握しながらこれらの支援を確保・充実し、障害のある人が自由に行動できる範囲を拡大していけるよう図ります。

19	人にやさしい公共交通の導入の促進	担当	都市計画課
<p>障害のある人や高齢者が安心して快適に外出し、社会参加できるよう、公共交通機関の利便性の向上を促進しています。また、ノンステップバスの導入を促進するなど、利用しやすい公共交通の環境づくりに努めます。</p>			

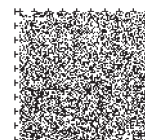
20	福祉バスの運行	担当	社会福祉課
<p>市では、引き続き福祉バスを運行し、障害のある人が各種イベント・大会等に参加しやすいよう便宜を図ってまいります。</p> <p>今後とも、利用目的や行程等の適正な設定を踏まえた運行を通じ、障害のある人の社会活動を支援していきます。</p>			



2 1	重度障害者福祉タクシー利用料金の助成	担当	障害福祉課
<p>市では、重度障害のある人の外出支援及び社会参加促進の一環として、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、市の事業として助成制度を確保していきます。</p>			

2 2	障害者外出支援の充実	担当	障害福祉課
<p>移動に著しく困難のある在宅で障害のある人の外出支援については、重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方への重度訪問介護や視覚障害の方への同行援護等の障害福祉サービスがあります。</p> <p>また、市では、地域生活支援事業として、移動支援事業を実施しています。</p> <p>現在、移動支援事業の通勤、通学及び通所のための利用は、介護者や保護者に緊急かつやむを得ない理由があるときに限られています。ニーズに即した支援サービスのあり方を検討していきます。</p>			

2 3	自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免制度の周知	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人やその家族等が運転する場合、障害種別や程度に応じて自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されることを、障害者手帳交付時に提供する福祉ガイドやホームページに掲載しています。</p> <p>今後とも、自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免について周知し、障害のある人の行動範囲の拡大を図ってまいります。</p>			



③ 情報アクセシビリティの向上

障害を理由とする分け隔てを感じることなく、自分らしい生活を実現していくためには、施設や交通バリアフリー化のみならず、情報面の制約の解消が極めて重要です。

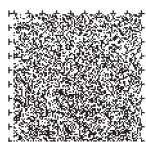
市では、「土浦市総合情報化基本計画及び実施計画」に基づき、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる行政情報づくりや広報を進めています。本計画も、紙に掲載された文字情報をデジタル（音声）化する Uni-Voice（ユニボイス）（音声読み取り機能）付きで製本し、ホームページに掲載しています。

今後とも、ICT（情報通信技術）を活用した情報バリアフリー化の推進、市民との協働による点字や音声情報などの充実、手話通訳者による窓口対応など、誰にも利用しやすい魅力的な情報づくりに努めます。

24	利用に配慮した情報の提供	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が行政情報などを円滑に利用できるよう、手話通訳者の設置、筆談ボードや拡大読書器の使用、文字情報を内包した二次元コードの付記、点字版、音声テープ版の作成など情報バリアフリー社会の実現に向けた取り組みを行っています。</p> <p>今後とも、情報提供に対する障害のある人の意見を聴きながら、どのような情報ツールが必要か検討し、情報アクセシビリティの向上に努めます。</p>			

25	広報の充実	担当	広報広聴課
<p>市では、障害のある人に対する情報提供のために、市の広報紙において、点字広報と声の広報を月2回発行するとともに、ホームページ音声読上げ機能などを活用し案内を行っています。（点字・声の広報発行业務）</p> <p>今後とも、茨城県視覚障害者協会と連携し、障害のある人の意見を反映しながら、提供する情報の内容や方法などを充実させていきます。</p>			

26	広報のバリアフリー化の推進	担当	広報広聴課
<p>市では、市政広報番組「マイシティつちうら」のケーブルテレビでの放映及び、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、メール配信などインターネットを活用した情報提供を実施しています。「マイシティつちうら」では、市民との協働により市民目線での番組づくりに努め、ホームページでは、ウェブアクセシビリティに対応したページの作成を進め、情報のバリアフリー化に努めています。</p> <p>今後とも、新たな媒体の活用や障害のある人への対応や配慮を進め、あらゆる世代に魅力ある情報を提供できるよう充実を図ります。</p>			



27	手話通訳者による窓口対応	担当	障害福祉課
<p>市では、市役所の窓口での手続きの円滑化を支援するため、毎週月・金曜日、手話通訳者を設置しています。手話通訳者の設置日以外は、筆談となることから、聴覚障害のある人への各種通知文には、手話通訳者の設置日を案内しています。</p> <p>今後とも、現在の体制を維持・充実し、利用しやすい窓口づくりに努めます。</p>			

④ 緊急時救護・災害時支援の体制づくり

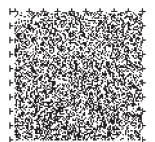
地震や風水害への不安が高まっています。障害のある人が地域で安心して生活していくためには、日頃の緊急通報体制とともに、災害時の避難支援体制の確保が重要です。

市では、障害者団体、大学と連携して「防災の手引き」を作成し、内容の充実を図っています。また、地域防災計画に基づき、地域の自主防災体制、災害時避難行動要支援者*への対応体制づくりを進めています。

今後とも、「防災の手引き」の周知に努めるとともに、地域や福祉施設等と連携して災害時の避難支援体制を確立し、これを通じて地域の中で日頃の交流や支え合いの体制づくりが促進されるよう図ります。

28	緊急通報システム事業の充実	担当	障害福祉課
<p>ひとり暮らしの重度身体障害のある人、または聴覚や言語機能に障害のある人に緊急通報装置を貸与し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう運営しています。</p> <p>今後とも、ひとり暮らしの重度身体障害のある人等の日頃の安心を支えるため、事業の周知と活用の促進を図ってまいります。</p>			

29	緊急時・災害時の情報獲得・発信手段の確保	担当	障害福祉課
<p>市では、関係機関と連携しながら、聴覚言語障害のある人に対する緊急通報装置の貸与の他、土浦市安心・安全情報メールの配信などを行っています。</p> <p>また、いばらき消防指令センターが聴覚言語障害のある人に対応するため整備した、スマートフォン、パソコンの端末から119番通報できるシステム「NET119」の周知に努めてまいります。</p>			

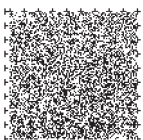


30	「防災の手引き」の活用促進	担当	障害福祉課
<p>市では、障害者団体、つくば国際大学との協働により、障害のある人向けの防災マニュアル「防災の手引き」（音声・点字対応あり）を作成し、ホームページに掲載し、地域防災への活用を呼びかけています。</p>			

31	自主防災組織の育成等	担当	総務課
<p>市では、災害時における「共助」の考え方の普及啓発を図りながら自主防災組織の必要性を強調し、組織化に向けた働きかけを進めるとともに、自主防災組織の育成・強化に努めています。</p> <p>今後とも、各地域での自主防災組織の一層の充実及び活発化に資する支援を図り、災害時における障害のある人や高齢者への安心・安全につながる支援体制づくりを進めます。</p>			

32	災害時の避難行動支援体制の整備	担当	総務課
<p>市では、地域防災計画の見直しに伴い、庁内関係各課が連携して災害時の避難行動要支援者の支援体制づくりを進めています。災害時に自力での避難が困難な人が安全に避難するためには、避難行動に支援が必要な人の状況を把握し、その情報を地域の支援者に提供して速やかな支援に結びつけることが必要です。</p> <p>今後は、避難行動要支援者支援制度の周知を図り、支援対象者・支援者の登録とともに、地域における支援体制の構築に努めます。</p>			

33	防災・災害ボランティア体制の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、災害への対応力を高めるため、「災害ボランティア養成講座」を開催し、災害ボランティアセンターの役割を広く周知するとともに、災害ボランティアへの理解と被災地支援につながるボランティアを養成しています。</p> <p>また、災害発生後に災害ボランティアセンターが速やかに設置・運営されるよう、職員で災害ボランティアワーキングチームを結成し、センター設置運営マニュアルの作成、センター設置訓練を実施するなど、平常時からの体制づくりに努めています。</p> <p>今後とも、行政、関係機関・団体との連携を図り、災害発生時における災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの派遣など、更なる体制の充実・強化に努めます。</p>			



3.権利擁護の推進

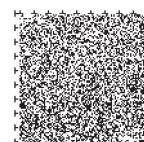
① 差別解消への取組の促進

障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の成立など、障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮が求められており、本市においても、学校や職場、地域の中での差別解消に向けた情報提供等に取り組んでいます。

今後とも、精神障害や発達障害などに対する理解促進を含め、障害に対する正しい理解普及に努め、障害のある方の差別解消に努めます。

34	障害者差別解消への取組の促進	担当	障害福祉課
<p>障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害のある人への差別解消に関わる啓発及び知識の普及を図り、障害を理由とする差別の解消を促進します。</p> <p>障害者差別解消支援地域協議会により、差別解消のための取組の検討、差別解消の事例共有、関係機関との連携推進などを行います。</p> <p>行政機関職員として障害者への適切な対応・配慮ができるよう、障害者差別解消法への理解を深めるための市職員向けの研修や、事業者・市民向けの周知活動、また学校や福祉関係団体向けの周知活動を実施しています。</p>			

35	精神障害者や若年性認知症への理解の促進	担当	障害福祉課
<p>精神障害者の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神疾患や精神障害に関する地域住民等への普及啓発に取り組みます。</p> <p>また、精神障害を有する方等や地域住民が困りごと等を抱えた際の精神疾患、精神障害やメンタルヘルスに関する相談窓口として、「こころの相談」の利用を進めていきます。</p>			



② 権利擁護・成年後見の体制づくり

障害のある人の人権、財産等を守るためには、本人の自己決定能力を引き出す支援及び本人に代わってその権利と財産を守る後見体制の整備・充実が必要です。

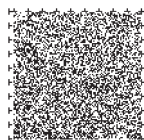
市では、社会福祉協議会が設置している「成年後見センターつちうら」を中心に、権利擁護・成年後見の体制の充実を図り、障害のある人が適切に各種支援を利用して生活の安全を確保できるよう努めます。

36	日常生活自立支援事業の実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、知的、精神障害のある人や認知症高齢者等で自己決定能力が低下した人に対して、福祉サービス利用支援と日常的金銭管理支援を一体的に行う日常生活自立支援事業を実施しています。</p>			

37	選挙権行使の支援	担当	選挙管理委員会
<p>選挙管理委員会では、郵便等投票を行うことができる重度障害のある人などの選挙人に対して、身体障害者手帳等を交付する機会はもとより、広報紙、ホームページの利用などにより郵便投票制度等の情報提供や普及啓発に努め、対象者の選挙権行使の拡大を図ってまいります。</p>			

38	成年後見制度の利用支援と法人後見体制の整備	担当	社会福祉協議会
<p>「知的障害」「精神障害」「認知症」などによって判断能力が不十分な人の権利と財産を守るため、「成年後見センターつちうら」の運営が開始されました。成年後見制度の相談、申立支援、市民後見人養成講座の開催、法人後見*の受任等、成年後見制度利用支援体制を整備し、充実を図ってまいります。</p>			

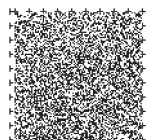
39	成年後見制度の利用支援	担当	障害福祉課
<p>「知的障害」「精神障害」「認知症」などによって判断能力の不十分な障害のある人や高齢者等の財産管理や契約等の法律行為を保護し支援する成年後見制度の普及啓発を図り、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害のある人や高齢者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。また、資産状況等により後見人等への報酬の支払いが難しい人を対象に、費用支払いの支援を行います。</p> <p>社会福祉協議会の「成年後見センターつちうら」と密に連携をとりながら、今後とも、判断能力が不十分な障害のある人について、身寄りがない等の理由により成年後見制度の申立てができない場合に、市長申立及びその後の支援を必要に応じて実施していきます。</p>			



③ 虐待の防止

市では「土浦市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待の防止と発生時早期対応体制を整備し、虐待防止施策の充実を図ります。

40	障害者虐待防止への取組の促進	担当	障害福祉課/ 社会福祉協議会
<p>障害のある人への虐待を防止するため、「土浦市障害者虐待防止センター」を設置し、24 時間体制で障害のある人への虐待に関わる通報の受理、虐待をうけた障害のある人の保護や相談・指導及び助言を行うとともに普及啓発に努め、障害者虐待防止体制の充実を図ります。</p> <p>事業者や施設、家庭内における虐待に気づいた場合は、「土浦市障害者虐待防止センター」へ速やかに連絡し、早期対応が図れる体制を、市民とともにつくっていきます。また、福祉サービス事業所に対する障害者虐待防止法への理解促進、虐待防止マニュアルの整備・運用の促進や相談対応に取り組めます。</p>			

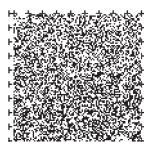


基本目標2 すべての子どもがいきいきと育つまちづくり

発達に心配や不安のある子どもが増える中で、早期発見・早期療育（医療と教育による個別指導）が求められています。

障害のある子ども一人ひとりの状況に即した支援（学校生活の支援や学習サポート）が求められているとともに、子どもたちが障害のある・なしに関わらず、学校や地域の中でともに学び、遊び、豊かな人間関係をつくっていけるような環境づくり、療育から学校生活、卒業後へと円滑につながる支援体制の確立が求められています。また、障害のある子どもを育てる保護者が安心して仕事と育児を両立できるような支援も重要です。障害への早期対応とともに、「どの子どももいきいきと育つまちづくり」に向けて、次の施策に取り組みます。

方向	内容	基本施策
1. 障害への早期対応	市民の心身の健康づくり支援、母子保健の充実などにより、障害の早期発見・早期療育に努めます。	① 健康づくり支援施策の推進 ② 母子保健の推進
2. 療育・教育の充実	療育体制の充実を図り、障害のある子どもや発達に不安のある子ども、その家族への支援を強化します。 学校等においては、教育機関、保健機関、地域等の連携により、障害のある子どもがともに学べる教育環境づくりを進めるとともに、一人ひとりの個性に応じた保育・教育を推進し、就学前から学齢期、就労までの切れ目のない一貫した支援を行います。 また、障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど、子育て支援の充実を図ります。	① 療育体制の充実 ② 学校生活の充実 ③ 子育て支援の充実



1.障害への早期対応

① 健康づくり支援施策の推進

学校保健，市民向けの健康診断・各種健診，健康相談等の健康づくり支援施策は，障害の早期発見・早期対応，生活習慣の改善などの重要な機会となります。

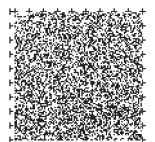
市では，ホームページから検診の申し込みができるようにしたり，健康まつりで各種の情報提供や相談ができるようにするなど健康づくり支援に努めています。

今後とも，各種事業を充実し，障害への早期対応を進めていきます。

4 1	学校保健事業の充実	担当	学務課
市では，学校における健康診断を通じ，児童生徒自らが自己の健康状態を知り，健康生活を実施するための習慣や態度を育てられるよう，学童期から将来にわたる健康づくりの推進を図ってまいります。			

4 2	健康診査・各種検診事業の充実	担当	健康増進課
市では，障害の発生原因となる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療のために，健康診査及びがん検診など各種検診事業を実施し，受診率向上のため，広報紙やホームページ，SNSなどを通じて健康診査やがん検診の周知に努めています。集団健診の他，協力医療機関で受ける医療機関健診の充実や，ホームページから直接申し込みなど，受診者の利便性の向上を図っています。 今後とも，受診率の向上に努め，生活習慣病等疾病の予防を促進します。			

4 3	健康まつりの開催	担当	健康増進課
市では，市民の健康意識の高揚と少子高齢化等に対応した，各種保健事業・福祉施策等への理解と認識を深めるために，健康まつりを開催し，講演会，各種相談コーナーや展示コーナー等の設置などを実施しています。 今後は，市民が健康づくりのために生活習慣改善の必要性を理解し自ら行動変容を実行できる環境づくりのため，保健や医療に関する新しい情報提供の一層の充実を図ってまいります。			



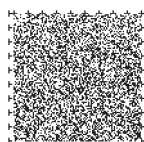
② 母子保健の推進

妊娠・出産・乳幼児期からの健康づくり支援は、子どもの疾病・障害の早期発見、早期治療・療育のみならず、保護者・家庭の対応力を育むためにも重要です。

本市では、乳幼児健康診査や健康教室、各種相談指導により、これを支援していきます。

今後とも、母子保健を通じて、子どもの障害や発達への心配への早期対応を進めます。

4 4	乳幼児健康診査の充実	担当	健康増進課
<p>市では、乳幼児の健全な育成のため、乳幼児期における疾病・障害の早期発見、早期治療・療育を目的に、毎月4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。障害の早期発見・早期対応を進めるためにも、受診の徹底を図ることが重要です。</p>			
4 5	健康教室の開催	担当	健康増進課
<p>市では、妊婦等に対して妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るため、マタニティ教室を実施しています。妊娠届出時の案内、広報やホームページに日程を掲載するなど周知に努め、教室では参加者同士の交流を促進しています。</p> <p>今後とも、周知を継続し、教室参加を勧めていきます。</p>			
4 6	相談指導事業の充実	担当	健康増進課
<p>市では、乳幼児の発達や育児等に対する保護者の不安の解消を図るため、10か月児育児相談、赤ちゃん身体計測、つちまる育児相談、個別栄養相談等の相談事業を実施しています。</p> <p>今後とも、育児不安の解消等を目的とした支援体制を充実していきます。</p>			
4 7	家庭訪問指導事業の強化	担当	健康増進課
<p>市では、生後4か月までの乳児のいる家庭に対して、保健師または助産師が保健指導及び支援を行うことにより、母子の健康増進を図ることを目的として全戸訪問を実施しております。育児不安を訴える事例や虐待の疑いのある事例等については、その家庭の状況を十分に把握するため、定期的な家庭訪問による指導を実施しています。</p> <p>今後とも、人員の確保に努めるとともに、実施にあたっては地域ケアシステムなどの利用により、関係機関との連携を充分にとりながら対応していきます。</p>			
4 8	各種乳幼児健診後の指導・フォロー体制の充実	担当	健康増進課
<p>市では、発達に特別な支援を必要とする幼児に対して、親子どんぐり教室等による健診後のフォローに努めています。各健診において、発達面の経過観察を必要とする幼児が増加しており、早期療育相談事業と連携して対応していますが、療育を必要とする幼児とその保護者が、適切な相談・療育が受けられるよう、教室や健診事業の充実、各関係機関との連携を深めていくことがますます重要となっています。</p> <p>今後とも、各関係機関との連携を強化し、適切な相談・療育が受けられるよう指導体制を充実していきます。</p>			



2.療育・教育の充実

① 療育体制の充実

発達に心配のある子どもが増加し、子どもの発達に不安のある保護者からの相談も年々増加しています。

市では、療育支援センター「つくし療育ホーム」「つくし学園」と保健センター内の「早期療育相談」「幼児ことばの教室」を運営し、就学前児童の発達相談、療育、保護者への相談対応などを行い、充実を図ってまいりました。

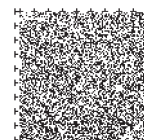
また、保育所等訪問支援事業を実施し、更なる充実を目指してまいります。

49	早期療育支援相談業務の充実	担当	障害福祉課
<p>早期療育相談に、療育相談員を配置し、各種相談業務として、来所による療育相談、電話相談、各種乳幼児健診時の相談、フォローアップ教室及び市内療育機関に対しての助言・指導、保育所巡回指導、幼稚園・学校への訪問指導等を行います。</p> <p>専門性が担保できるよう療育相談員の確保を図り、相談支援専門員、教育委員会との連携を深めるようにします。</p> <p>また、障害児相談支援事業所として、相談支援専門員を配置し、福祉サービスを利用する際の相談及びサービス等利用計画*の作成・モニタリング*などを行います。</p>			

50	療育支援センターの運営	担当	障害福祉課
<p>療育支援センターを早期療育の拠点として、専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、社会福祉士等）を配置し、児童発達支援事業（つくし学園、つくし療育ホーム、幼児ことばの教室）や障害児相談支援事業（早期療育相談）を行います。</p> <p>また、新たに保育所等訪問支援事業を行い、地域における療育支援の中核的な役割を担ってまいります。</p>			

51	つくし療育ホーム事業の充実	担当	障害福祉課
<p>つくし療育ホームでは、児童発達支援として、保護者と一緒に通園し、日常生活における基本的動作や身体の機能を向上させるため、集団及び個別で療育指導を行います。</p> <p>通園児とその保護者に対する療育支援の充実に努めます。</p>			

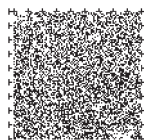
52	幼児ことばの教室事業の充実	担当	障害福祉課
<p>幼児ことばの教室では、児童発達支援として、保護者と一緒に通園し、運動・認知・言語等の発達を支援するため、個別指導を中心とした療育指導を行います。</p> <p>通園児とその保護者に対する療育支援の充実に努めます。</p>			



53	つくし学園における療育指導の充実	担当	障害福祉課
<p>つくし学園では、児童発達支援（児童発達支援センター）として、保護者のもとから単独通園させ、自立に必要な知識技能を付与するため、集団及び個別で療育指導を行います。 通園児とその保護者に対する療育支援の充実に努めます。</p>			

54	保育所等訪問支援事業の実施	担当	障害福祉課
<p>保育所や幼稚園等に通所する障害児を対象に、日中通所する場所に心理職等の専門職が訪問し、集団生活への適応のための支援を行う「保育所等訪問支援事業」を実施します。</p>			

55	おもちゃライブラリーの運営	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある子ども向けのおもちゃの製作と貸出を行い、それぞれの子どもの発達促進を図っています。ライブラリーの周知については、市内小中学校の特別支援学級等におもちゃの貸出し用カタログを配布しています。利用者の増加を目的として、平成26年度にライブラリーの場所を新治総合福祉センターに移転したことで、課題であった利用のしづらさが解消されました。</p>			



② 学校生活の充実

障害のある・なしに関わらず、どの子どもも心豊かな学校生活を望んでいます。

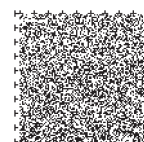
市では、特別支援教育コーディネーターを中心とする幼稚園、小・中学校における指導体制の充実、学校のバリアフリー化などを進めています。発達段階に応じた対応としては、就学相談や相談支援ファイルの作成を行っています。

今後とも、教職員に向けた研修や専門家による巡回指導など教職員の対応力を高める支援を充実するとともに、教育面での相談支援ファイルと福祉サービス利用に係るサービス等利用計画の連結化を進めるなど、医療、福祉、教育をはじめ多くの機関が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援の実現をめざします。

56	特別支援教育の充実	担当	指導課
<p>市では、発達障害のある幼児・児童・生徒への対応体制を充実するため、特別支援教育に関する研修会や、市特別支援教育推進事業の「巡回相談」、特別支援学校の「特別支援教育地域相談センター」における相談を実施しています。また各校では、一人ひとりに応じた個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、進級・進学先や就労先へ引き継ぎ、必要な支援が切れ目なく受けられるようにしています。</p> <p>今後は、個別の教育支援計画としても利用できる「相談支援ファイルつちうら」が有効に活用されるように学校や保護者へ周知していきます。また、市特別支援教育推進事業における連携協議会においても、特別支援教育の充実がさらに図れるように、教育、保健、福祉等の関係機関が連携して一貫した支援を行うための方策を検討していきます。</p>			

57	市立幼稚園への特別支援教育支援員の配置	担当	学務課
<p>市では、市立の幼稚園で障害のある子どもの生活支援や介助を必要とする子どもに対し、特別支援教育支援員を配置しています。</p> <p>令和3年度で市立幼稚園は全園廃止となりますが、必要に応じて支援員を配置して、園児が安心して幼稚園生活を送れるよう、支援・介助の充実に努めます。</p>			

58	就学相談の実施	担当	指導課/学務課
<p>市では、「土浦市教育支援委員会」において、障害のある次年度の就学児の生育歴・家庭環境・保護者の希望などを踏まえ、就学先について総合的に判断し、保護者と十分話し合いながら就学先について決定しています。</p> <p>また、就学児の保護者が就学について相談ができるよう、早期療育や幼児施設など各機関との連携を強化し、継続的な就学相談及び支援体制の充実に努めています。</p>			



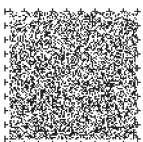
59	特別支援教育コーディネーターの配置	担当	指導課
<p>市内の各小・中・義務教育学校、幼稚園に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内及び園における特別支援教育を推進するとともに、保護者や学級担任の相談窓口、地域との連携や調整を行い、支援を必要とする子どもを学校・幼稚園・家庭・地域・関係機関が一体となって支える体制づくりを進めています。</p> <p>今後は、定期巡回相談において、巡回相談員による特別支援教育コーディネーターへの助言も継続的に行い、校内支援体制の強化・充実を図っていきます。</p>			

60	教職員等の障害児教育研修の充実	担当	指導課
<p>市内の公立幼稚園・小・中・義務教育学校・療育機関等で障害のある子どもに関わる職員の専門性の向上と障害のある子どもへの指導の充実を図るため、特別支援学級担任だけでなく、通常の学級を担任している教員や、保育士、幼稚園教諭を対象として、特別支援教育研修を行うとともに、「相談支援ファイルつちうら」の活用、巡回相談についての共通理解を進めています。</p> <p>全教職員が特別支援教育について理解し、個々の実態に応じた指導・支援を充実させていくことが重要です。今後は、障害のある児童・生徒について、巡回相談での助言や援助を活用しつつ、個別の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫について、通常学級の担任等の理解を広めていきます。</p>			

61	小・中学校への特別支援教育支援員の配置	担当	学務課
<p>市では、障害のある児童・生徒の学校生活での支援及び介助を行うため、学校生活を送る上で配慮が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置しています。今後も児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、支援・介助の充実に努めます。</p>			

62	学校施設のバリアフリー化の推進	担当	教育総務課
<p>学校施設整備において、障害のある子どもが支障なく学校生活を送れるよう、学校施設の新增改築・大規模改造事業では、バリアフリー法等の関係法令に基づきバリアフリー化対応を実施していきます。</p>			

63	ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現	担当	障害福祉課
<p>市では、教育委員会が作成した「相談支援ファイル」を希望する保護者等が利用できるように教育委員会ホームページやことばの教室、早期療育相談室、療育支援センター等に設置するとともに児童福祉法等に基づく障害児相談支援による障害児支援利用計画*等に相談支援ファイルと同様の事項を記載しています。</p> <p>発達に特別な支援を要する児童の成長過程では、医療、福祉、教育をはじめ多くの機関が連携してライフステージに応じた適切な支援を実施していく必要があります。</p>			



③ 子育て支援の充実

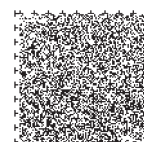
障害児保育や放課後支援対策は、障害のある子どもの日中の居場所づくり及び、障害のある子どもを育てる家族・家庭の支援に重要です。

市では、保育園や普通小学校の放課後児童クラブにおいて障害のある子どもの受け入れを行っている他、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の福祉サービスの充実に努めています。

今後は、療育関係機関や子育て支援センター、学校、福祉サービス事業所、地域サロン等との連携を強化し、子どもの居場所づくりと障害のある子どもを育てる保護者への支援を充実していきます。

64	障害児保育の充実	担当	こども福祉課
<p>市では、障害児保育のニーズの高まりに対応するため、公立保育所においては、保育士の研修会等への参加や、市の早期療育相談員による巡回指導を参考に、障害児の受入体制を整備しています。また、民間保育所等に対しては、障害児に加配保育士を配置した場合の補助金制度を設けることで障害児保育の推進を図っています。</p> <p>今後とも、障害のある子どもの受入体制の充実に努めます。</p>			

65	就学障害児の放課後支援対策の充実	担当	障害福祉課
<p>障害のある子どもの日中活動支援として、児童福祉法による児童発達支援（未就学児対象）と放課後等デイサービス（小中高の児童・生徒対象）等があります。また、一時的な対応は、地域生活支援事業の障害者（児）一時介護事業及び日中一時支援事業で行っています。</p> <p>普通小学校等で実施されている放課後児童クラブにおいても、障害のある子どもの受け入れを行っています。</p>			



基本目標 3 就労や多様な社会参加の促進

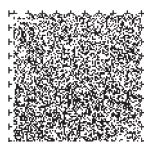
障害のある人は、若い人を中心に就労意向を持つ人が多く、経済的な自立と生きがいのある生活に対する強い希望がみられます。職業訓練や求職に対する支援、体調などにより働く日時を調整できること、職場における理解の促進が求められています。

社会的にも一般就労への移行が方向づけられており、多くの企業が立地する本市においてはハローワークをはじめとする就労支援機関と連携して、障害のある人が安心して作業することができる福祉的就労の環境の維持・充実が求められています。

また、スポーツ・レクリエーション教室への参加の増加もみられるなど、生涯スポーツ・生涯学習活動への参加機会の充実も期待されています。

就労や多様な社会参加の促進について、次の施策に取り組みます。

方向	内容	基本施策
1. 就労支援と働く場づくり	<p>誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう、ハローワークや就労支援事業所、経済団体や市内企業などとの連携を強化し、一般就労の促進、福祉的就労の場の充実により、働く場の確保と仕事の創出、雇用・就労の促進を図ります。</p> <p>また、障害の状況に応じた多様な職業の機会を確保することができるよう、就労支援を推進します。</p>	<p>① 一般就労の支援</p> <p>② 福祉的就労の場の提供</p>
2. 自分らしく暮らせる生活支援	<p>余暇活動等は生活の質を向上させ、支えていき、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行うことで、障害のある人の社会参加促進に努めます。</p>	<p>① スポーツ・レクリエーション活動の支援</p> <p>② 生涯学習活動の支援</p> <p>③ 社会参加の促進</p>



1. 就労支援と働く場づくり

① 一般就労の支援

障害のある人の自立を進めるため、一般就労への移行、企業による障害雇用の促進が求められています。

市では、障害者就労・生活支援センター、ハローワーク土浦などとの連携により就労への準備、求人・求職相談、就労定着などを支援する体制を整備しています。

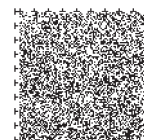
今後とも、障害のある人の一般企業での就労（雇用）が進み、安心して働き続けることができるよう、一般就労希望者への支援、事業主が理解と対応力を高めるための支援の充実に努めます。

66	障害者就業・生活支援センターとの連携	担当	障害福祉課
<p>障害者就業・生活支援センターでは、就労を希望する障害のある人に対して、就業に関する相談及び助言、就業に伴う生活相談及び情報の提供、就業準備のための基礎訓練や職場実習などのあっせん、雇用後の安定した生活が送れるように継続的な職場への定着支援等を行っています。市では、就労希望のある障害のある人のために障害者就業・生活支援センターと連携していきます。</p>			

67	ハローワーク土浦等関係機関との連携による就労支援体制の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人の一般就労及び市内事業所による障害のある人の雇用を促進するため、就労移行支援事業等、訓練等給付の支給決定や障害者手帳未所持者に関する相談に応じるなど、ハローワーク土浦等関係機関と連携して支援を実施しています。また、土浦市地域自立支援協議会をベースにハローワーク土浦等と障害のある人の就労に関する課題に関しての協議・検討を行っています。</p> <p>今後とも、ハローワーク土浦等、関係機関と連携を図りながら、障害のある人の雇用促進に向け、情報の共有化や各種事業等の周知に努めます。</p>			

68	障害者活躍推進計画の推進	担当	人事課
<p>障害者雇用率を法定雇用率以上とすることや、不本意な離職者を極力生じさせないこと、障害に対する理解を促進させることを目標に、障害者雇用促進法に基づき策定した障害者活躍推進計画の取組を推進します。</p>			

69	障害者雇用の促進と事業主等への支援	担当	障害福祉課
<p>障害者就業・生活支援センター及びハローワーク土浦、障害者職業センター、就労移行支援事業所、特別支援学校等の連携により、一般の事業所による障害のある人の雇用を促進するため、雇用主や従業員が障害のある人への理解を深めることができるよう、企業向けの情報提供や相談に対応するとともに、インターンシップやトライアル雇用等の就労（雇用）への導入支援、ジョブコーチをはじめとする就労（雇用）後の支援の充実に努めます。</p>			



② 福祉的就労の場の提供

障害のある人の就労では、福祉的就労の場を確保していくことも重要です。

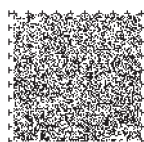
市では、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練等の取り組みの充実を図るとともに、福祉の店の活用、障害者就労施設等からの物品購入を通じて仕事づくりを支援しています。

今後とも、就労継続支援事業所等と連携して、賃金などの待遇向上、障害の特性や志向などに応じた仕事の確保など、障害のある人が安心して生きがいをもって働くことができるような支援の充実に努めます。

70	福祉の店を活用した就労支援の充実	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>市では、障害のある人の就労や社会参加を目的に、福祉の店「ポプラ」を拠点に社会参加活動支援事業を実施しています。また、各種イベント等での販売活動を通じて、就労に向けての意欲向上と障害のある人の手作り品の販路拡大、障害のある人の雇用の機会増大を図っています。現在、福祉の店「ポプラ」は、中央店とウララ店の2店舗となっています。</p> <p>今後とも、社会参加活動支援事業を通して、障害のある人の参加による、販売活動を継続し、就労に向けた体験や意欲の向上、障害のある人の雇用に向けた取り組みを推進していきます。</p>			

71	つくしの家における就労支援の実施	担当	障害福祉課
<p>つくしの家では、就労移行支援、就労継続支援B型等により、知的障害のある人の福祉的就労の実施及び就労に向けた訓練等を実施しています。</p> <p>今後とも、就労に向けた訓練等により、福祉的就労を希望する知的障害のある人を対象として、障害福祉サービスを実施していきます。</p>			

72	障害者就労施設等からの物品購入等の促進	担当	障害福祉課
<p>市では、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の受注の機会を確保する物品又は役務の調達を行っています。</p> <p>今後とも、調達の方針、調達目標額や物品等の調達方法を定め、円滑に発注ができるよう調達の推進を図っていきます。調達実績については毎年公表します。</p>			



2.自分らしく暮らせる生活支援

① スポーツ・レクリエーション活動の支援

社会福祉協議会や各種関連団体と連携して、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、障害者（児）スポーツ大会や「かすみがうらマラソン」における障害者レースを開催するなど、スポーツを通じた社会参加の促進に取り組んでいます。

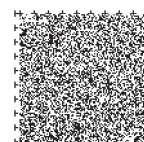
今後とも、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動が一層広がっていくよう支援していきます。

73	障害者スポーツの推進	担当	スポーツ振興課
<p>障害のある人もない人も共にスポーツに親しめる共生社会の実現を目指して、スポーツ推進委員の活動や各地区体育協会を通じて障害者スポーツの普及を図ってまいります。</p>			

74	障害者（児）スポーツ大会の開催	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が「完全参加と平等」のもと、スポーツを通して障害者の体力の維持向上と健康増進を図るとともに、障害のある人と地域社会との交流を促進し、市民に対する障害のある人への理解と関心を高めるため、毎年、障害者（児）スポーツ大会を開催しています。</p> <p>今後とも、競技の内容等を検討しながら、より多くの障害のある人や大勢の市民がボランティア等として参加できる大会となるよう、運営方法等について検討していきます。</p>			

75	かすみがうらマラソンにおける障害者レースの充実	担当	スポーツ振興課
<p>市では、視覚障害のある人（伴走ボランティアを含む）が参加する「国際ブラインドマラソン*」を毎年開催しています。障害者スポーツは、障害のある人の社会参加と障害のある人に対する市民の理解を深める上で重要な役割を担っており、大会テーマの一つである「体験する福祉・ノーマライゼーション*の実践」を体現するため、障害のある人もない人も共に同じコースを走ることで、お互いの隔たりをなくしたスポーツ交流の場となっています。</p> <p>また、フルマラソンコースにおいては「World Para Athletics」の公認を受け、よりハイクラスに位置するブラインドランナーが技量を競う場となっているとともに、初心者向けの5kmの部とさらに中級者向けの10マイルの部を設け、幅広い層のブラインドランナーが参加しやすい種目構成となっています。</p> <p>今後は、ボランティアの増員や会場およびコース上の安全対策の充実により、より多くのブラインドランナーが参加しやすい大会運営を図ります。</p>			

76	レクリエーション等の開催	担当	障害福祉課
<p>市では、社会福祉協議会や障害者団体等が開催する交流キャンプ、講演会などの開催を支援しています。障害のある人やその家族が参加しやすい魅力のある内容にするとともに、ボランティアが参加しやすい環境整備に努め、ボランティアの協力を得ながら、各種スポーツ・レクリエーション等事業の充実に努めます。</p>			



77	公共スポーツ施設の使用料の減免	担当	スポーツ振興課
<p>市では、障害のある人に対して霞ヶ浦文化体育施設使用料の減免を行うとともに、その他の公共スポーツ施設についても、使用料等の減免措置を講じています。</p> <p>今後は、利用者の増加を図るため、一層の制度周知を図っていきます。また、減免措置のとれる施設の拡充をめざします。</p>			

② 生涯学習活動の支援

障害のある・なしに関わらず文化的な活動に取り組める環境づくりが求められています。

市では、文化関連施設のバリアフリー化、点字・録音による図書の充実、文化講演会等における手話通訳・要約筆記対応などを行っています。

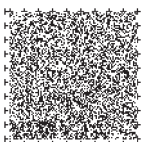
今後とも、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人の生涯学習活動が一層広がっていくよう支援していきます。

78	公共文化施設の入館料の減免等	担当	文化生涯学習課
<p>市では、障害者の生涯学習活動を支援する一環として、市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）において、障害のある人が入館する際の入館料全額免除を実施しています。</p>			

79	図書館等利用における利便性の向上	担当	文化生涯学習課
<p>第2次図書館サービス計画に基づき、資料の収集、提供及びサービスの充実を図ります。</p> <p>また、行政関連部署や社会福祉協議会及び障害者福祉施設等との密接な連携と協力体制を整え、サービスの効果的な取組みを行います。</p>			

80	生涯学習関連施設の整備	担当	文化生涯学習課
<p>市では、障害のある人の生涯学習活動を支援するため、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、地区公民館の入口扉の自動ドアへの改修、点字誘導ブロックやスロープの敷設、障害者用トイレの改修など生涯学習関連施設のバリアフリー化を図っています。</p> <p>今後も、安心して施設を利用してもらえるよう、老朽化による建て替え等を行っていく際には、施設ごとにバリアフリー関係設備の更新を推進していきます。</p>			

81	障害者が参加できる生涯学習講座の開催	担当	文化生涯学習課
<p>生涯学習講座等については、関係部署との連携を図り、障害のある人も参加しやすい環境作りに取り組んでまいります。</p>			



③ 社会参加の促進

障害のある・なしに関わらず自ら積極的に社会参加していくことのできる環境づくりが求められています。障害者団体は、障害のある人のみならず社会が「バリアフリー」をめざす上でも重要な情報交流機能があり、活動の活性化が期待されます。

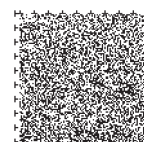
市では、障害者団体や障害者福祉施設、社会福祉協議会などと連携して、障害のある人の社会参加、地域活動の促進に取り組んでいます。

今後とも、障害者団体の活動支援、イベント等を通じた社会参加機会の確保を進めるとともに、誰もが参加しやすい地域づくりを進めるなど、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人の社会参加、地域活動への参加が一層広がっていくよう支援していきます。

8 2	地域活動の促進	担当	障害福祉課
<p>障害者団体等による「障害児（者）を励ます新年の集い」などの障害のある人の相互交流活動を支援しています。「障害児（者）を励ます新年の集い」は、毎年の恒例行事として障害のある人やその家族等の多数の参加があります。</p> <p>今後とも、「障害児（者）を励ます新年の集い」等の開催を支援し、障害のある人やその家族の各種行事への参加促進を図るとともに、障害のある人の地域行事への参加やボランティア活動に対する支援策を充実していきます。</p>			

8 3	障害者（児）福祉団体活動の支援	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある人、家族、支援者などで構成される市内の障害者団体に対して、補助金を交付し、活動を支援しています。</p> <p>今後とも、障害者団体の主体性を尊重しながら、地域活動を支援します。情報交換、情報取得のためには当事者組織として障害者団体の役割は重要であり、市や社会福祉協議会との連携強化、団体間の交流促進を図ります。また、障害のある人や家族に団体への新規入会を促進するため、情報発信に努めます。</p>			

8 4	福祉の店を拠点とする社会活動支援の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、福祉の店「ポプラ」（ウララ店、中央店）を運営し、市内外の社会福祉施設等で制作した作品（工芸品、パンや菓子など）を販売しています。福祉の店は、障害のある人の就労訓練、社会参加活動及び地域交流の拠点として活用されています。また、かすみがうらマラソン大会、健康まつり、消防フェスティバル等のイベントで手作り品等を展示即売し、販路を確保するとともに、障害のある人が活躍する機会を広げています。</p> <p>また、授産品等売上げの増加とそれに伴う障害のある人の収入の確保、社会参加機会の拡充を図ってまいります。</p> <p>今後とも、福祉の店を拠点とする社会活動支援を充実していきます。</p>			



基本目標 4 総合的な福祉サービスの提供

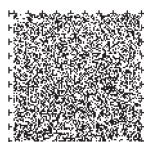
障害のある人が、地域の中で安心して自分らしい生活を送っていくことができるよう、必要なサービス等を必要に応じて利用していただける体制づくりが進められています。そこでは、本人が主体的にサービスを選択していただけるよう、情報提供や相談支援の体制を充実していく必要があります。

必要な支援は、障害の特性や年齢などによって異なり、障害のあるひとの増加とともに、知的障害、精神障害、発達障害、難病など外からわかりにくい障害への対応、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化への対応などが課題となってきました。

障害のある人が自分らしい生活を実現していくためには、本人はもとより家族、学校、地域での生活の安心を支える環境づくりも課題です。そこでは医療・教育・福祉・就労等の各分野が連携して支援体制を構築していくことが求められます。

総合的な福祉サービスの提供に向けて、次の施策に取り組みます。

方向	内容	基本施策
1. サービス提供の基盤整備	<p>自らが利用できる制度やサービス等に関する情報を確実に入手し、自己決定によるサービス利用が適切に展開するよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、質の高い支援のためには、それぞれの障害や疾病を理解するとともに、専門的な知識や経験が必要となります。サービスの多様化が進む中で、将来的にもサービスの質・量を確保していくために、福祉サービス等を支える人材の養成に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報提供の充実 ② 相談支援体制の充実 ③ 人材の確保と育成
2. 福祉サービスの提供	<p>障害のある人の地域での安定した暮らしを支えるサービスを計画的に提供していきます。</p> <p>住み慣れた地域での自分らしい生活の実現に向け、在宅生活を支える各種サービスの充実を図るとともに生活安定のための施策推進に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画的なサービス提供の推進 ② 在宅生活の支援 【日中活動】【訪問系】【安心】 【行動支援】【住まい】 ③ 生活安定のための施策推進
3. 一体的な支援ネットワークの強化	<p>障害のある人への特性やライフステージに応じた切れ目のない支援のために、行政・関係機関・地域が連携した総合的な支援ネットワークづくり、参加と協働の体制づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活支援体制の充実 ② 参加と協働の体制確保



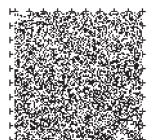
1.サービス提供の基盤整備

① 情報提供の充実

障害のある人が、社会参加や制度・サービスの利用を円滑に行うためには、必要な情報を的確に入手できることが重要です。

市では、障害別の福祉ガイドを作成するとともに、広報紙やホームページ等による情報提供の充実を図り、より利便性の高い情報づくりに努めます。

85	障害者関連の総合的情報提供の充実	担当	障害福祉課
<p>障害者福祉関連情報は、障害者手帳交付時等に障害別の福祉ガイドを提供し、またホームページや広報紙等において、随時お知らせを掲載しています。</p> <p>今後とも、障害者（児）福祉サービスのパンフレットによる情報提供、ホームページ等におけるタイムリーでわかりやすい情報発信に取り組むとともに、必要な情報を的確に入手することができるよう、窓口での説明や情報選択の支援、障害者団体等との連携によるきめ細やかな利用者本位の情報提供の充実を図ってまいります。</p>			



② 相談支援体制の充実

障害のある人の生活の安心，本人の主體的な福祉サービス利用を支える相談支援体制の充実が求められています。

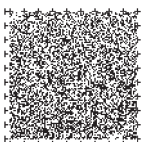
市では，相談支援事業所や障害者相談員等と連携して相談窓口の確保と相談支援ネットワークの充実を図るとともに，保健福祉総合システムを整備するなど，市の相談対応体制の円滑化を進めています。

今後とも，基幹相談支援センターを中心にきめ細やかで円滑な相談支援ネットワークづくりを進め，多様な相談への対応や計画相談の推進に努めます。

86	相談体制の充実	担当	障害福祉課
<p>専門的支援ニーズに対応するため，障害福祉課に社会福祉士，精神保健福祉士などの専門職を配置する等，体制強化に向け取り組みます。また，相談窓口として基幹相談支援センター（社会福祉協議会），身体障害者相談員・知的障害者相談員，相談支援事業所があります。障害のある人及びその家族等からの相談に応じ，必要な情報の提供や助言，適切な支援計画等の作成を実施するなど相談支援事業の充実を図っています。</p> <p>今後とも，障害のある人が地域の中で安心して暮らせるよう，基幹相談支援センター及び指定相談支援事業所と連携して，障害のある人及びその家族等に必要な情報の提供や助言を行うとともに，相談者本人の自己決定を尊重した支援をめざしていきます。</p>			

87	保健福祉総合システムの整備	担当	障害福祉課
<p>障害者相談業務では，市民サービスを向上するため，窓口や電話相談において，関係福祉各課の情報を共有する保健福祉情報のシステム化を推進しています。</p> <p>今後は，情報セキュリティを確保しながら，福祉総合窓口における情報の共有化を進め，福祉各部門の手続きの円滑化や横断的な相談支援体制の充実など，市民サービスの一層の向上に努めます。</p>			

88	基幹相談支援センターの運営	担当	障害福祉課/ 社会福祉協議会
<p>基幹相談支援センターは，障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談機関との連携強化の取り組み等を行い，地域における相談支援の中核的な役割を担います。障害のある人本人の自己決定を尊重した支援をめざしていきます。</p>			



③ 人材の確保と育成

障害種別等の多様化や増加に伴い、各々の特性や支援ニーズに応えるため、専門的な支援からボランティアまで、多様な人材を育成・確保していくことが課題となっています。

市では、各種専門人材を確保し、また、市職員一人ひとりの対応力向上に向けた研修等を実施するとともに、社会福祉協議会と連携して、各種ボランティア人材の養成に努めています。

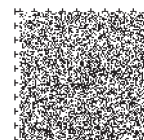
今後とも、各種人材を育成し、多様化・増加する支援ニーズにきめ細かく応えていくことのできる体制づくりを進めます。

89	人材の確保	担当	人事課
福祉部門における様々なニーズに適切かつ早急に対応するため、状況に応じた福祉職の人材確保に努めます。			

90	ボランティア派遣事業の充実	担当	社会福祉協議会
交流キャンプ、おもちゃライブラリーなど障害者団体の事業等へのボランティア派遣や視覚障害のある人の外出を支援する「ガイドボランティア」を要請に応じて派遣しています。			
今後とも、多様なニーズに対応できるよう、ボランティアの発掘、育成に努め、新たな担い手を養成するとともに、活動者が知識や技術を高めていけるよう支援していきます。			

91	ガイドボランティアの養成・派遣	担当	社会福祉協議会
視覚障害のある人の外出・移動を支援するガイドボランティアの養成及び派遣を実施しています。また、ガイドボランティア養成講座の内容を充実させるとともに、障害のある人の余暇活動や行事等をサポートするための養成講座を開催しています。			
今後とも、障害のある人のニーズに対応できる登録ボランティアの増加を図ります。また、登録ボランティアのスキルアップ研修に利用者と顔を合わせる機会を設けるなど、信頼関係を築きながら支え合う関係を広げていけるよう図ってまいります。			

92	市職員研修の充実	担当	人事課
障害のある人や高齢者について市職員の理解を深めるとともに、市の役割を認識させるため、新任職員を対象として、市内福祉施設体験学習を継続して実施していきます。			
また、障害のある人や高齢者への対応改善・向上を図るため、新任職員については、人事課で研修を実施し、それ以外については、担当課で実施していきます。			



2.福祉サービスの提供

① 計画的なサービス提供の推進

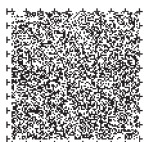
障害者総合支援法による障害福祉サービス，児童福祉法によるサービス，地域生活支援事業の計画的な確保，提供に努めます。

制度に基づくサービス利用については，高齢者の増加により介護保険サービスとの調整が必要となっており，適切な利用のあり方を検討していくこととします。

93	障害福祉サービスの充実	担当	障害福祉課
<p>市では，障害のある人が，安心して自分らしく生活していくための支援として，自立支援給付の適正な支給に努めています。障害福祉サービスについては，「土浦市障害福祉計画」に基づき，サービス提供体制の充実を推進しています。</p> <p>今後とも，障害のある人が，身近な地域で必要な時に必要なサービスを受けることができるようサービス量を確保していくとともに，障害の特性に応じた専門的な支援が提供できるよう努めます。</p>			

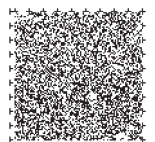
94	障害児通所支援の充実	担当	障害福祉課
<p>市では，障害のある子どもが，安心して生活していくための支援として，児童発達支援や放課後等デイサービス等，自立支援給付の適正な支給に努めています。障害のある子どもの福祉サービスについては，「土浦市障害福祉計画」に基づき，サービス提供体制の充実を推進しています。</p> <p>今後とも，障害のある子どもが，身近な地域で必要な時に必要なサービスを受けることができるようサービス量を確保していくとともに，障害のある子どもの特性に応じた専門的な支援が提供できるよう努めます。</p>			

95	地域生活支援事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では，障害のある人が，地域の中で安心して自分らしく生活していけるよう，地域の実情に合わせて地域生活支援事業を整備し，「土浦市障害福祉計画」に基づき，相談支援事業，日中一時支援事業，日常生活用具給付事業，移動支援事業，地域活動支援センター事業，生活支援事業等を実施しています。</p> <p>今後とも，支援ニーズを的確に把握しながら，必要なサービスの確保を図ってまいります。</p>			



96	相談支援事業の充実	担当	障害福祉課
<p>「計画相談支援」及び「障害児相談支援」は、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するうえで必要な、ケアマネジメント*の結果等を反映したサービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成する支援で、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業者が行っています。</p> <p>「地域移行支援」及び「地域定着支援」は、入所施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を継続していくための支援で、指定一般相談支援事業者が行っています。</p> <p>市は、地域生活支援事業の一環として、判断能力が不十分な人に代わって障害福祉サービスの利用契約等が適切に行われるように支援する「成年後見制度利用支援事業」、市及び相談支援事業所は障害のある人の福祉に関する様々な問題に対応する「障害者相談支援事業」を実施しています。</p> <p>今後とも、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、各事業者と連携し、各種相談業務を実施していきます。</p>			

97	介護保険サービスとの調整	担当	障害福祉課
<p>市では、障害福祉サービスの利用者が介護保険へ移行する際は、高齢福祉課等と密に連携をとり、その人の状況に応じたサービスの円滑な提供ができるようにしています。</p> <p>障害のある人の高齢化、障害者手帳を取得する要介護高齢者の増加などにより、介護保険サービスと障害福祉サービスの調整が課題となっています。</p> <p>今後とも、利用者本位であることを基本に、高齢福祉課や介護支援専門員（ケアマネジャー）等、関係機関と連携して、障害福祉サービスと介護保険サービスの適切な運用を図ってまいります。</p>			



② 在宅生活の支援

障害のある人の在宅生活を支えていくためには、障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他の支援を組み合わせ、きめ細かな支援を実現していく必要があります。

市では、障害者自立支援センター、つくしの家、地域活動支援センターを拠点として、社会福祉協議会や市内障害福祉サービス事業所等と連携した日中活動等の支援、各種外出支援、暮らしやすい住まいづくりの支援などに取り組んでいます。

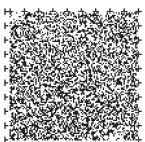
今後とも、ニーズの動向を見極めながら、必要なサービスが確保されるよう図っていきます。

【日中活動等】

98	障害者自立支援センターの運営	担当	障害福祉課
<p>市では、身体障害のある人を対象に社会福祉協議会への指定管理として、障害者自立支援センターを運営し、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの生活介護を提供しています。</p> <p>対象者は身体に障害のある18歳以上65歳未満の方で、食事・入浴等の介助、PT・OTによる指導、創作活動、レクリエーション等を実施しています。</p> <p>今後とも、利用者の自立に向けた取り組みができるよう関係機関等と連携し、よりよい支援の充実を図ってまいります。</p>			

99	つくしの家の運営	担当	障害福祉課
<p>知的障害のある人を対象とする就労移行支援、就労継続支援B型の障害福祉サービスを提供しています。</p> <p>今後とも、一人ひとりの主体性を尊重し、障害の程度に応じた支援に努め、日常生活の自立や就労訓練、社会訓練の場として活動の充実を図ってまいります。</p>			

100	地域活動支援センター事業、生活支援事業の実施	担当	障害福祉課
<p>市では、地域生活支援事業として、障害のある人が創作活動や生産活動を通じて、生活リズムや生きがいを育み、社会と交流していけるよう地域活動支援センターを運営するとともに、精神障害のある人の日中活動支援や相談の場として生活支援事業を運営しています。</p> <p>今後とも、利用ニーズの把握に努め、障害のある人の居場所づくりや生活リズムづくり、精神障害のある人の日中活動支援や身体障害のある人の機能訓練のための支援を充実していきます。</p>			



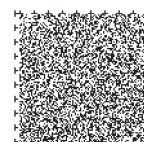
【訪問系】

101	友愛サービス事業の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、在宅の障害のある人や高齢者が、地域の中で家事、病院の付き添い、買い物などの援助を受けることができるよう、利用会員と協力会員からなる住民参加型在宅福祉サービス活動として友愛サービス事業を実施しています。</p> <p>今後は、多様化する支援ニーズに対応するため、協力会員のスキルアップ研修を充実していくとともに、活動の周知を進める広報活動に力を入れ、協力会員の増員、利用の促進を図ってまいります。</p>			

102	在宅生活支援配食サービスの実施	担当	高齢福祉課
<p>市では、食事作りが困難なひとり暮らし高齢者かつ障害のある人を対象に、食生活の安定と健康維持及び安否確認を行うために、配食業者による昼食・夕食の配食サービスを実施しています。</p> <p>配食サービスの利用にあたっては、在宅介護支援センターの職員が心身の状況や生活環境を確認し、在宅生活を支えるサービス利用の提案等も行っています。</p> <p>今後も、配食業者、民生委員・児童委員、ケアマネジャー等と連携し情報を交換しながら、食生活の安定と見守り活動を進めていきます。</p>			

103	宅配型食事サービスの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、支部（各地区公民館内の8支部）事業として、障害のある人や高齢者などに対し、地域との交流を図りながら、ボランティアの手作りの食事（昼食）を月2回宅配により提供し、見守り、ふれあいの機会としています。</p> <p>今後とも、見守りふれあい型の地域福祉事業として効果が期待されることから、利用の拡大と調理・配送ボランティアの確保を進めるため、支部の広報等を通じて事業の周知を図るとともに地域資源の発掘を行っていきます。</p>			

104	訪問理美容サービス事業の実施	担当	障害福祉課
<p>移動及び外出が困難なため、理美容店に行くことが困難な重度身体障害のある人に対して、自宅で理容及び美容の出張サービスを受けるための費用の一部助成を行っています。</p> <p>障害のある人の清潔が保たれ、保健衛生の向上、経済的負担の軽減が図られることから、今後とも、事業を継続しながら、事業の周知を図ってまいります。</p>			



【安心】

105	「こころの相談」事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、精神障害のある人の地域での生活を支援するため、本人や家族を対象に市役所本庁舎にて精神科医師による「こころの相談」を月1回の予約制で実施し、広報紙やホームページにより事業の周知を図っています。</p> <p>今後とも、事業を継続するとともに、保健所や茨城県精神保健福祉センター等と連携し、相談体制の充実を図ってまいります。</p>			

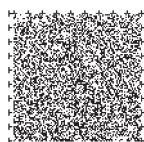
106	福祉電話の貸与	担当	障害福祉課
<p>市では、外出することが困難な独居の重度身体障害のある人であって、電話を保有していない低所得者に対して、無償で福祉電話を貸与し、基本料金の一部助成を行い、コミュニケーション等の支援をしています。</p> <p>今後ともサービスを確保し、日常生活における相談支援を行ってまいります。</p>			

【行動支援】

107	車いすの貸出	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会本部及び社協支部（各地区公民館の8支部）において障害のある人や高齢者、傷病者等に通院等の外出に利用するための車いすの貸出を行い、在宅福祉サービスの向上を図ってまいります。</p>			

108	補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用促進	担当	障害福祉課
<p>身体障害のある人の社会参加と自立更生の促進のため、茨城県の補助犬給付制度への協力や補助犬の登録手数料等の免除を行っています。</p> <p>今後とも、補助犬を使用する身体障害のある人の市施設等の利用の円滑化を図り、身体障害のある人の自立及び社会参加を促進するよう周知してまいります。</p>			

109	手話・点訳・音訳サービスの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、視覚障害、聴覚障害のある人の社会参加や情報コミュニケーション支援のため、希望する個人や団体に対して、ボランティア等による手話、点訳、音訳のサービスを提供するとともに、各ボランティアサークルの活動を支援し、ボランティア活動の活性化を図っています。</p> <p>今後とも、広報紙やホームページなどで、情報コミュニケーション支援を必要とする人への、更なる周知と、支援者の人材確保を進めてまいります。</p>			

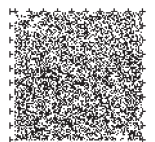


110	補装具費の支給	担当	障害福祉課
<p>身体上の障害を補って日常生活をしやすくするために、補装具の交付・修理を行っています。 今後とも、補装具費の支給について継続していきます。</p>			

111	日常生活用具の給付	担当	障害福祉課
<p>日常生活が円滑に行われるために、障害の種類及び程度に応じて日常生活用具を給付します。 今後とも、該当する日常生活用具の種類などを検討していきながら、日常生活用具への給付事業を継続していきます。</p>			

112	軽度・中度難聴児補聴器購入の補助	担当	障害福祉課
<p>市内在住の18歳未満で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である身体障害者手帳の交付対象とならない児童で、補聴器を装用することで一定の効果が期待できると医師が判断した場合に、補聴器を購入する費用の一部を補助する軽度・中度難聴児補聴器購入の補助も実施しています。</p>			

113	小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付事業	担当	障害福祉課
<p>日常生活が円滑に行われるために、小児慢性特定疾病児への日常生活用具を給付します。 今後とも、該当する日常生活用具の種類などを検討していきながら、日常生活用具への給付事業を継続していきます。</p>			

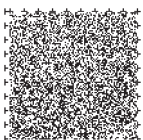


【住まい】

114	重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成	担当	障害福祉課
<p>重度の身体障害のある人や知的障害のある人の在宅での生活を送りやすくするため、国の補助制度を活用しながら住宅内の段差解消やトイレの改造などの費用の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、国からの補助制度の動向を注視しながらサービスの確保に努めるとともに、福祉ガイドやホームページ等を通じて周知し、利用者の生活環境の改善を支援します。</p>			

115	障害のある人が住みやすい公営住宅の確保	担当	住宅営繕課
<p>障害のある人や高齢者が自立した社会生活を営むことができるよう、快適で暮らしやすい居住環境を提供するために、市営住宅の整備・充実を図るとともに、トイレや浴室の手摺り設置などを促進しています。</p> <p>今後とも、公営住宅等の長寿命化を促進し、身体障害のある人や高齢者が安全で安心して生活できる居住環境の整備・確保を図ってまいります。</p>			

116	公営住宅の入居条件の緩和	担当	住宅営繕課
<p>本人又は家族に身体障害がある場合、身体障害者専用住宅の新規入居者募集にあたっては、優先的に身体障害のある人を対象とした募集を行っています。</p> <p>今後とも、障害のある人の地域生活を支える住宅の確保に努めます。</p>			



② 在宅生活の支援

障害のある人の生活の安定を支える各種の経済的支援を確保していきます。

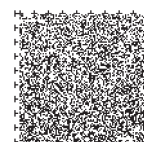
117	障害基礎年金等の支給	担当	国保年金課
<p>国民年金の加入期間中に病気や事故等により一定の障害の状態になった方に対して障害基礎年金を支給しています。保険料未納などの理由により受給できないケースが多数あるため、広報等により制度の周知に努めます。</p>			

118	心身障害者扶養共済事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が安心した生活を送るための相互扶助制度である茨城県心身障害者扶養共済制度の周知を図っています。</p> <p>今後とも、心身障害者扶養共済制度の周知と加入を推進していきます。</p>			

119	各種手当の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、在宅の障害のある人やその家族等を対象に、市の手当である心身障害児及び心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当を支給しています。国の手当である特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当の案内と申請の受付を行っています。</p> <p>今後とも、国や県の制度の動向を見極めながら、制度の周知と適正な運用を図り、障害のある人の経済的な安定への支援を行います。</p>			

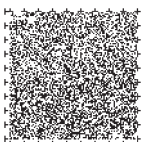
120	生活福祉資金の貸付	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある人、低所得者世帯などに対し、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸付を行うことにより、生活の安定を支援しています。</p> <p>今後とも、貸付申込者世帯に対する相談支援、償還指導などを通じて、生活課題の解決、自立生活の支援に取り組んでいきます。</p>			

121	障害者手帳申請用診断書料助成事業の実施	担当	障害福祉課
<p>市では、身体障害者手帳及び精神障害者手帳の交付申請時に提出が必要となる診断書を受けた人に対し、診断書料の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、経済的負担の軽減のため、助成制度を確保していきます。</p>			



122	医療福祉制度による保険給付自己負担分の助成	担当	国保年金課
<p>小児（0歳から高校3年生）・妊産婦・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・心身に重度の障害のある方等が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険での自己負担分の費用を公費で助成しています。</p> <p>今後とも、医療福祉費支給制度について、広報紙やホームページなどにより周知を努め、誰もが必要な医療を受けられる環境の充実に努めてまいります。</p>			

123	自立支援医療費の給付等	担当	障害福祉課
<p>身体に障害のある人が障害を取り除いたり、軽減して日常生活を容易にするために、角膜手術、関節形成手術等の更生医療（18歳未満は育成医療）の費用負担を軽減する給付を実施しています。また、精神疾患により通院治療を受けている人の医療費を軽減することを目的とした精神通院医療費の申請受付及び交付事務を実施しています。</p> <p>今後とも、障害のある人や子どもの障害の除去及び軽減や通院継続して治療を受けている人の医療費を保険と公費で負担する自立支援医療の周知に努めます。</p>			



3.一体的な支援ネットワークの強化

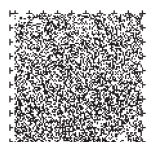
① 地域生活支援体制の充実

障害のある人の地域生活を一体的に支えていく支援ネットワークづくりが求められています。

今後とも、社会福祉協議会が運営する「ふれあいネットワーク」を活用して障害のある人の総合的な支援体制を充実していくとともに、広域連携の中で障害のある人の地域移行や親元からの自立を支援する機能を整備していきます。

124	地域での自立した生活の支援体制の整備	担当	障害福祉課
<p>市では、土浦市地域自立支援協議会の運営をベースに、社会福祉協議会が運営するふれあいネットワーク（地域ケアシステム）とも連携しながら、地域における障害のある人の総合的な支援体制の整備を進めています。</p> <p>今後とも、障害のある人のライフステージに即した医療、福祉、教育、就労等を一体的につなぐ切れ目のない支援を実現していくため、土浦市地域自立支援協議会及びふれあいネットワーク（地域ケアシステム）の充実により、障害のある人の地域生活を支援していきます。</p>			

125	地域生活支援拠点機能の確保	担当	障害福祉課
<p>障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備します。</p> <p>整備方法は、既存の障害福祉サービスの機能を活用した「面的整備型」で行い、地域の実情を踏まえ、利用ニーズの高い「相談」「緊急時の受入れ・対応」の機能から開始し、「自分らしく安心安全に自立した生活を送れるような支援体制」を目標に事業を実施していきます。</p>			

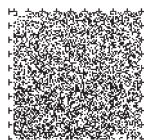


② 参加と協働の体制確保

土浦市地域自立支援協議会の運営ベースに、地域における一体的な支援ネットワークを構築するとともに、多様な主体の参加と協働による施策推進の体制づくりを進めます。

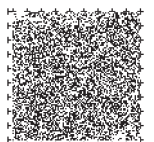
126	土浦市地域自立支援協議会の運営	担当	障害福祉課
<p>土浦市地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織となります。相談支援事業者、サービス提供事業者、保健・医療関係者、民生委員・児童委員、学識経験者、各種関連機関により構成される全体会議、市内8地区ごとの地域会議及び運営会議（ふれあいネットワークを準用）、個別支援会議から成り立っており、個別の課題については、専門部会を設置し検討しています。</p> <p>今後とも、土浦市地域自立支援協議会の適切な運営に努め、協議の結果は、市の障害施策や障害福祉サービスに反映していきます。</p>			

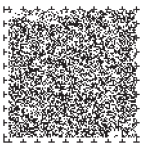
127	計画策定への参画促進	担当	障害福祉課
<p>障害のある人の福祉に大きく関わる計画の策定等には、障害者団体関係者の策定委員会への参画を基本とするとともに、障害者手帳所持者に対するアンケート調査や障害者団体に対するヒアリング等を実施し、的確なニーズの把握に努めます。</p>			



第 5 章

障害福祉サービス等の見込 (障害者)

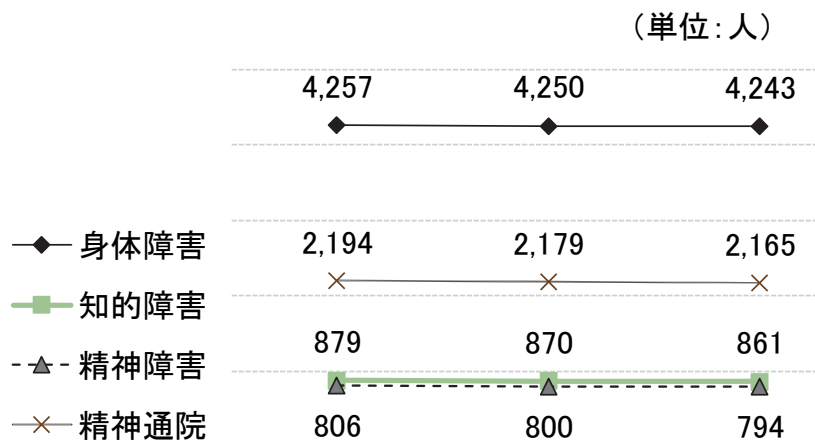




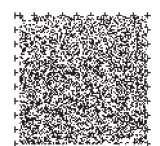
1 障害者数の推計

- 市の障害者数について、障害者手帳所持者等の総人口に対する割合の増減等から推計すると、3年間で障害者手帳所持者が令和3年度の5,942人から令和5年度の5,898人へと0.7%減少することが予測されます。自立支援医療の精神通院受給者を含むと8,136人から8,063人へと0.9%減少することが予測されます。
- 手帳の種類別に推計すると、身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、令和5年度には全体で4,243人（0.3%減）になると見通されます。知的障害者（療育手帳所持者）数は、64歳以下の年代で減少し、861人（2.0%減）になると推計されます。精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）数は、18～64歳で減少し、794人（1.5%減）になると予測されます。

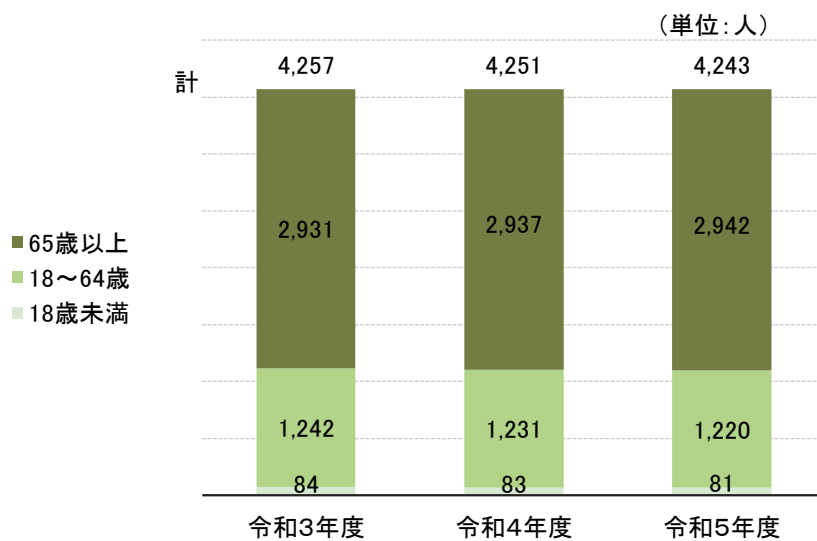
■障害者数の見通し（手帳種類別）



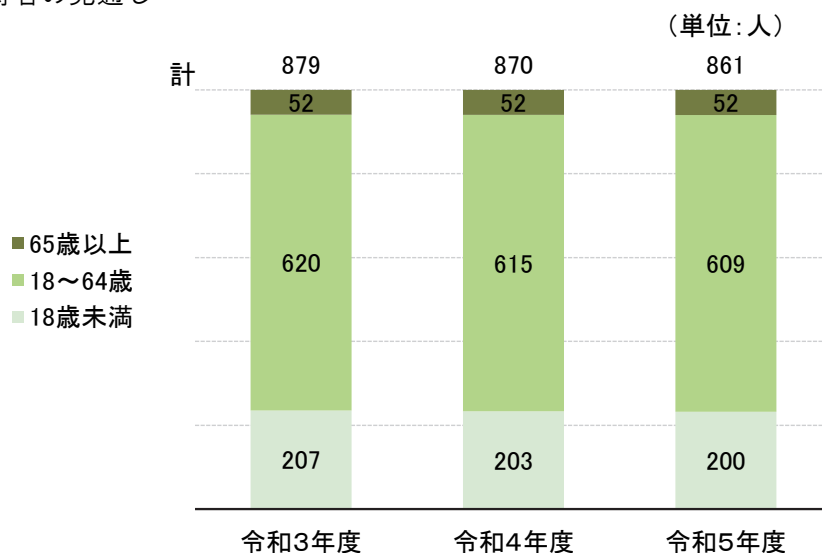
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳所持者数	5,942	5,920	5,898
精神通院も含む計	8,136	8,099	8,063



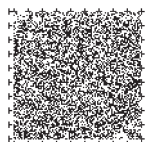
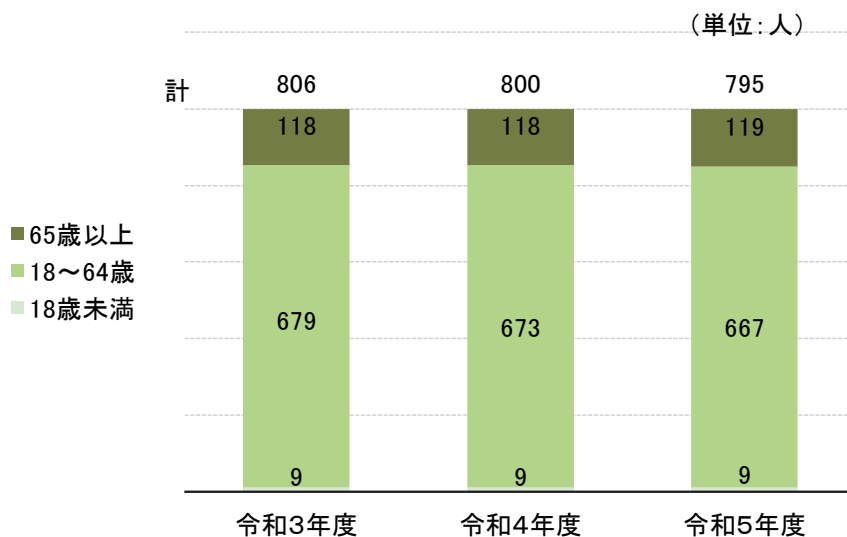
■身体障害者手帳所持者の見通し



■療育手帳所持者の見通し



■精神障害者保健福祉手帳所持者の見通し



2 サービス確保の方針

【国の指針】

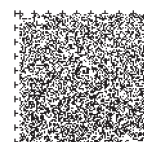
国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で、市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して総合的な「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を作成することとしています。

- 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援

＜障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方＞

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、「障害福祉計画及び障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行うこととしています。

- 障害福祉サービス等の提供体制の確保
 - ◇全国で必要とされる訪問系サービスの保障
 - ◇希望する障害のある人等への日中活動系サービスの保障
 - ◇グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
 - ◇福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 相談支援の提供体制の確保
 - ◇相談支援体制の構築
 - ◇地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
 - ◇発達障害者等に対する支援
 - ◇協議会の設置等
- 障害児支援の提供体制の確保
 - ◇地域支援体制の構築
 - ◇保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援
 - ◇地域社会への参加・包容の推進
 - ◇特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備



【市の方針】

これまでの実績と今後のニーズの見込みを踏まえ、一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心して健やかな生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図り、有効なサービスの提供を図ります。

●地域共生社会の実現

- ◇地域生活基盤の整備や、施設等から地域生活への移行支援
- ◇障害特性に応じた支援
- ◇障害者雇用・就労の促進

●適正なサービス利用の推進

- ◇自己決定と自己選択によるサービス利用の推進（相談支援の充実）
- ◇支援区分の適切な判定とケアマネジメント
- ◇P D C Aサイクル*の導入

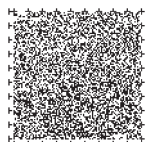
●多様化するニーズへの対応

- ◇知的障害、精神障害、発達障害、難病など外からわかりにくい障害への対応
（相談支援、就労支援、外出支援、意思決定支援等の充実）
- ◇障害のある人の高齢化・重度化、高齢化する家族への支援も含む支援
（医療と福祉の連携、介護保険サービスとの調整等を検討）

●各種サービスの連携強化

- ◇市の運営する施設と民間施設の連携（相談支援、サービス提供）
- ◇社会福祉協議会との連携（ふれあいネットワーク※、各種サービス、人材育成等）
- ◇学校や企業との連携（療育から教育、就労に至る一体的支援体制）

* 高齢者や障害者、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての住民を対象として、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援するシステムです。



3 成果目標

障害のある人の地域生活への移行，地域生活の継続の支援及び就労支援等を計画的に進めるため，計画最終年度の目標を次のとおり設定します。

【数値目標に対する考え方】

国は，障害福祉計画の策定にあたって，必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標について具体的な指針を示すとともに，これを「成果目標」とし，サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

本市も，国が示す指針に準拠して成果目標を設定し，障害のある人の状況と意向，地域の受入体制等の状況を踏まえた上で，サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら，地域移行や一般就労への移行等の取り組みを進めます。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

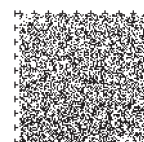
- 【国指針】・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
・令和5年度末の施設入所者数を，令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする

項目	数値	備考
【実績値】 令和元年度末時点の施設入所者数	160人	
【目標値】 地域生活移行者数	10人	実績値の6%が移行
【目標値】 施設入所者数削減見込人数	3人	実績値の1.6%削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

【国指針】精神障害者が，地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう，協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を統合した地域づくりの検討を行うこと。

【市方針】国の指針に準拠し，精神障害者が地域で生活する上での様々な課題や支援ニーズに対応できるよう，医療と障害福祉サービスの多職種が連携を図るための協議の場や地域自立支援協議会を活用し，包括的な支援体制を整備します。



③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国指針】 障害のある人の地域での生活を支援する地域生活支援拠点の整備について、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上拠点の運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【市方針】 国の指針に準拠し、障害の重度化、高齢化や親亡き後を見据えて障害福祉施設や関係機関との有機的な連携により、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点を整備します。
また、計画期間中は年1回運用状況の検証及び検討を実施します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【国指針】

令和5年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設置すること。

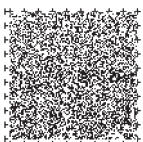
また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値についても以下の通り定めること。

就労移行支援事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.30倍とすること
就労継続支援A型事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.26倍とすること
就労継続支援B型事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.23倍とすること
就労定着支援事業	令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用すること

【市方針】 国の指針に準拠して目標値を設定し、ハローワーク土浦、障害者就業・生活支援センター、市内のサービス事業所や一般の事業主と連携して、一般就労への意向のある福祉施設利用者の就労（雇用）を促進していきます。

・福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	備考
【実績値】 令和元年度の一般就労移行者数	27人	
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	32人	実績値の1.19倍が移行



・就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数

項目	数値	備考
【実績値】 令和元年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数	14 人	
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数	17 人	実績値の 1.21 倍が移行

・就労継続支援A型事業利用者数

項目	数値	備考
【実績値】 令和元年度の就労移行支援A型事業利用者数	7 人	
【目標値】 令和5年度の就労移行支援A型事業利用者数	8 人	実績値の 1.14 倍が移行

・就労継続支援B型事業利用者数

項目	数値	備考
【実績値】 令和元年度の就労移行支援B型事業利用者数	6 人	
【目標値】 令和5年度の就労移行支援B型事業利用者数	7 人	実績値の 1.16 倍が移行

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	備考
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業利用者数	19 人	令和元年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数(27人)の7割

その他,上記の目標以外にも,大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進や就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施も進めていきます。



⑤ 相談支援体制の充実・強化等

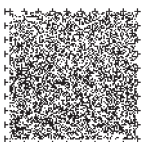
【国指針】それぞれの地域における相談支援体制についての検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成各種機能についての検討を行い、相談支援体制を充実・強化するための体制を確保することを基本とする。

【市方針】基幹相談支援センターにおいて、障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関や、ふれあいネットワークを活用し、連携強化を図ります。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針】令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【市方針】サービスの質を向上させるため、市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加や、請求審査結果を事業所等と共有、指導監査結果の関係自治体との共有を図ります。

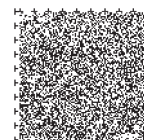


4 障害福祉サービス量等の見込（活動指標）

障害のある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスであり、土浦市の実情に即して適切なサービスメニューを確保します。

【障害福祉サービス等の体系】



(1) 障害福祉サービスの充実

- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月1日施行）に伴い，自立生活援助と就労定着支援の創設，高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用，障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定），医療的ケアを要する障害児に対する支援などが求められることとなります。
- 市では，サービス事業所等と連携して，障害のある人及びその家族が安心して自分らしい日常生活や社会参加を実現していけるよう，サービスの量と質の確保を図るとともに，サービスの有効な利用（提供）を進めていきます。

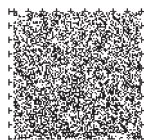
【訪問系サービス】

- 障害のある人の在宅生活を支える介護給付サービスで，本市では，居宅介護，同行援護，重度訪問介護が利用されています。障害のある人の増加，介護する家族の高齢化などとともに，各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。
- ◇居宅介護及び重度訪問介護は，利用者の微増と利用時間の増加を見込みます。
- ◇同行援護においては，増加はないものの，一定の利用者及び利用時間があると見込みます。
- ◇行動援護は，これまで利用要件に合致する人が見られませんでした，今後もサービスを確保していきます。

事業名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で，入浴，排せつ，食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に，自宅で，入浴，排せつ，食事の介護，外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害のある人が外出時に，代筆・代読・移動の支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに，危険を回避するために必要な支援，外出時における移動支援を行います。

■訪問系サービス

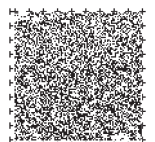
区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
居宅介護 (ホームヘルプ)	実利用人数	人	102	103	103	105	110	115
	延利用人数	人/年	1,152	1,146	1,194	1,200	1,250	1,300
重度訪問介護	実利用人数	人	4	6	6	7	8	8
	利用時間	時間/年	818	1,087	1,137	1,200	1,250	1,250
同行援護	実利用人数	人	21	24	24	25	25	25
	利用時間	時間/年	160	197	103	120	120	120
行動援護	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	延利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0



【日中活動系サービス】

- 施設に通って受けるサービスで、介護給付（生活介護・療養介護，短期入所），訓練等給付（自立訓練，就労移行支援・就労継続支援）からなります。本市では，障害のある人の増加に伴い，各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。
- ◇生活介護，短期入所は，利用者数及び1人当たり利用日数ともに増加していくことを見込みます。療養介護，機能訓練は，利用者数は横ばいながら1人当たり利用日数が漸増していくことを見込みます。一方生活訓練は，増加はないものの，一定の利用者及び利用日数があると見込みます。
- ◇就労移行支援は，一般就労への移行を積極的に進めることで今後も利用が増加することを見込みます。就労継続支援A・B型についても利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間，入浴，排せつ，食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう，一定期間，身体機能又は生活能力の維持向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇成型(A型)と非雇成型(B型)があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について，一定の期間にわたり，就労に伴う生活面の課題に対応できるよう，事業所・家族との連絡調整等支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の介助・介護を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに，短期間，夜間も含め施設で，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。



■日中活動系サービス

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
生活介護	実利用者数	人	287	298	290	295	300	310
	延利用人数	人/年	3,672	3,813	3,556	3,400	3,450	3,500
自立訓練(機能訓練)	実利用者数	人	3	5	6	7	8	9
	延利用人数	人/年	24	50	72	80	95	100
自立訓練(生活訓練)	実利用者数	人	13	14	13	15	15	15
	延利用人数	人/年	78	102	116	120	120	120
就労移行支援	実利用者数	人	90	89	90	95	100	105
	延利用人数	人/年	605	635	602	620	630	640
就労継続支援 A 型	実利用者数	人	161	184	198	200	220	240
	延利用人数	人/年	1,554	1,760	1,970	2,000	2,200	2,400
就労継続支援 B 型	実利用者数	人	215	222	230	240	250	260
	延利用人数	人/年	2,207	2,250	2,334	2,400	2,500	2,600
就労定着支援	実利用者数	人	7	28	30	32	35	40
	延利用日数	日/年	22	215	300	310	340	385
療養介護	実利用者数	人	15	15	15	16	17	18
	延利用日数	日/年	171	164	176	180	190	220
短期入所(ショートステイ)	実利用者数	人	82	93	100	120	135	150
	延利用人数	人/年	462	501	550	660	740	820

【居住系サービス】

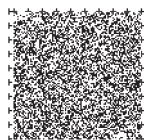
○共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援からなります。

◇共同生活援助は、サービス利用者の増加を見込みます。

事業名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等が受けられます。
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います。

■居住系サービス

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
共同生活援助(グループホーム)	実利用人数	人	96	120	116	120	125	130
施設入所支援	実利用人数	人	176	174	174	173	172	171
自立生活援助	実利用人数	人	0	0	0	0	0	0



【相談支援】

- サービス等利用計画の作成等を支援する計画相談支援，施設入所者等の地域移行支援，地域定着支援からなります。
- ◇計画相談支援は，サービス利用者の増加に伴って増加することを見込みます。
- ◇地域移行支援は，施設入所者等が地域における生活へ移行できるように令和4年度以降，年1人ずつの利用を見込み，併せて地域定着支援の利用も目標に見込みます。

事業名	内容
計画相談支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するには，予めサービス等利用計画を作成する必要があります。計画の作成・運用により，利用者とともに課題解決について考え，適切なサービス利用と継続的なケアマネジメントの支援を行います。
地域移行支援	入所や入院している障害のある人に，地域における生活へ移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で生活する障害のある人に，常時の連絡体制を確保し，緊急事態等に必要な支援を行います(支援期間は6か月を目安とします)。

■相談支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
計画相談支援	実利用人数	人/年	777	848	947	960	970	980
地域移行支援	実利用人数	人	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	実利用人数	人	0	0	0	0	1	1

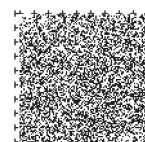
【補装具費給付事業】

- 補装具費給付事業は，日常生活の自立と自己実現を支える支援として，障害のある人の増加などとともに利用の増加（適切な利用の促進）を見込みます。

事業名	内容
補装具費給付事業	身体機能を代替する補装具の購入又は修理が必要な場合，その費用を支給する事業です。

■補装具費給付事業

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
補装具費給付事業	件数	件/年	280	220	234	240	245	250



(2) 地域生活支援事業の充実

○障害者総合支援法により、地域生活支援事業については、従来の日常生活や社会参加の円滑化に関わる支援に加え、障害のある人への理解を深めるための支援、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、成年後見の体制整備を含む相談支援事業等が強化されました。

【参加・交流促進】

○障害のある人の社会参加、障害のある人とない人の交流を促進する事業です。

◇新たに地域生活支援事業に位置づけられた理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、これまで市及び社会福祉協議会、各団体等が実施してきた研修・啓発事業、社会参加活動支援事業等を第6期計画期間中に充実させるとともに、新たな取り組みも検討していきます。

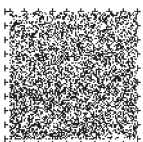
◇スポーツ・レクリエーション教室開催等事業と関連する事業として、市では、かすみがうらマラソン大会を毎年開催し、ブラインドマラソンを実施しています。また、障害のある人が「完全参加と平等」のもと、スポーツを通じて体力の維持向上を図るとともに、地域社会と障害のある人との交流を促進し、理解と関心を高めることを目的に、スポーツ大会等を開催しています。今後とも、これらの事業を実施していきます。

事業名	内容
★理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
★自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(災害対策、ボランティア活動など)を支援します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人の余暇活動、生涯スポーツへの参加機会として、スポーツ・レクリエーション教室等を開催していきます。

■社会参加支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	選手派遣数	実人数	206	205	-	210	210	210

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止



【意思疎通支援】

○視覚障害及び聴覚障害のある人の行政情報の入手や行政手続きの円滑化，参加・活動の機会拡大を支える事業です。

◇手話通訳者・要約筆記者を設置する講演会や会議の増加，障害のある人の社会活動の活発化により，派遣件数が増加していくことを見込みます。これに伴い，手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修受講者も漸増していくことを見込みます。

◇市役所の窓口への手話通訳者の設置は，当面，週2回の配置を確保していくこととします。

◇点字・声の広報は，これまでどおり月2回発行していきます。

事業名	内容
★手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通支援のため，手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
★手話通訳設置事業	市では，市役所で手続きを円滑にするため，窓口到手話通訳者を設置しています(毎週月・金曜日)。
点字・声の広報等発行事業	市では，点字広報と声の広報を月2回発行しています。また，ホームページは，音声読み上げ等が可能になっています。
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修	市の行事や会議等への聴覚障害のある人の参加・参画，市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員，要約筆記奉仕員の養成研修を実施しています。

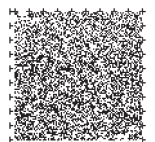
■意思疎通支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	45	62	32	77	92	107
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	35	29	10	30	30	30
手話通訳設置事業	利用件数	件/年	116	164	172	200	200	200
点字・声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24

■手話奉仕員等養成研修事業

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
手話・入門	実利用人数	人	19	13	-	18	18	18
手話・基礎	実利用人数	人	17	11	-	13	15	18
要約筆記	実利用人数	人	-	3	-	8	-	8

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止



【移動支援】

○障害のある人の行動範囲，社会参加の拡大を支える事業です。

◇障害のある人の増加，介助する家族の高齢化などに伴い，移動支援事業の利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
★移動支援事業 (個別支援)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■移動支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
移動支援事業	実利用人数	人	18	24	12	15	18	21
	利用件数	件/年	831	751	600	650	700	750

【日常生活支援】

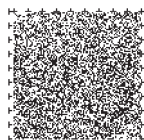
○障害福祉サービスを補完し，居宅での生活を支えるサービスです。

◇地域活動支援センターは，市内の居住者が利用する地域に密着した活動の場です。市では，2事業者に委託してそれぞれ基礎的事業，機能強化事業を実施しています。また，精神障害のある人を対象に生活支援事業を実施しています。今後もこの体制を確保することとします。

事業名	内容
★地域活動支援センター事業	<p>障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり，社会との交流の促進等を行い，社会復帰に向けた支援を行います。</p> <p><基礎的事業> 創作的活動又は生産的活動の機会の提供，社会との交流促進等の支援を行います。</p> <p><機能強化事業> 基礎的事業に加え，地域生活を支えるセンター機能等を強化した事業を行います（Ⅰ型は医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援事業の実施，Ⅱ型は機能訓練，社会適応訓練，入浴等のサービスを実施します。Ⅲ型は地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等で，現在市内にはありません）。</p>
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等の支援を行い，生活の質的向上と社会復帰の促進を行います。

■地域活動支援センター等

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
基礎的事業	施設数	か所	2	2	2	2	2	2
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	0	0	0	0	0	0
生活支援事業	実利用人数	人	2	2	0	1	1	1

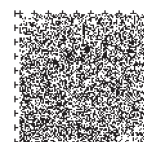


- ◇日常生活用具給付等事業は、日常生活の自立と自己実現を支える支援として、障害のある人の増加などとともに利用の増加（適切な利用の促進）を見込みます。
- ◇日中一時支援事業、在宅障害者一時介護事業の利用の増加も見込みます。訪問入浴サービス事業は、少人数ながら定期的な利用があり、今後もサービス量を確保していきます。これらのサービスは、介護者の高齢化などにより利用が増えることも見込みます。

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴車派遣により、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により、一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かります。
在宅障害者一時介護事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により、一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かり1対1で介護します。
★日常生活用具給付等事業	日常生活がより円滑に行われるために、障害の種類及び程度に応じて日常生活用具を給付します。

■各種日常生活支援

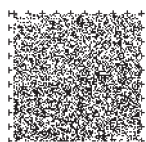
区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	実利用人数	人	1	1	1	1	2	2
	延べ回数	回/年	11	38	48	50	75	75
日中一時支援事業	実利用人数	人	228	293	289	300	310	320
	延利用件数	件/年	3,589	9,879	9,591	10,000	11,000	12,000
在宅障害者一時介護事業	実利用人数	実人数	12	15	6	15	16	17
	利用延時間	時間/年	330	388	37	385	400	420
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	3,265	3,233	3,763	3,800	3,900	4,000



【相談・権利擁護】

- 相談支援は、障害福祉サービスの利用のみならず、様々な面で障害のある人やその家族により添う重要な役割があります。
- ◇障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、令和3年度から地域生活支援拠点事業を実施します。
- ◇市では、市役所及び3か所の相談支援事業所（基幹相談支援センター1か所を含む）の体制を確保しています。今後とも、市と基幹相談支援センターの連携を基軸に、各相談支援事業所の機能強化を支援するとともに、相互に連携して相談への対応力を高めていくこととします。
- ◇住宅入居等支援については、自立生活をめざす人、施設入所者の地域移行の増加に伴い、サービスの実施を検討していきます。
- ◇障害者虐待防止対策事業は、障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止体制の充実を図っていきます。
- ◇権利を擁護するため、社会福祉協議会に設置した「成年後見センターつちうら」と連携し、市長申立などの成年後見制度利用支援事業を実施しています。

事業名	内容
地域生活支援拠点事業	障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の地域生活支援を推進する観点から、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進します。
★相談支援事業	障害のある人（身体、知的、精神）や障害のある子どもの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 ※窓口：市役所・社会福祉協議会・尚恵学園・ほびき園
★基幹相談支援センター一等機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置するものです。
障害者虐待防止対策支援事業	障害のある人への虐待を防止するため、土浦市障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障害のある人への虐待に関わる通報の受理、虐待をうけた障害のある人の保護や相談・指導及び助言を行うとともに普及啓発に努め、障害者虐待防止体制の充実を図ります。
★成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な人に代わって障害福祉サービスの利用契約等が適切に行われるように支援します。
★成年後見制度法人後見支援事業	障害のある人の権利を擁護するため、成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け、必要な研修の実施、法人後見活動を安定的に実施するための組織づくりなどを支援するものです。

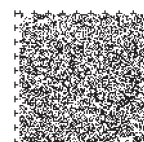


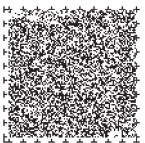
■相談・権利擁護

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
地域生活支援拠点事業	実施施設数	か所	-	-	-	1	1	1
相談支援事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施施設数	か所	3	3	3	3	3	3
障害者虐待防止対策 支援事業	実施施設数	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用 支援事業	市長申立件数	件/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	有・無	無	無	無	無	無	無

【障害支援区分認定等事務】

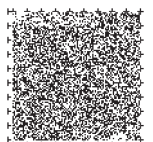
○障害福祉サービスのうち、介護給付に関するサービスを利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。認定にあたっては、申請に基づき、市が調査を行い、調査結果と主治医意見書をもとに専門家等で構成される障害者介護認定審査会を開催します。今後とも、認定が適切かつ円滑に行われるよう努めます。

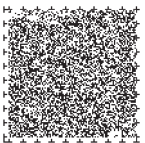




第 6 章

障害児福祉サービス等の見込





1 成果目標

障害児に対するライフステージに応じた重層的な地域支援体制を構築し、さらに医療的ニーズへの対応を図るため、令和5年度を目標年度に数値目標を次のとおり設定します。

【数値目標に対する考え方】

国は、障害児福祉計画の策定にあたって、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標について具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

本市も、国が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害児の状況と意向、地域の受入体制等の状況を踏まえた上で、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、障害児への支援等の取組みを進めます。

① 障害児支援の提供体制の整備等

【国指針】・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。

・令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

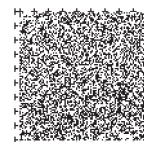
【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し、つくし学園、つくし療育ホーム、幼児ことばの教室及び早期療育相談の分散する児童発達支援の機能を統合し、総合的な児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

項目	数値・目標
令和5年度末時点の児童発達支援センターの数	1ヶ所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施

【国指針】・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。

【市方針】国の指針に準拠して目標値を設定し、市内の事業者による障害児通所支援の実施を支援します。

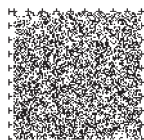
項目	数値・目標
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	2事業所確保
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	2事業所確保



【国指針】・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が医療ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置すること。

【市方針】国の指針に準拠し、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように体制を構築します。

項目	目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	コーディネーターの配置

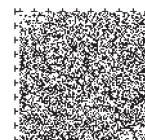
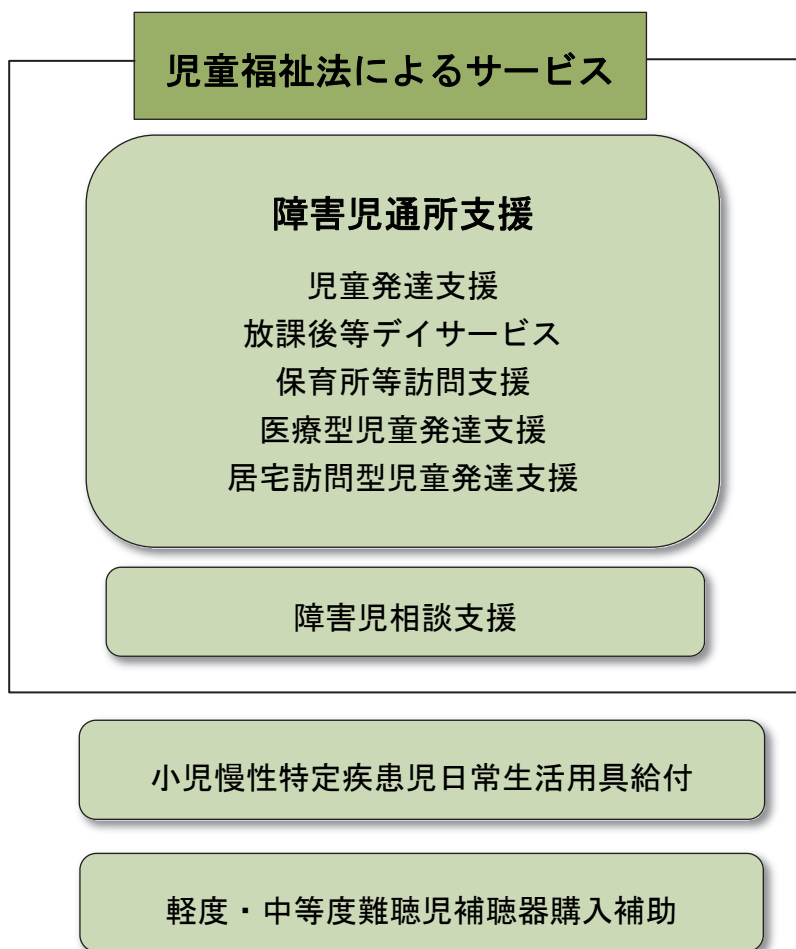


2 障害児福祉サービス量等の見込（活動指標）

障害児への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」から成る「指定障害福祉サービス」と「児童福祉法によるサービス」及び「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスであり、土浦市の実情に即して適切なサービスメニューを確保します。

【障害福祉サービス等の体系】



(1) 障害福祉サービスの充実

【児童福祉法によるサービス】

○障害児通所支援は、従来の障害福祉サービス体系から区分され、一人ひとりの成長、発達に即した支援への体制が強化されています。

◇障害のある子どもの増加とともに、未就学児を対象とする児童発達支援、学童を対象とする放課後等デイサービスともに利用が増加していくことを見込みます。これに伴い、障害児相談支援の利用の増加も見込みます。

◇保育所等訪問支援は令和3年度から実施に向けて体制づくりを進めていきます。

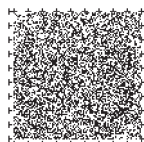
事業名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を支援します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障害がある児童に医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があるため、外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

■障害児通所支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H30	R1	R2 (見込み)	R3	R4	R5
児童発達支援	実利用人数	人	241	260	270	280	290	300
	延利用人数	人/年	2,499	2,937	3,000	3,100	3,200	3,300
放課後等デイサービス	実利用人数	人	215	232	235	240	250	260
	延利用人数	人/年	3,473	3,744	3,800	3,900	4,000	4,100
保育所等訪問支援	実利用者数	人	—	—	—	10	15	20
	延利用者数	人/年	—	—	—	90	135	180
医療型児童発達支援	実利用者数	人	—	—	0	2	3	4
	延利用者数	人/年	—	—	0	20	25	30
居宅訪問型児童発達支援	実利用人数	人	—	—	—	1	1	1
	延利用者数	人/年	—	—	—	1	1	1

■障害児相談支援

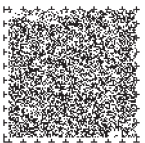
区分	単位		実績			見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	実利用人数	人/年	406	433	437	440	450	460



(2) 地域生活支援事業の充実

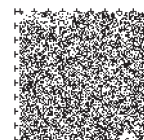
- 地域生活支援事業については、日中一時支援事業、在宅障害者一時介護事業等、障害児やその家族等に対する日常生活や社会参加の円滑化に関わる支援を進めてきました。
- 今後も、これまでの事業を充実させるとともに、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、支援体制及び新たな事業の整備を進めていきます。

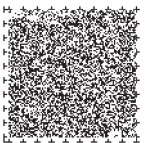




第 7 章

計画の推進





1 計画の推進体制

障害のある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等多岐にわたるため、計画の実施は、土浦市地域自立支援協議会を中心に、基幹相談支援センター、療育支援センター、当事者、障害者団体、サービス事業者、社会福祉協議会等との連携はもちろん、障害福祉圏域における広域連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。医療や就労、介護保険制度等との連携・調整をはじめ、国の制度や県の対応が必要な事項については、国、県の関係各機関との情報交換や必要な要請を行っていきます。

庁内においても、各事業を総合的・効率的・効果的に実施していくため、障害福祉課が中心となって担当部署と緊密に連携していくこととします。

① 土浦市地域自立支援協議会の運営

「土浦市地域自立支援協議会」を定期的開催し、障害者団体、学識経験者、障害福祉サービス事業所やボランティア団体など多様な主体のネットワーク化を図り、保健・医療・福祉・教育・労働・その他多様な分野が連携しながら計画を推進していく体制を確保します。

※「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねています。

② 全庁的な施策の推進

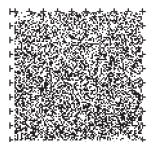
本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に関係部署の連携を図り、全庁的に各種施策を展開することにより、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

③ 市民意見の反映

本計画を、障害のある人及びその他の市民、地域等との協働により推進していくため、様々な機会をとらえて障害のある人やその家族、障害者団体等との協議・意見交換を行い、市民の意見や提言等を積極的に取り入れ、計画の策定・見直しに反映させていきます。

④ 必要財源の確保

本計画を確実に推進していくには、必要な財源を確保する必要があります。国及び県に対して、障害のある人のニーズに応えられるだけの十分な負担金や補助金による財政的支援を求めるとともに、市においては、本計画に位置づけた事業に対する予算の確保に努めます。



2 計画の進行管理

本計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、計画を実施する上で把握された課題等を共有し、更なる工夫・改善を積み重ねていくことが重要です。

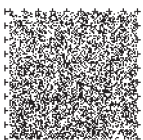
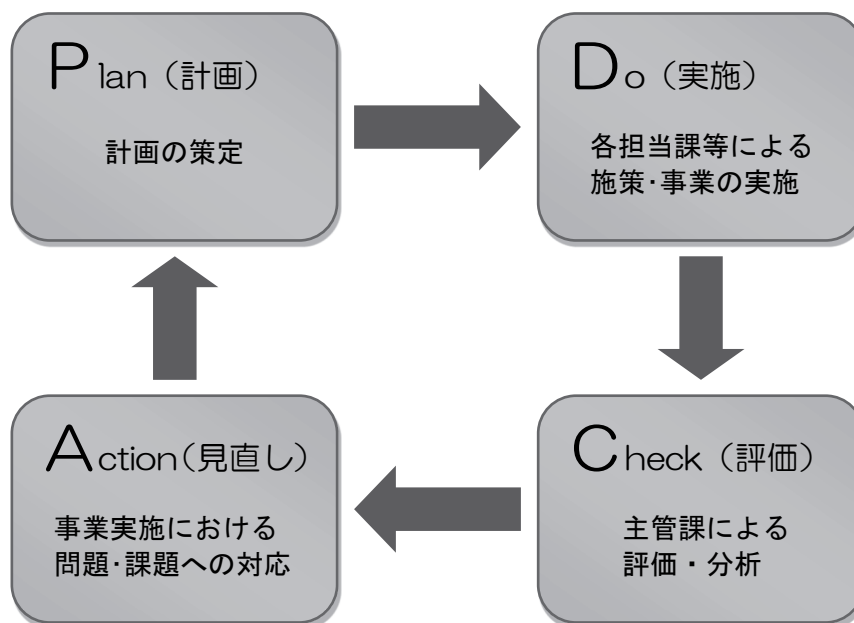
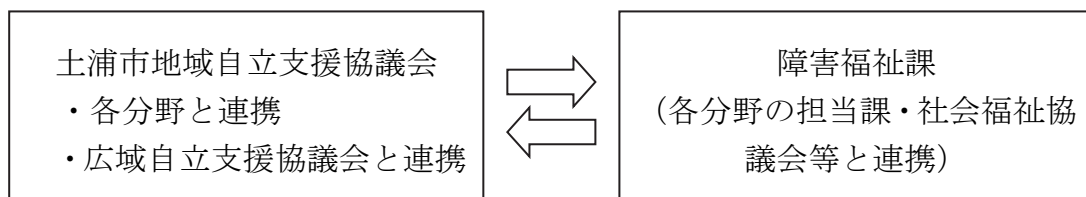
本計画の進行管理については、土浦市地域自立支援協議会を中心に、市内の主要な団体、関係の深い広域機関等と進行状況を確認し、これらを通じて保健、医療、教育、就労等の切れ目のない連携の強化につないでいくこととします。

【土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画の管理】

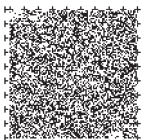
福祉計画は、「成果目標」を設定し、その達成に向けて「活動指標」を定め、P D C Aサイクルにより達成状況を毎年評価していくこととします。

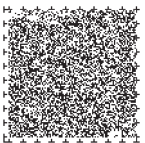
評価にあたっては、障害福祉課を中心に庁内各課等による評価を行った後、土浦市地域自立支援協議会を中心とする協働体制の中で確認・評価を行っていきます。

なお、評価にあたっては、実施状況や利用状況の量的な確認の他、事業実施（利用）に際しての問題点や効果など質的な事項も取り上げ、効果や課題を総合的にとらえるよう努め、事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。



資料編





1 アンケート調査結果等

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「第2期土浦市障害者計画・第6期土浦市障害福祉計画・第2期土浦市障害児福祉計画」の策定や施策の推進に向けた基礎資料として、次のことを把握するために実施しました。

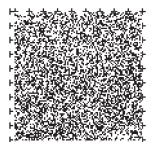
- 障害のある人の日頃の生活状況や様々なサービスの利用についての現状と希望（主に施策やサービスへのニーズ把握）
- 障害福祉サービスを提供している市内の事業所のサービス提供状況や運営状況
- 障害のある人及び事業所（職員含む）の市施策への意見等

② 調査の時期と方法

- 実施時期：令和元年9月20日～11月11日
- 調査基準日：令和元年9月1日
- 実施方法：郵送法（郵送による調査票の配付・回収）

③ 調査対象

- 障害者調査：令和元年9月1日現在、本市に在住する障害者手帳所持者及びそれ以外の障害福祉サービス受給者から無作為抽出（計3,035人）
- 障害児調査：令和元年9月1日現在、本市に住民票を置く18歳未満の障害者手帳所持者及びそれ以外の障害福祉サービス受給者から無作為抽出（計400人）
- 事業所（職員）調査：市内障害福祉サービス事業所勤務者200人
- 一般調査：令和元年9月1日現在で本市に住民票を置く20歳以上の者、1,400人

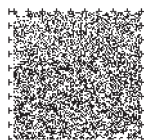


④ 回収結果

区分	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者調査	3,035 票	1,354 票	44.6%
障害児調査	400 票	155 票	38.8%
事業所調査	200 票	108 票	54.0%
一般調査	1,400 票	504 票	36.0%
計	5,035 票	2,121 票	42.1%

【結果の読み方】

- 「身体障害」は身体障害者手帳所持者、「知的障害」は療育手帳所持者、「精神障害」は精神障害者保健福祉手帳所持者のことをいいます。
- 「n」は集計の対象となっている回答者数、「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を示しています。「無回答」は、回答が記入されていない又は読み取りが困難なものです。
- 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答の場合、通常、回答者数(N)に対する選択肢ごとの回答数の和が回答者数(N)を超えるため、比率の合計も100%を上回ります。
- 本文やグラフでは、質問文や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。



(2) 調査の結果

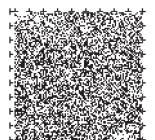
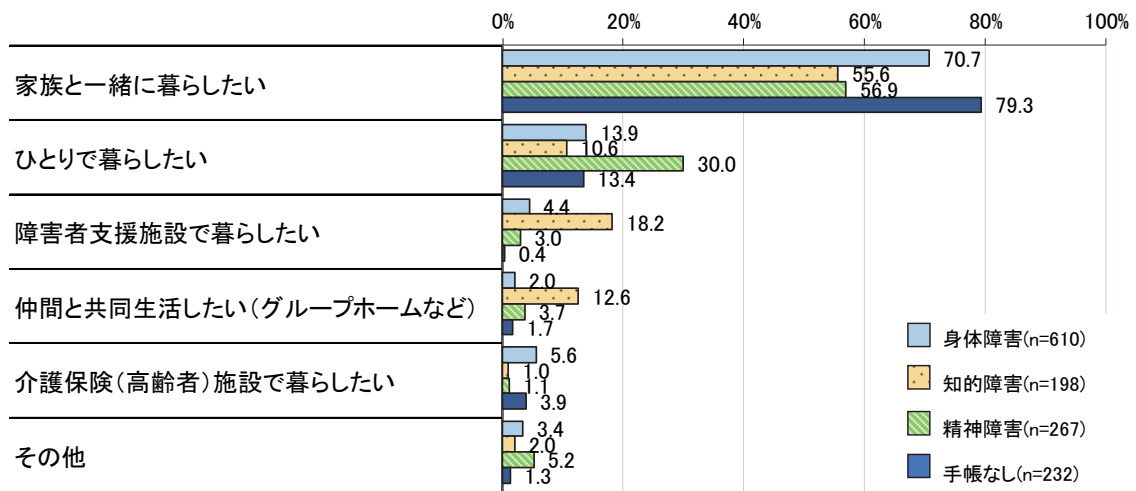
調査結果の概要は、本編の2章 P.14~32 に掲載しています。ここでは、主要な結果を抽出して掲載します。

① 暮らし方

【障害のある人】

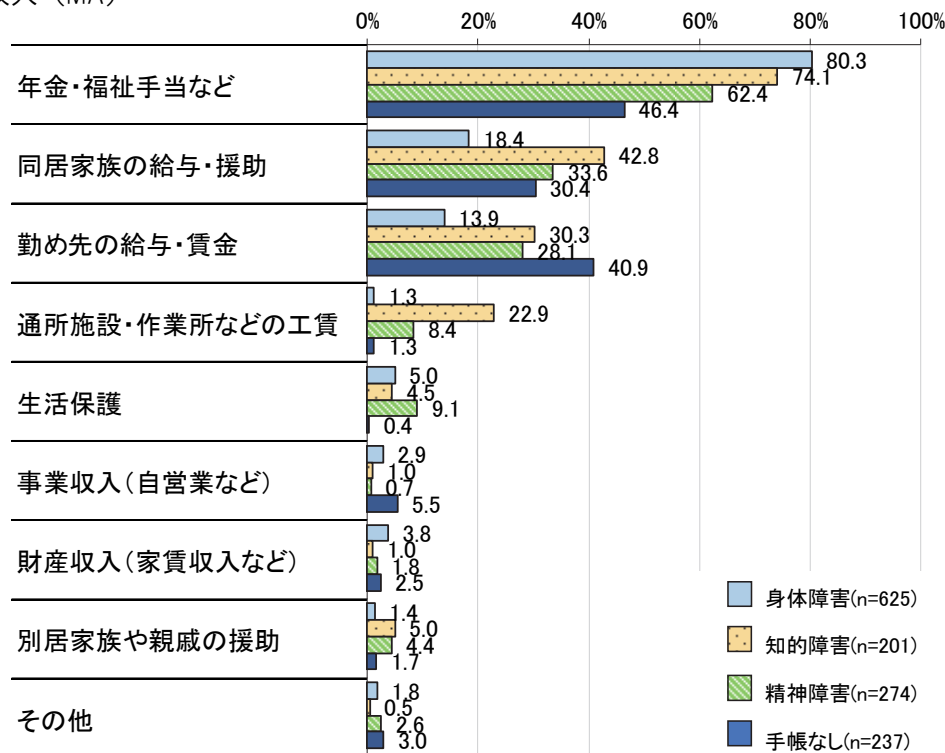
○各障害者において、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、精神障害のある人の場合、「ひとりで暮らしたい」の割合が他の障害のある人に比べ高くなっています。知的障害のある人の場合、障害者支援施設やグループホームを希望する割合が他の障害のある人より高くなっています。

■ 今後希望する暮らし方 (MA)



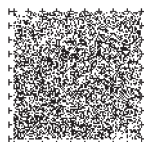
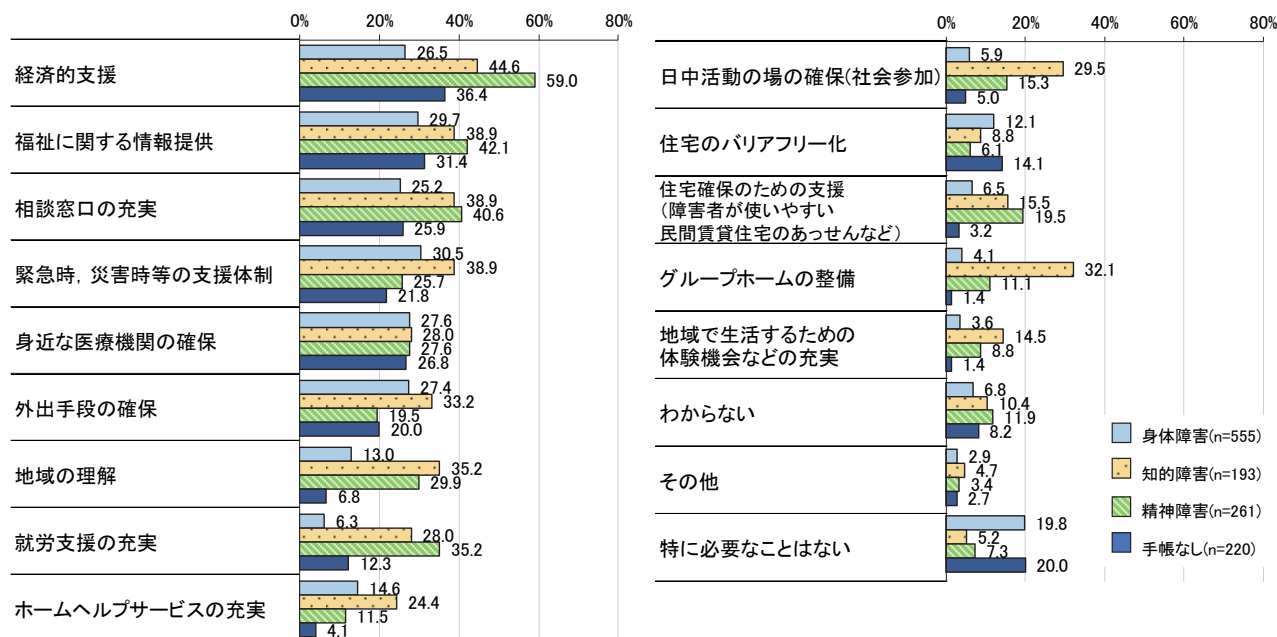
○現在の収入は、「年金・福祉手当など」「同居家族の給与・援助」「勤め先の給与・賃金」の3項目が上位を占めています。知的障害のある人の場合、これに次いで「通所施設・作業所などの工賃」の割合も高くなっています。

■現在の収入 (MA)



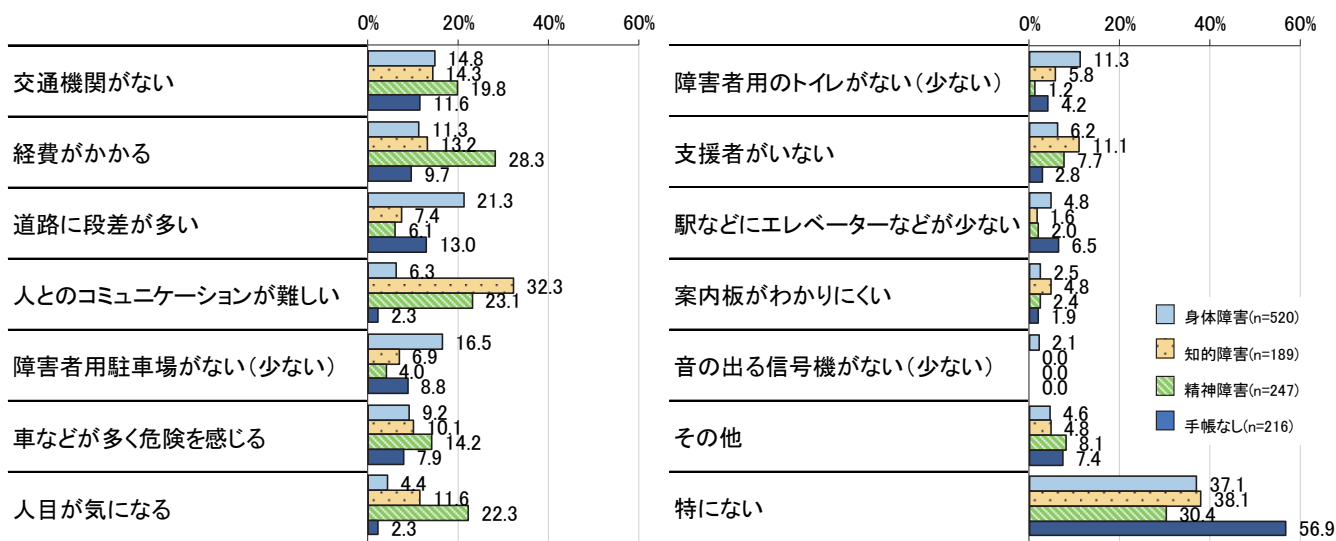
○各障害者において地域で生活するために必要なこととして、「経済的支援」「福祉に関する情報提供」「緊急時、災害時等の支援体制」「相談窓口の充実」などが求められています。

■地域で生活するために必要なこと (MA)



○外出時の困難なこととして、全体として「特にない」の回答が上位を占めていますが、次いで「道路に段差が多い」「交通機関がない」「人とのコミュニケーションが難しい」の割合が高くなっています。

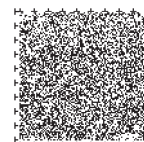
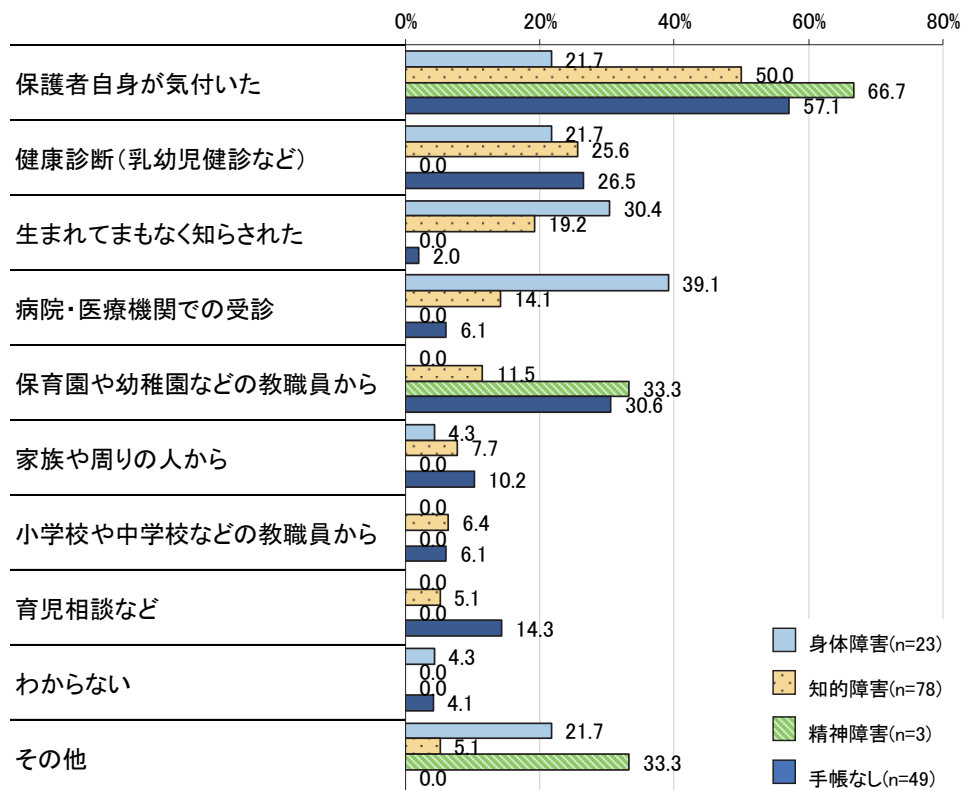
■外出時に困難なこと (MA)



【障害のある子ども】

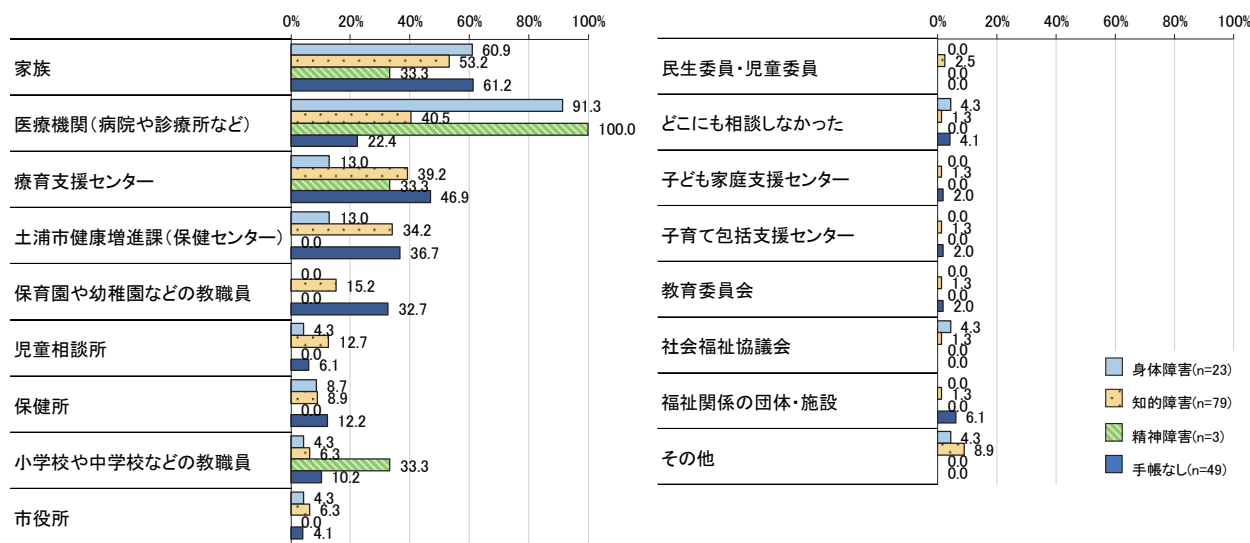
○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけは、身体障害のある子どもは、「病院・医療機関での受診」が、その他は「保護者自身が気付いた」が最も高い割合となっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたきっかけ (MA)



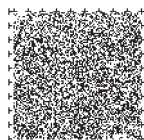
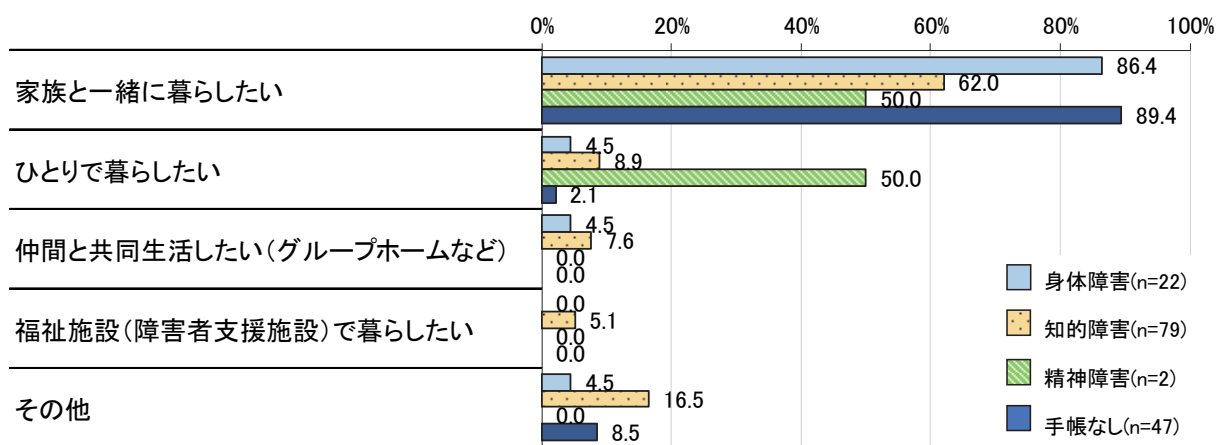
○子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先については、身体障害や精神障害のある子どもは「医療機関」の割合が最も高く、知的障害のある子どもや、手帳を持っていない子どもは「家族」の割合が最も高くなっています。

■子どもの気になる行動又は障害等に気付いたときの相談先 (MA)



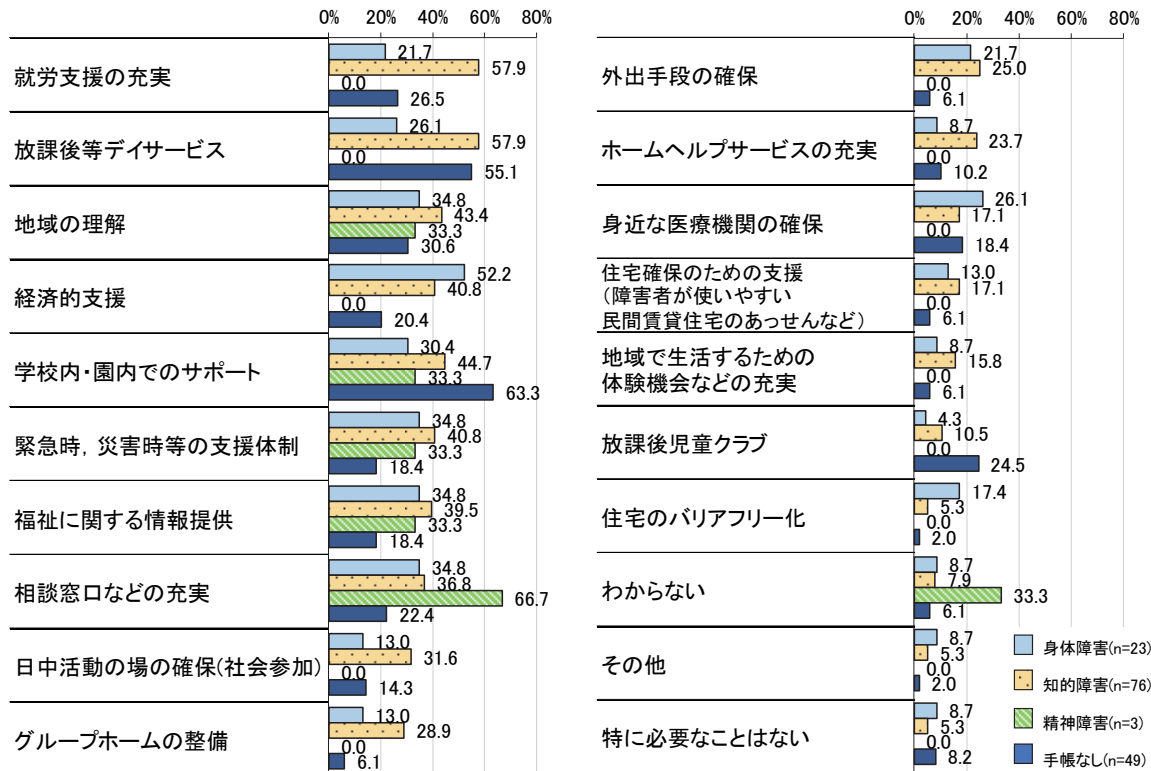
○今後の暮らし方として、全体的に「家族と一緒に暮らしたい」の割合が高く、特に手帳を持っていない子どもは89.4%が今後家族と過ごすことを希望しています。

■今後希望する暮らし方 (SA)



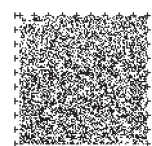
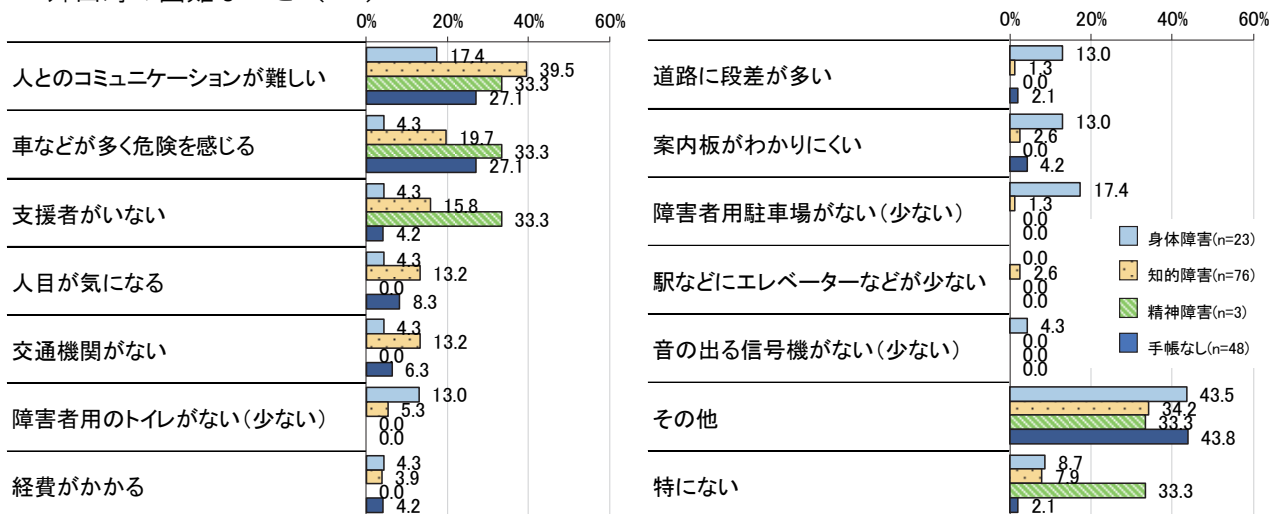
○地域で生活するために必要なこととして、「経済的支援」「緊急時」、「災害時等の支援体制」などが求められています。障害の種類別にニーズの違いがみられ、精神障害のある子どもは「相談窓口など支援体制の充実」、知的障害のある子どもは「就労支援の充実」「放課後等デイサービス」、身体障害のある子どもは「経済的支援」、手帳未所持児は「学校内・園内でのサポート」の割合が高くなっています。

■地域で生活するために必要なこと (MA)



○外出するとき困難に感じることは、精神障害や知的障害のある子どもは「人とのコミュニケーションが難しい」を特に多くあげており、身体障害のある子どもは「障害者用の駐車場が少ない」、手帳未所持児は「車などが多く危険を感じる」と車での移動に関連する回答の割合が高くなっています。

■外出時の困難なこと (MA)

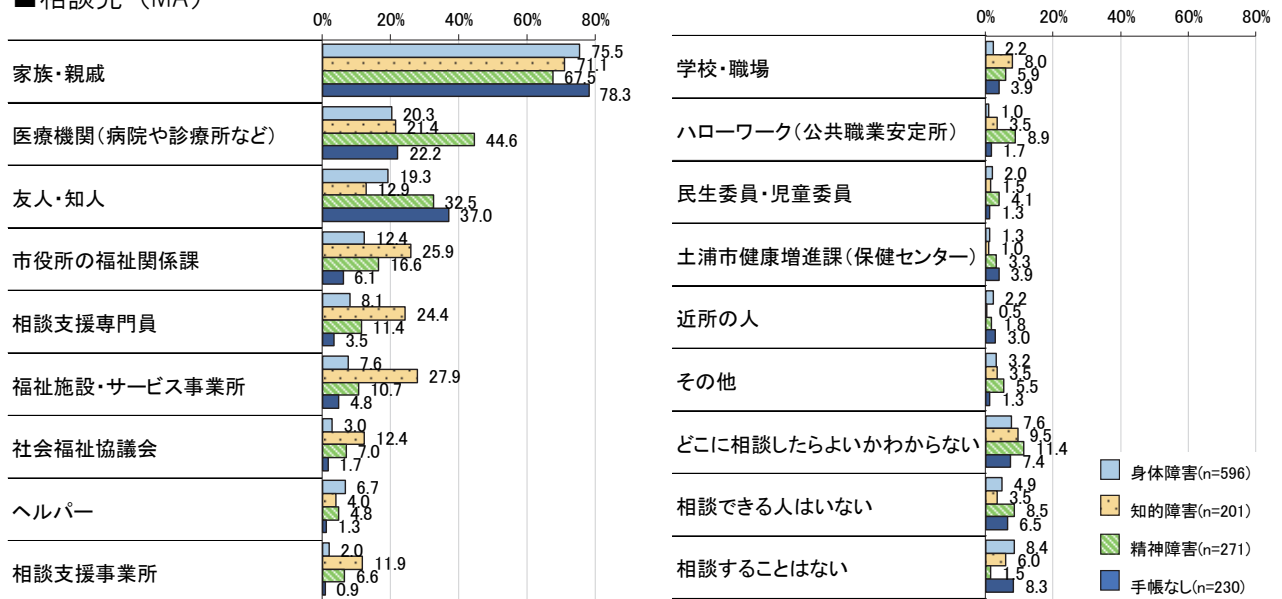


②相談・情報入手

【障害のある人】

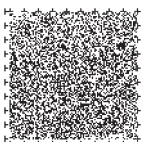
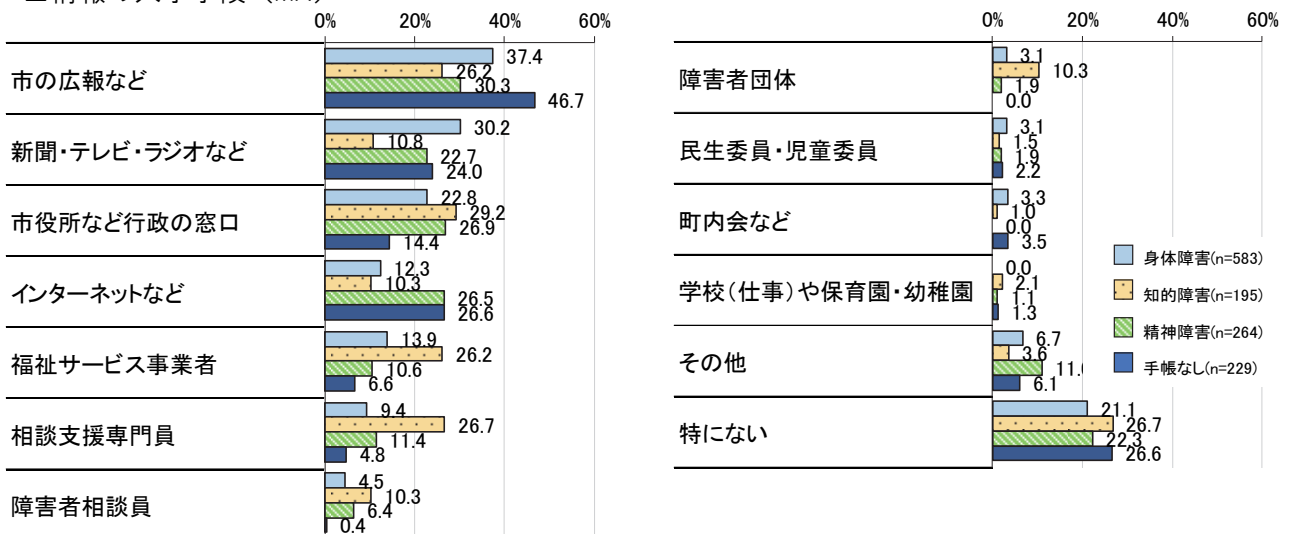
○悩み事の相談先としては、「家族・親戚」に次いで、「友人・知人」「医療機関」「福祉施設・サービス事業所」の順となっています。知的障害のある人の場合、「福祉施設・サービス事業所」「市役所の福祉関係課」「相談支援専門員」を利用する割合が、他の障害のある人より高くなっています。介護者の相談相手においても同様の傾向が見られます。

■相談先 (MA)



○福祉関連情報の入手手段は、「市の広報など」「市役所など行政の窓口」の割合が高くなっています。知的障害のある人と手帳未所持者の場合は「特にない」の割合が他の障害者より高くなっています。

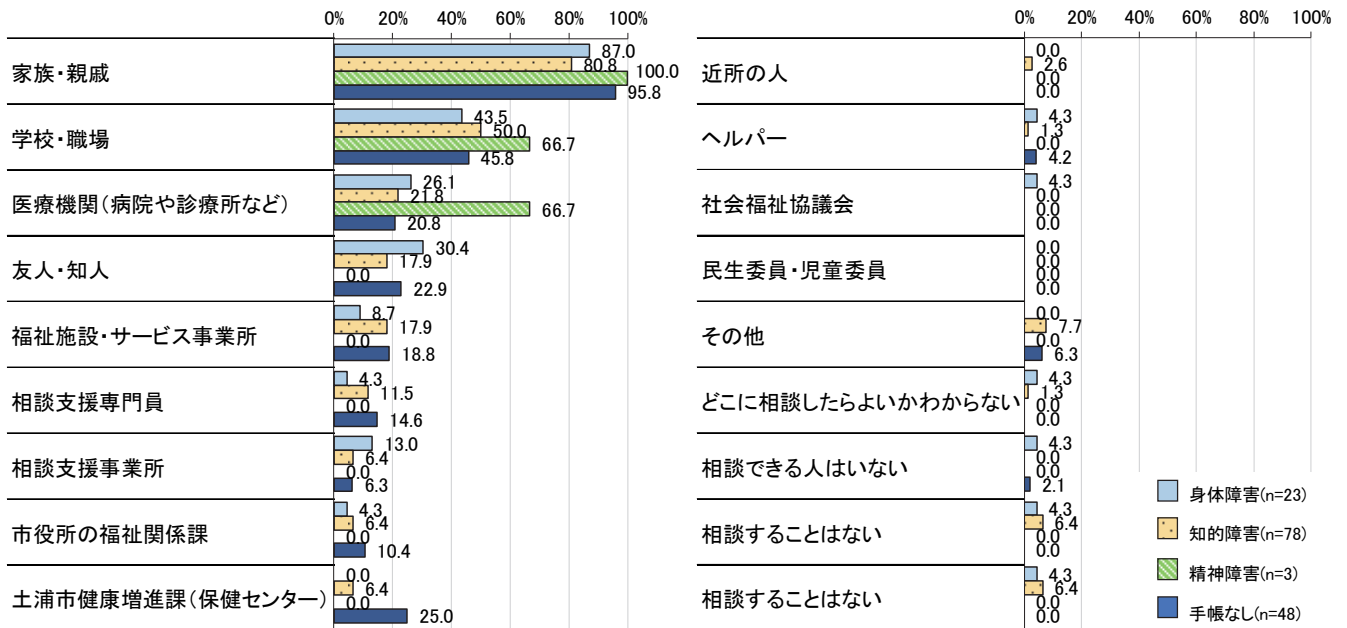
■情報の入手手段 (MA)



【障害のある子ども】

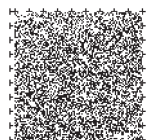
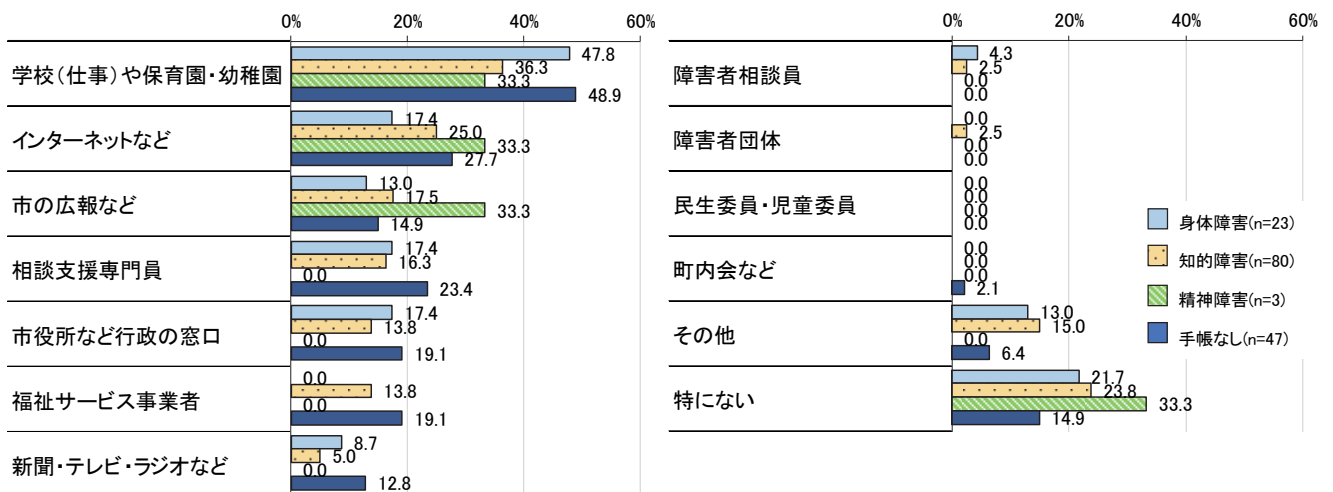
○悩み事の相談先としては、共通して、「家族・親戚」の割合が高く、次いで「学校・職場」「医療機関」の割合が高くなっています。

■相談先 (MA)



○福祉関連情報の入手手段は、「学校(仕事)や保育園・幼稚園」の割合が高く、身体障害のある子どもは「特にない」の割合が高くなっています。

■情報の入手手段 (MA)

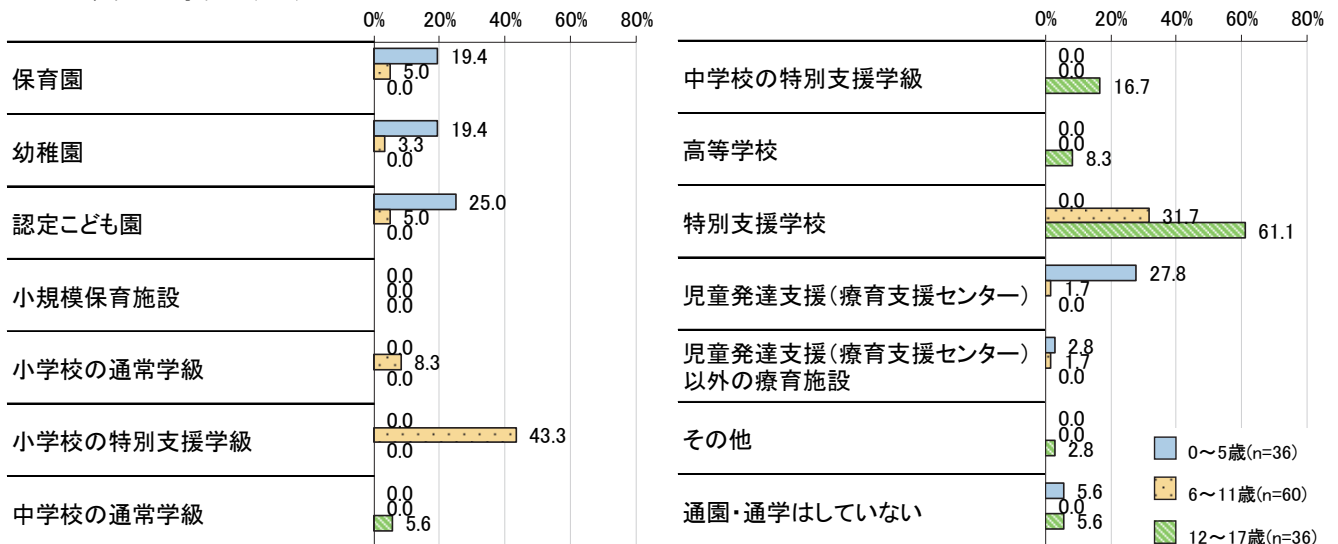


③就労と就学

【障害のある子ども】

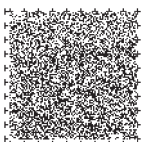
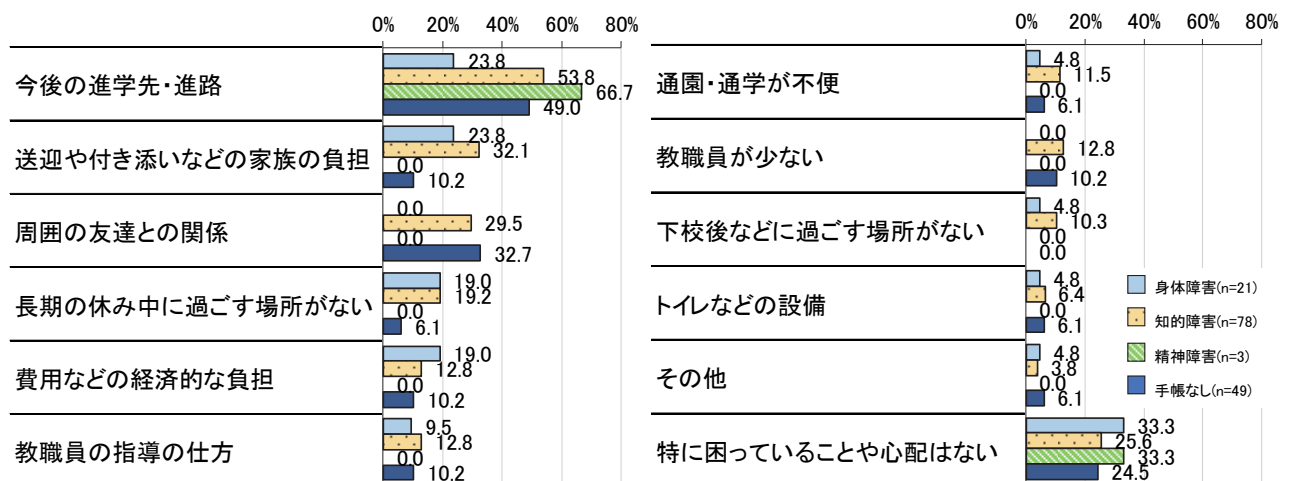
○通い先としては、0～5歳の子どもは「療育支援センター」「認定こども園」の順で高い割合となっています。6～11歳の子どもは「小学校の特別支援学級」「特別支援学校」の順で高い割合となっています。12～17歳の子どもは、「特別支援学校」の割合が特に高くなっています。

■通園・通学先 (SA)



○保育園や幼稚園、学校などで困っていることや心配していることについて、全体として「今後の進学先・進路」の割合が高くなっています。その他に、知的障害・手帳未所持児の場合は、「周囲の友達との関係」の割合も高くなっています。

■保育園や幼稚園・学校などで困っていることや心配していること (MA)

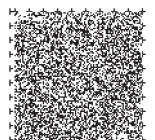
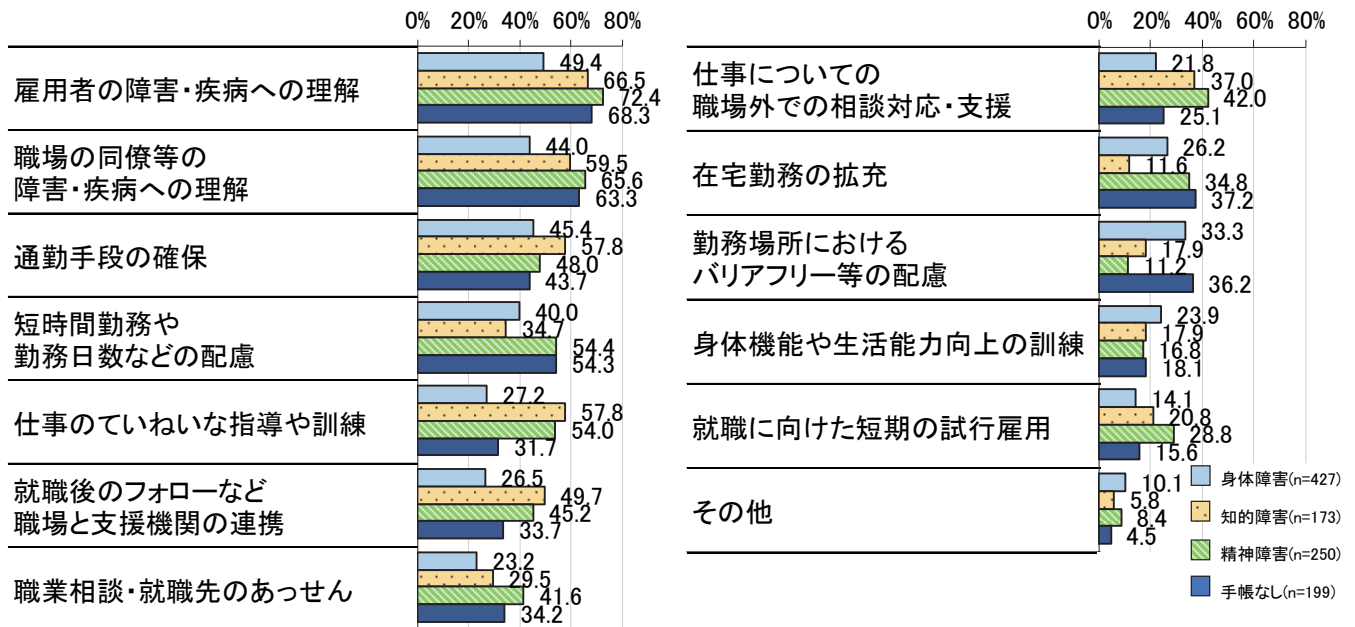


④雇用・就労

【障害のある人】

○就労支援として必要なこととして、各障害者において「雇用者の障害・疾病への理解」，「職場の同僚等の障害・疾病への理解」の割合が高くなっています。

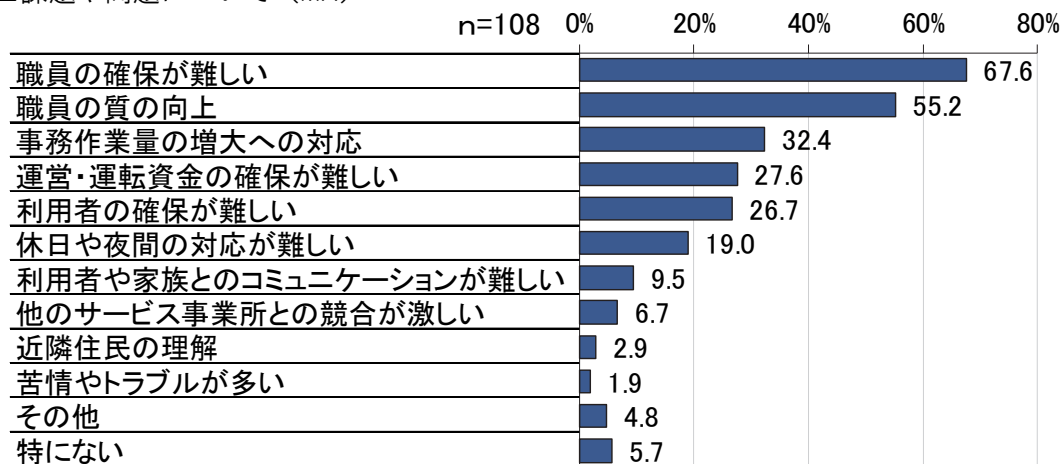
■就労支援として必要なこと（MA）



⑤サービス提供主体の現状

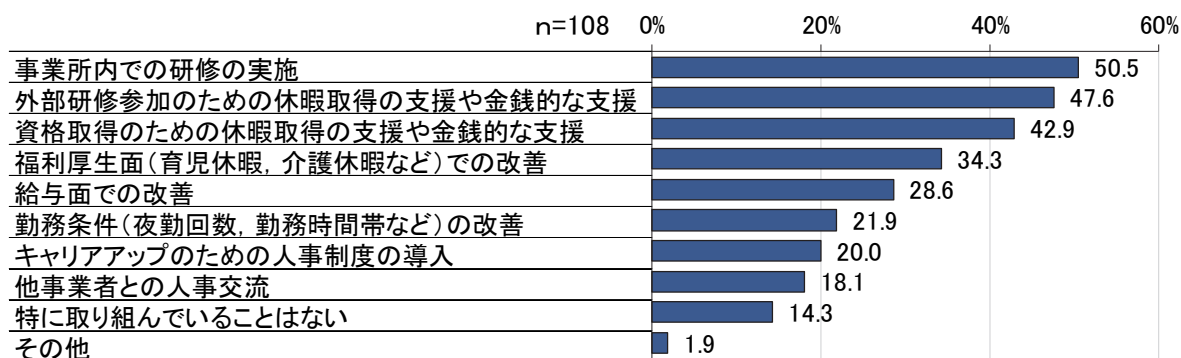
○課題として、「職員の確保が難しい」が67.6%と最も多く、次いで「職員の質の向上」が55.2%となっています。

■課題や問題について (MA)



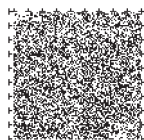
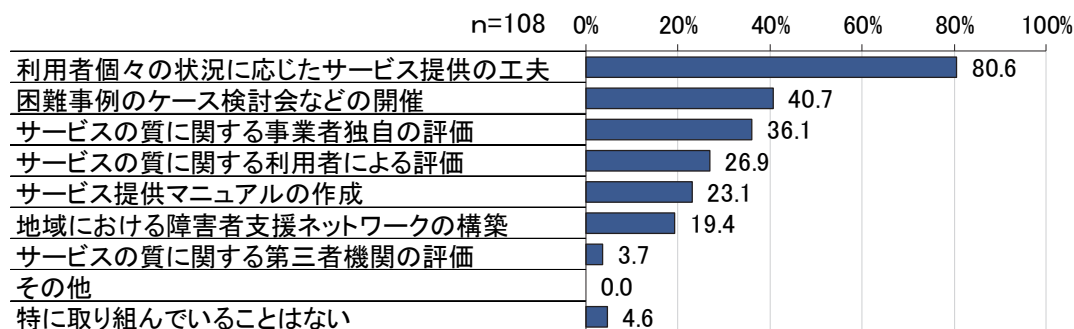
○職員定着・人材育成のために取り組んでいることとして、「事業所内での研修の実施」が50.5%と最も多くなっています。

■職員定着・人材育成のために取り組んでいること (MA)



○サービスの質の向上のために取り組んでいることとして、「利用者個々の状況に応じたサービス提供の工夫」が80.6%と最も多くなっています。

■サービスの質の向上のために取り組んでいること (MA)

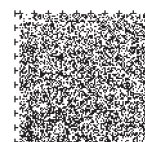


2 策定関係資料

(1) 障害者施策の主な動き

① 国の動き

昭和57年 3月	「障害者対策に関する長期計画」策定
平成 5年 3月	「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成 6年 9月	「ハートビル法（高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」施行
平成 7年 5月	「精神保健法」が「精神保健福祉法*（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）」へ改正
平成 7年12月	「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」策定
平成11年 6月	「精神保健福祉法」等の一部改正
平成12年 4月	「介護保険法」施行
平成12年 5月	「交通バリアフリー法（高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」制定
平成14年12月	「障害者基本計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度） 「重点施策実施5か年計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度）
平成15年 4月	「支援費制度」施行
平成16年 6月	「改正障害者基本法」施行（障害を理由とする差別の禁止）
平成17年 4月	「発達障害者支援法」施行
平成18年 4月	「障害者自立支援法」施行
平成18年12月	「バリアフリー新法（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」施行
平成19年 4月	「学校教育法」改正（特別支援学校制度）
平成19年12月	「重点施策実施5か年計画」策定（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成21年 4月	「改正障害者雇用促進法」施行（意欲・能力に応じた雇用機会の拡大）
平成23年 8月	「改正障害者基本法」施行（障害者の定義の拡大と合理的配慮の導入）
平成24年 4月	「改正児童福祉法」施行（障害児支援の強化）
平成24年10月	「障害者虐待防止法」施行
平成25年 4月	「障害者総合支援法」施行 「障害者優先調達推進法」施行
平成25年 6月	「障害者雇用促進法」改正（法定雇用率の算定基礎の見直し等）【平成 28 年 4 月施行】
平成26年 1月	「障害者権利条約」批准
平成25年 9月	「障害者基本計画」策定（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）
平成28年 4月	「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」施行 「改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」施行【一部平成 30 年 4 月施行】 「成年後見制度利用促進法」施行
平成28年 5月	「障害者総合支援法，児童福祉法」改正【平成 30 年 4 月施行】
平成28年 8月	「改正発達障害者支援法」施行
平成30年 3月	「障害者基本計画」策定（計画期間：平成 30 年度～令和 3 年度）
平成30年 4月	「改正障害者総合支援法及び児童福祉法」施行

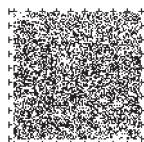


② 茨城県の動き

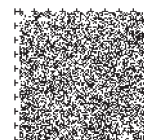
平成 6年 3月	「障害者福祉に関する長期行動計画」策定 (計画期間：平成 5 年度～平成 14 年度)
平成 9年 3月	「重点施策実施計画」策定 (計画期間：平成 8 年度～平成 14 年度)
平成15年 3月	「いばらき障害者いきいきプラン」策定 (計画期間：平成 15 年度～平成 23 年度)
平成19年 3月	「茨城県障害福祉計画 (第 1 期)」策定 (計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度)
平成20年 3月	「発達障害者地域支援マニュアル」作成 「茨城県障害者福祉的就労支援計画－障害者工賃倍増 5 か年計画－」策定 (計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度)
平成21年 3月	「茨城県障害福祉計画 (第 2 期)」策定 (計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度)
平成24年 3月	「新しいばらき障害者プラン」策定 (計画期間：平成 24 年度～平成 29 年度)
平成24年 6月	「茨城県工賃向上計画」策定 (計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度)
平成27年 4月	「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」施行
平成30年 4月	「第 2 期新しいばらき障害者プラン」策定 (計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度)

③ 土浦市の動き

平成12年 3月	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」策定 (計画期間：平成 12 年度～平成 31 年度)
平成12年 3月	「つちうら障害者プラン計画」策定 (計画期間：平成 12 年度～平成 21 年度) (前期計画：平成 12 年度～平成 16 年度)
平成17年 3月	「つちうら障害者プラン後期計画」改定 (計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度)
平成19年 3月	「第 1 期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度)
平成20年 3月	「第 7 次土浦市総合計画」 (計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度) (前期計画：平成 20 年度～平成 24 年度)
平成20年 3月	「土浦市地域福祉計画」策定 (計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度)
平成21年 3月	「土浦市障害者向け防災マニュアル」作成
平成21年 3月	「第 2 期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度)
平成21年 3月	「土浦市バリアフリー基本構想」策定
平成22年 3月	「土浦市バリアフリー特定事業計画」策定
平成24年 3月	「第 3 期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度)
平成25年 2月	「第 7 次土浦市総合計画後期基本計画」 (計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度)
平成25年 3月	「土浦市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」策定
平成25年 3月	「第 2 次土浦市地域福祉計画」策定 (計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度)
平成25年 3月	「土浦市障害者・高齢者向け防災マニュアル」作成
平成27年 3月	「土浦市障害者計画 (後期計画)・第 4 期障害福祉計画」策定 (計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度)



平成28年 4月	「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」施行
平成30年 3月	「第8次土浦市総合計画」 (計画期間：平成30年度～平成39年度) (前期計画：平成30年度～平成34年度)
平成30年 3月	「第3次土浦市地域福祉計画」策定 (計画期間：平成30年度～平成34年度)
平成30年 3月	「第5期土浦市障害福祉計画・土浦市障害児福祉計画」策定 (計画期間：平成30年度～平成32年度)
令和 2年 4月	「土浦市障害者活躍推進計画」策定 (計画期間：令和2年度～令和8年度)



(2) 土浦市障害者計画策定委員会

土浦市障害者計画策定委員会設置要綱

平成10年6月8日

告示第59号

改正 平成11年7月1日告示第67号

平成15年9月16日告示第134号

平成17年3月31日告示第66号

平成18年5月25日告示第189号

平成19年3月30日告示第59号

平成25年3月25日告示第47号

平成29年3月6日告示第25号

注 平成25年3月から改正経過を注記した。

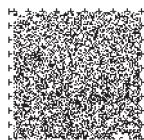
(設置及び所掌事務)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に定める市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に定める市町村障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下この条において「一部改正法」という。)第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定により定めるものとされ、一部改正法附則第10条の規定により一部改正法の施行前に作成することができることとされた市町村障害児福祉計画(以下これらを「計画」と総称する。)について調査審議し、計画の立案を行うため、土浦市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平25告示47・平29告示25・一部改正)

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。



(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の役職員
- (4) 副市長
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、計画の立案が終了したときまでとする。

3 第1項第2号から第4号までに規定する者のうちから委嘱され、又は任命された委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、その資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

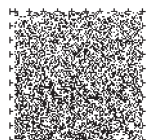
3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



付 則

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成11年7月1日告示第67号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成15年9月16日告示第134号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日告示第66号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年5月25日告示第189号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成19年3月30日告示第59号)

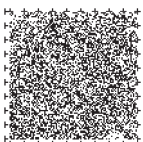
この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月25日告示第47号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月6日告示第25号)

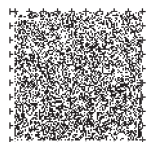
この告示中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。



土浦市障害者計画策定委員会委員名簿

任期：令和2年5月～令和3年3月

委員氏名	所属・役職等	備考
山本 哲也	つくば国際大学医療保健学部臨床検査学科准教授	委員長
上方 仁	土浦市地域自立支援協議会会長	副委員長
目黒 英一	土浦市議会文教厚生委員会委員	
塚原 靖二	社団法人土浦市医師会副会長	
村山 一人	土浦市障害者（児）福祉団体連合会会長	
里内 龍史	土浦市障害者（児）福祉団体連合会理事	
渡辺 征	土浦市障害者（児）福祉団体連合会理事	
吉澤 馨	土浦市障害者（児）福祉団体連合会理事	
中村 和子	土浦市民生委員児童委員協議会連合会理事	
小熊 とし江	土浦市ボランティアサークル連絡協議会幹事	
藤井 利夫	社会福祉法人青洲会さくら苑施設長	
海崎 眞知子	社会福祉法人明清会ほびき園総括サービス管理責任者	
角田 純一郎	社会福祉法人尚恵学園管理者	
石川 弥生	NPO法人サポートハウスにれの木代表理事	
遠藤 いくみ	合同会社明日夢通所支援事業所大夢代表社員	
石塚 吉亮	土浦公共職業安定所統括職業指導官	
吉田 雅寿	茨城県立土浦特別支援学校進路指導主事	
小川 英子	茨城県土浦保健所地域保健調整監兼保健指導課長	
木村 千鶴	茨城県土浦児童相談所子ども家庭支援課長	
木村 富秋	社会福祉法人土浦市社会福祉協議会事務局長	
星 茂行	一般公募	
東郷 和男	土浦市副市長	



○土浦市障害者計画研究会設置要綱

平成10年7月24日訓令第7号

改正

平成15年9月16日訓令第11号

平成16年3月30日訓令第3号

平成16年3月31日訓令第13号

平成17年3月31日訓令第8号

平成19年3月30日訓令第5号

平成20年3月31日訓令第4号

平成20年11月28日訓令第11号

平成29年3月31日訓令第5号

平成30年3月31日訓令第5号

令和2年3月31日訓令第22号

土浦市障害者計画研究会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進の指針となる障害者計画（次条第5号において「計画」という。）に係る諸課題に関し調査研究するため、土浦市障害者計画研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

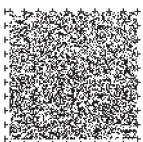
第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の現況及び課題の把握に関すること。
- (2) 障害者のニーズを把握するための実態調査の実施に関すること。
- (3) 障害者施策の推進方法の検討に関すること。
- (4) 障害者施策に係る関係部課間の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、委員21人以内をもって組織し、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は保健福祉部長を、副会長は障害福祉課長をもって充てる。
- 3 委員は、次の課に属する者のうちから市長が任命する。



政策企画課，広報広聴課，総務課，管財課，市民活動課，生活安全課，社会福祉課，こども福祉課，こども相談課，高齢福祉課，国保年金課，健康増進課，商工観光課，都市計画課，建築指導課，道路建設課，住宅営繕課，教育委員会学務課，教育委員会文化生涯学習課，教育委員会指導課，消防本部総務課

(会議)

第4条 研究会の会議（以下この条において「会議」という。）は，必要に応じて会長が招集する。

2 会長は，会務を総理し，会議の議長となる。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

4 会長は，必要があると認めたときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は，保健福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか，研究会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この訓令は，公表の日から施行する。

付 則（平成15年9月16日訓令第11号）

この訓令は，公表の日から施行する。

付 則（平成16年3月30日訓令第3号）

この訓令は，平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日訓令第13号）

この訓令は，平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日訓令第8号）

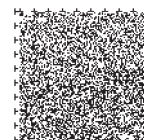
この訓令は，平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日訓令第5号抄）

(施行期日)

1 この訓令は，平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日訓令第4号）



この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年11月28日訓令第11号）

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則（平成29年3月31日訓令第5号）

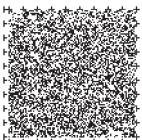
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日訓令第22号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

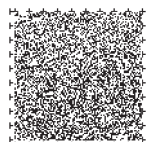


土浦市障害者計画研究会委員名簿

任期：令和2年4月27日～令和3年3月31日

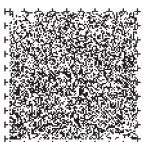
所属部	所属課	職名	氏名	備考
保健福祉部		部長	塚本 哲生	会長
保健福祉部	障害福祉課	課長	加藤 史子	副会長
市長公室	政策企画課	主任	佐々木 倫也	
市長公室	広報広聴課	主幹	福田 恭大	
総務部	総務課	室長	矢内 良則	
総務部	管財課	係長	中泉 道夫	
市民生活部	市民活動課	主幹	高野 大作	
市民生活部	生活安全課	課長補佐	櫻井 敦	
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	福原 守	
保健福祉部	こども福祉課	課長補佐	瀬古澤 時人	
保健福祉部	こども相談課	室長	川村 恵美子	
保健福祉部	高齢福祉課	課長補佐	村山 一志	
保健福祉部	国保年金課	係長	河合 敦子	
保健福祉部	健康増進課	主任	大塚 佳代	
都市産業部	商工観光課	係長	山口 晃一	
都市産業部	都市計画課	主幹	村山 良	
都市産業部	建築指導課	主幹	藤崎 祐樹	
建設部	道路建設課	主任	長坂 英治	
建設部	住宅営繕課	係長	村山 正徳	
教育委員会	学務課	課長補佐	塚本 耕司	
教育委員会	文化生涯学習課	課長補佐	渡辺 功	
教育委員会	指導課	指導主事	内城 志津香	
消防本部	総務課	係長	小島 博	
社会福祉協議会		係長	羽成 木綿子	※

※社会福祉協議会については、説明や意見を聴くため、実務担当者の出席を求めています。
(研究会設置要綱第4条第4項)



(3) 計画策定過程

日程	実施事項	主な内容
令和元年 9月20日 ～11月11日	アンケート調査の 実施	○障害者調査 ○障害児調査 ○福祉事業者調査 ○一般調査
7月21日	第1回研究会 (書面協議)	○本市障害福祉の現状について ○各課の施策について
令和2年 8月上旬 ～9月中旬	ヒアリング調査の 実施	○障害者団体
8月5日	第1回策定委員会	○委員長及び副委員長の選任について ○障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画につ いて ○障害福祉施策について ○策定スケジュールについて
10月19日	第2回研究会	○障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画につ いて ○本市障害福祉の現状について ○障害者計画の理念について ○各課の施策について
11月10日	第2回策定委員会	○障害者計画の理念について ○成果目標について ○障害福祉サービス量等の見込みについて ○パブリックコメントの実施について
12月7日 ～12月28日	パブリック・コメン トの実施	○計画案を市主要施設に設置，ホームページに掲載
令和3年 1月28日	第3回研究会 (書面協議)	○パブリック・コメントの実施結果について ○計画案について
令和3年 2月10日	第3回策定委員会 (書面協議)	○パブリック・コメントの実施結果について ○計画案について



3 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ（Accessibility）

誰もが様々な製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのことをいう。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

【か行】

虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことをいう。身体的虐待だけでなく、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待（金銭を使わせない、あるいは勝手に使う）、ネグレクト（養育放棄・無視）などがある。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

協働

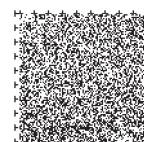
市民及び市がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動することをいう。

ケアマネジメント（Care management）

介護を必要とする高齢者や障害のある人が地域で生活するため、一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り、ニーズ表明を支援し代弁すること。障害のある人の権利擁護では、障害福祉サービスを希望又は利用する場面において本人が抱える苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、侵害された権利の回復を図り、本人が自らの力を発揮できるようにする過程をいう。



合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮すること。

【さ行】

災害時避難行動要支援者

高齢者や障害者、情報の入手や発信が困難な方、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方を災害時避難行動要支援者と呼ぶ。その他に、行動に制約のある人、慢性疾患のある人、妊産婦などが挙げられる。

サービス等利用計画

障害福祉サービス利用者の生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等を記載する計画で、障害福祉サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定特定相談支援事業者が行う他、利用者本人・家族・支援者等が作成することもできる。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがら。事物（利用しにくい建物や設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（習慣や文化など）、観念（障害のある人に対する偏見、誤解、差別など）などのすべて。

社会福祉協議会

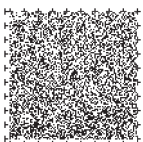
社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている非営利の民間組織。本計画では「社会福祉法人土浦市社会福祉協議会」のことをいう。

障害支援区分

障害のある人等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分ごとに利用できるサービスが異なる。障害者自立支援法では障害程度区分が用いられていたが、障害者総合支援法では、知的障害や精神障害などの特性に配慮した支援の必要性に目が向けられるようになった。

障害児支援利用計画

障害のある子どもの生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等について記載する計画で、児童福祉法による障害児通所サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定障害児相談支援事業者が行う他、家族・支援者等が作成することもできる。



児童福祉法

「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない」という理念に基づき、児童（満18歳に満たない者）の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めている。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。障害のある人に対して障害を理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者施策に関する基本計画の策定を義務付けている。

障害者虐待防止法

家庭、施設、勤務先で障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務付け、自治体などが保護することを定めている。

障害者雇用促進法

障害のある人の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法律。民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障害者を雇用することなどを義務付けている。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。

障害者総合支援法

共生社会の実現に向け、障害のある人の社会参加等を進めるための支援が総合的・計画的に行われるよう、障害の種類に関わらず必要なサービスを利用できるようにしたこと、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援、地域生活支援事業の充実などを特徴としている。

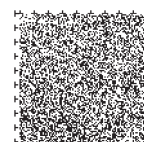
障害者優先調達推進法

障害のある人の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者施設等から優先的・積極的に調達することを推進するもの。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療で、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（自立支援医療制度）の対象となる医療のこと。対象は次の通り。

- ・精神通院医療：精神保健福祉法に規定する精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する人



- ・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けており，その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）
- ・育成医療：身体障害があり，その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる子ども（18歳未満）

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活，社会生活を営むことができるよう，障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援，住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など，障害のある人の全般的な相談支援を行う。実務経験と相談支援従事者初任者研修の修了を資格要件とする。

精神保健福祉法

精神障害者の医療・保護，社会復帰の促進，自立への援助，発生の予防などを行い，福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

成年後見

障害などにより判断能力が十分でない人の財産等の管理，また，日常生活において主体性がよりよく実現されるよう，法律行為を代行又は支援することをいう。

成年後見制度

障害などにより判断能力が十分でない人の法律行為を代行又は支援する者を専任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助のいずれかに分けられる）と，本人の判断能力があるうちに後見人を選び，委任契約を結んでおく任意後見がある。

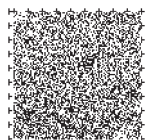
【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」・「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域とともに創っていく社会。

地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより，地域における障害のある人等への相談支援体制に関する課題について情報を共有し，関係機関等の連携の緊密化を図るとともに，地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うため，市町村に設置する協議会。



地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で誰もが自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

特別支援学級

小学校，中学校，高等学校および中等教育学校に，教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害のある子どもに対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

【な行】

ノーマライゼーション (Normalization)

障害のある人を特別視するのではなく，一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり，ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考えのこと。

難病

治療が困難で，慢性的経過をたどり，本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。平成 25 年 4 月より障害者総合支援法の対象となり，障害支援区分を受けて障害福祉サービスを利用することができる。対象疾病は 335 疾病（平成 29 年 4 月より）。

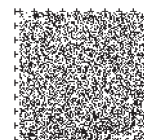
【は行】

法人後見

社会福祉法人や社団法人，NPO などの法人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）になり，家族等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に，判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

法定雇用率

障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度のことで，従業員 50 人以上の事業主に適用される。一般の民間企業は 2.0%，特殊法人や国及び地方公共団体は 2.3% などとなっている。



発達障害

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で，症状が比較的低年齢において発現するもの。

発達障害者支援法

発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。発達障害者支援センターの設置についても規定している。

パブリック・コメント

市の基本的な計画等を策定する際に，事前にその案を公表し，市民等の意見を求め，寄せられた意見を参考に計画等を決定するとともに，市民から寄せられた意見と市の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー（Barrier-free）

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で，建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することであり，より広く，社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

高齢者・障害のある人・妊婦などの移動や公共施設の利用の際の利便性・安全性を向上させるため，公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めるハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させた法律。

ハローワーク

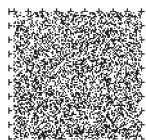
公共職業安定所の愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。職安（しょくあん）ともいう。

批准（ひじゅん）

既に全権代表によって署名がなされた条約に拘束されることを国家が最終的に決定する手続きのことで，通常は議会の同意を得て元首等が裁可あるいは認証，公布などを行うことにより成立し，締約相手国と批准書を交換したり，国際機関に批准書を寄託することによって国際的に正式確認される。

PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

業務管理手法のひとつで，計画（Plan），実行（Do），評価（Check），見直し（Action）の4段階を繰り返して継続的に改善していく流れのこと。



福祉的就労

一般就労が困難な人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、一般の労働者とは異なり、施設（就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所）の利用者という立場となるが、工賃の向上など労働者性に着目した底上げが目指されている。

ブラインドマラソン (Blind Marathon)

視覚に障害がある方が走ることを言い、障害の程度によってクラス分けがされている。障害が重いと伴走者と共に走ることであり、伴走者は周りの状況やおよその距離・時間などを走者に知らせ、走者のペース配分や体調の観察などを担う。

補助犬

『盲導犬』『介助犬』『聴覚犬』の総称。身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬で、法に基づく表示をつけている。

【ま行】

モニタリング (Monitoring)

利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、障害福祉サービス等の利用状況を定期的に検証することをいう。

【や行】

要約筆記

聴覚障害のある人等への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。「要約し、通訳する」ことで、速記とは内容が異なる。筆談の他パソコン入力などにより行われる場合がある。

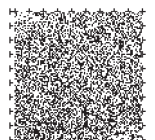
【ら行】

ライフステージ (Life stage)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。

療育

障害のある子どもが社会的な適応力を付け、自立することを目的に行われる医療と教育を一体化させた保育。一人ひとりに対する医学的な診断・評価とこれに基づく指導を行う。



はっこう れいわ ねん がつ
発行：令和3年3月

はっこうしゃ いばらきけんつちうらし
発行者：茨城県土浦市

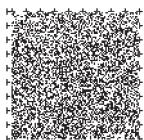
へんしゅう つちうらしほけんふくしぶしょうがいふくしか
編集：土浦市保健福祉部障害福祉課

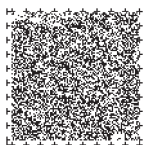
〒300-8686 つちうらしやまとちょう ばん ごう
土浦市大和町9番1号

でんわ ないせん
電話 029-826-1111 (内線2339)

ふあつくす きょうよう
FAX 029-826-7118 (共用)

いーめーる
Eメール shougai@city.tsuchiura.lg.jp







土浦市イメージキャラクター つちまる